

平成15年12月4日(木曜日)第4回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	椋津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第4回定例会

平成15年12月4日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 例月出納検査結果報告等について
- (2) 第110回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成16年度～平成18年度)について
- ” 5 議第58号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 議第59号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- ” 10 議第60号 寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について
- ” 11 議案説明
- ” 12 委員会付託
- ” 13 質疑、討論、採決
- ” 14 認第 3号 平成14年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 15 認第 4号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 16 認第 5号 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 17 認第 6号 平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 18 認第 7号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 19 認第 8号 平成14年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 20 認第 9号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 21 認第10号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 22 認第11号 平成14年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- ” 23 議第61号 寒河江市一般廃棄物減量等推進審議会設置条例の一部改正について
- ” 24 議第62号 寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- ” 25 議第63号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- ” 26 議第64号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ” 27 議第65号 市道路線の認定について
- ” 28 請願第4号 中学校給食の実施を求める請願

- ” 29 陳情第1号 法務局職員の増員に関する陳情
 - ” 30 議案説明
 - ” 31 監査委員報告
 - ” 32 質疑
 - ” 33 決算特別委員会設置
 - ” 34 委員会付託
- 散 会

平成15年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第4回定例会日程

平成15年12月4日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 4日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、教育委員会委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、財産区管理委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
12月 5日(金)		休 会		
12月 6日(土)		休 会		
12月 7日(日)		休 会		
12月 8日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 9日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月10日(水)		休 会		
12月11日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月12日(金)	午前9時30分	総務委員会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会	付託案件審査	議会図書室
12月13日(土)		休 会		
12月14日(日)		休 会		
12月15日(月)		休 会		
12月16日(火)	午前9時30分	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
12月17日(水)		休 会		
12月18日(木)		休 会		
12月19日(金)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会

午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから平成15年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、12月1日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番石川忠義議員、16番佐藤陽子議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から12月19日までの16日間といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

(1) 例月出納検査結果報告等について

(2) 第110回山形県市議会議長会定期総会の報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐竹敬一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成16年度～平成18年度)について
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 第4次寒河江市振興計画の実施計画について御報告申し上げます。

実施計画につきましては、平成17年度を目標年度とする第4次寒河江市振興計画の具現化のため、毎年3カ年のローリング方式で策定しておりますので、今回の実施計画は目標年度を超えた平成18年度までのものといたしております。

計画の内容につきましては、去る11月26日の全員協議会で御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。以上です。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐竹敬一議長 日程第5、議第58号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
この際、大谷昭男教育長の退席を求めます。

〔大谷昭男教育長 退席〕

議案説明

佐竹敬一議長 日程第6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第58号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、大谷昭男委員が本年 12月26日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく提案するものであります。よろしく御同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第7、委員会付託であります。

ただいま議題となっております議第58号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第58号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第58号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第58号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第58号については、これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号はこれに同意することに決しました。

ここで、大谷昭男教育長の着席を求めます。

〔大谷昭男教育長 着席〕

議案上程

佐竹敬一議長 日程第9、議第59号及び日程第10、議第60号の2案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第11、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第59号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について御説明申し上げます。

三泉財産区管理会財産区管理委員の任期が本年12月23日をもって満了となりますので、寒河江市財産区管理委員会条例第4条の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

次に、議第60号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について御説明申し上げます。

高松財産区管理会財産区管理委員の任期が平成16年2月29日をもって満了となりますので、寒河江市財産区管理会条例第4条の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上、2議案について御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第12、委員会付託であります。

ただいま議題になっております議第59号及び議第60号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第59号及び議第60号の2案件は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第113 これより質疑、討論、採決に入ります。

議第59号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第59号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第59号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号はこれに同意することに決しました。

議第60号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第60号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第60号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第60号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第14、認第3号から日程第29、陳情第1号までの16案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第30、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 説明申しあげます。

初めに、決算の認定について御説明申しあげます。

平成14年度寒河江市一般会計歳入歳出決算並びに8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成14年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

平成14年度は、不良債権処理のおくれによる金融システムの不安や構造改革のおくれに加え、戦後経験したことのないような高い失業率となり、民間需要の低迷や個人消費が落ち込み、日本経済がデフレ傾向に入るなど極めて厳しい状況で推移した年でありました。

このような中、本市の中長期的な財政運営を視野に、平成14年度21世紀の寒河江市にとって自力充実と発展の創出に向けて大きく前進する年と位置づけ、全国都市緑化フェアの開催や、駅前中心市街地整備、醍醐小学校改築事業等に重点的に取り組むとともに、今日的課題である少子高齢化対策、農業及び商工業等の発展基盤の整備に積極的に努めてまいりました。

財政面におきましては、景気の低迷による税収の落ち込みから、市税、地方交付税等を初め、軒並み歳入財源が減少する中ではありましたが、財政調整基金の効率的な活用により、財源を確保しながら厳選した事業の採択、徹底した歳出の抑制、補助制度や有利な起債の活用を図り、健全な財政運営に努めてまいりました。

以下、決算の大要を申しあげます。

増減率につきましては前年度対比で申しあげます。

一般会計の決算額は、歳入では2.0%減の150億3,089万6,817円、歳出では1.8%減の145億9,756万1,138円となり、形式収支で4億3,333万5,679円、繰越明許費にかかる繰り越しすべき一般財源8,366万4,000円を差し引いた実質収支は3億4,967万1,679円の黒字決算となりました。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により財政調整基金に1億7,500万円を積み立てし、残る1億7,467万1,679円は翌年度に繰り越しました。

次に、歳入の主な内容を申しあげます。

市税は引き続き景気低迷などの影響から、市民税の個人分が5.8%、法人分が12.8%の大幅な減、固定資産税は0.7%の増となりましたが、特別土地保有税も大幅減となるなどの厳しい税環境から、市税全体の収入では2.8%減の49億1,927万2,098円となりました。

地方譲与税は1.9%増の1億6,096万円となり、地方消費税交付金は11.4%減の3億7,446万4,000円、地方特例交付金も5.4%減の1億5,360万5,000円となりました。

また、利子割交付金については5,014万円。自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金の収入総額は8,319万7,000円となりました。

地方交付税の普通交付税においては、臨時規程対策債導入により、基準財政需要額の伸びが抑えられたため、基準財政収入額の減少にもかかわらず4.2%減の39億8,120万7,000円となりました。

一方、特別交付税も2.6%減の6億2,259万6,000円となり、地方交付税全体として4.0%減の46億380万3,000円となりました。

分担金及び負担金は、保育所入所児童の増加に伴う保育所運営負担金の増などにより、3.6%増の1億7,717万

7,576円となりました。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市民浴場使用料、幼児学級使用料、道路占用料、住民基本台帳手数料、諸証明手数料が主なものであり、前年とほぼ同額の1億5,077万8,693円となりました。

国庫支出金は、児童福祉費負担金を初め民生費国庫負担金が伸びたことなどにより、12.5%増の8億7,088万6,967円となりました。

県支出金は3.1%減の5億3,070万7,734円となりました。

財産収入は、土地売払収入が4,483万2,789円増加したことから、66.6%増の1億1,237万4,868円となりました。

寄附金は1,226万円となりました。

繰入金は、全国都市緑化山形フェア開催に伴い、財政調整基金繰入金が大幅に増加したことなどから、39.2%増の3億6,669万4,550円となりました。

繰越金の2億2,999万7,452円は、平成13年度決算に伴う剰余金であります。

諸収入は、貸付金元利収入3億2,796万411円、雑入1億1,687万9,801円などが主なものでありますが、山形県信用保証協会貸付金制度の改正に伴い、貸付金元利収入が減少したことなどから、26.4%減の4億5,948万8,105円となりました。

市債は、市民税減税補てん債5,920万円、臨時財政対策債4億8,040万円、道路橋梁債3億2,440万円、都市計画債1億960万円など総額で17億7,508万9,774円となりました。

以上、歳入総額では2.0%減の150億3,089万6,817円となりました。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費であります人件費は、昨年に引き続き退職職員の補充を抑制したこともあり、0.4%減の31億1,598万716円となりました。

物件費は、徹底した経費削減の結果、0.4%減の15億6,414万9,938円となりました。維持補修費については、施設の老朽化が進んでいることもあり、2.5%増の3億2,737万3,149円となりました。

扶助費は、知的障害者措置費及び児童扶養手当が増加したことなどにより、8.8%増の10億4,177万4,501円となりました。

補助費等は、都市緑化やまがたフェア開催年に当たり、実行委員会及び市の推進委員会の負担金が増額になったことから、12.7%増の22億996万5,970円となりました。

投資的事業費は、醍醐小学校改築事業が始まったことから、4.9%増の22億4,508万5,519円となりました。

公債費については、これまで実施してきた縁故債の繰り上げ償還をしなかったことから、17.9%減の19億2,516万4,844円となりました。

また、積立金は1,105万3,122円。投資及び出資金は192万円となりました。

貸付金は、地域総合整備資金貸し付けや、山形県信用保証協会貸付金等が減少したことから、50.2%減の3億890万円となりました。

繰出金は、国民健康保険や介護保険特別会計への繰出金が増加したことなどから、1.6%増の18億4,619万3,379円となりましたが、主なものは、駅前中心市街地整備事業特別会計に2億9,297万4,640円、公共下水道事業特別会計に8億9,764万2,799円、介護保険特別会計に2億6,848万483円などです。

以上の結果、歳出総額は1.8%減の145億9,756万1,138円となりました。

次に、認第4号平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、交流拠点にふさわしいまちづくりとして、都市軸の形成と都市機能の充実、商業施設の再編などにより、にぎわいと魅力、品格ある中心市街地を形成しようとするものであります。

平成14年度は駅前広場、南口交通広場、南口駐輪場を完成し、さらには地区内建物移転、都市計画道路、みこし公園、寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センターなどの整備工事を行い、事業の促進を図ったところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は18億 4,216万 4,260円、歳出決算額は17億 9,625万 6,260円となり、歳入歳出差し引き残額 4,590万 8,000円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、国庫支出金 6億 4,906万 7,000円、県支出金 736万 7,670円、一般会計 繰入金 2億 9,297万 4,640円、市債 6億 9,225 万円などです。

歳出の主なものは、建物等移転補償費 9億 3,383万 4,500円、工事請負費 4億 7,563万 8,932円、委託料 3,048 万 9,550円などです。

次に、認第5号平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

下水道は、公共用水域における水質保全や、安全で快適な生活環境づくりに重要な役割を担っており、計画的な整備と利用促進に努めております。平成14年度は、公共下水道事業については六供町地内の幹線管渠を初め、緑町、落衣、仲谷地、島、皿沼、日田、新山、石田、古河江地内などの枝線管渠の整備を行い、処理区域の拡大を図ったところであります。

また、特定環境保全公共下水道事業については、引き続き三泉地区の幹線管渠及び枝線管渠整備を進めてまいりました。その結果、平成14年度の污水管渠の整備延長は 9,786メートル、整備面積は50ヘクタールとなったものであります。

また、年々増加する流入汚水、汚泥の安定した処理を図るため、老朽化した水処理施設機械の更新を進めているところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに28億 3,008万 8,540円で、歳入歳出差し引き残額はありせん。

歳入の主なものは、使用料 3億 8,904万 2,039円、国庫補助金 4億 9,535万 108円、市債 9億 5,040万円、一般会計 繰入金 8億 9,764万 2,799円などです。

歳出の主なものは、管渠建設費 13億 3,925万 6,915円、水処理、汚泥処理などの浄化センター管理費 1億 8,282万 2,346円、浄化センター建設費 4,560万円、公債費 11億 3,353万 95円です。

次に、認第6号平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

幸生地区の簡易水道事業については、良質な水の安定供給を推進するとともに、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 762万 2,756円で、歳入歳出差し引き残額はありせん。

歳入の主なものは、使用料 492万 523円、一般会計 繰入金 269万 7,983円であり、繰入金は前年度に比べ79万 4,017円の減となっております。

歳出は、総務管理費 126万 8,216円で、前年度に比べ79万 5,959円の減、公債費は前年と同額の 635万 4,540円となりました。

次に、認第7号平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、景気の低迷や高齢化の進展などにより、被保険者数及び療養給付費が増加する中で、医療費の適正化対策や保険事業などの充実を図り、効率的な運営に努めてまいりました。

また、平成14年度は、国民健康保険税の税率の改正にあわせ応能応益の平準化を図ってまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は29億 3,432万 7,943円、歳出決算額は28億 6,544万 5,991円で、歳入歳出差し引き残額 6,888万 1,952円のうち給付基金条例の規定により 5,974万 9,000円を基金に積み立てし、残る 913万 2,952円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税 12億 3,041万 3,960円、国庫支出金 9億 9,257万 8,577円、療養給付費交付金 4億 5,966万 9,000円、一般会計 繰入金 1億 7,812万 320円、繰越金 897万 6,192円などです。

歳入の主なものは、保険給付費 18億 23万 1,727円、老人保健拠出金 7億 8,544万 6,354 円、介護納付金 1億 4,375

万 8,478円などであります。

次に、認第 8 号平成14年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成14年度は、10月の制度改正により、受給対象年齢が75歳に引き上げられたものの、1人当たり医療費等の増加により、医療諸費が対前年比で 0.3%の伸びとなっております。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は39億 585万 5,227円、歳出決算額は38億 9,928万 3,436円で、歳入歳出差し引き残額は 657万 1,791円となり、翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金26億8,999万 6,494円、国庫支出金 7億 8,725万8,000円、県支出金 1億 9,934万 4,945円、一般会計繰入金 2億 627万 6,702円であります。

歳出の主なものは、医療諸費38億 6,811万 3,271円であります。

次に、認第 9 号平成14年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、制度の円滑な運営と保健福祉サービスの充実向上に努めてまいりました。その結果、平成15年3月現在の第 1号被保険者数は 1万 495人で、介護サービスの利用につきましても着実な伸びを示し、順調に経過したところであります。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は18億 1,302万 7,791円、歳出決算額は17億 9,723万 1,981円で、歳入歳出差し引き残額 1,579万 5,810円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金 5億 5,081万 2,000円、繰入金 2億 6,848万 483円、国庫支出金 4億 3,776万 8,800円、県支出金 2億 843万 8,719円などあります。

歳出の主なものは、保健給付費16億 6,750万 9,752円、総務費 7,670万 4,950円、基金積立金 1,550万 7,000円などあります。

次に、認第10号平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護認定審査会につきましては、本市及び西村山地域 4町で共同設置いたし、その円滑な運営に努め、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図ってまいりました。審査判定会議は 170回開催し、延べ 3,943件を判定しました。そのうち本市分は 1,554件でありました。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は 2,353万 1,699円、歳出決算額は 2,101万 7,054円で、歳入歳出差し引き残額は 251万 4,645円でありました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金 1,432万 4,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金 787万 4,000円などあります。

歳出の主なものは、介護認定審査会委員等報酬 1,650万 6,916円、使用料及び賃借料 118万 7,645円などあります。

次に、認第11号平成14年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各財産区とも山林の保護育成など財産管理に努めてまいりました。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は 117万 8,138円、歳出決算額は 75万 5,776円で、歳入歳出差し引き残額は42万 2,362円となりました。

財産区ごとの歳入決算額は、高松財産区44万 6,438円、醍醐財産区26万 4,417円、三泉財産区46万 7,283円でありました。

歳出決算額は、高松財産区28万 517円、醍醐財産区 9万 9,605円、三泉財産区37万 5,654円あります。

以上、各会計の決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議第61号寒河江市一般廃棄物減量等推進審議会設置条例の一部改正について及び議第 62号寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第63号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本市の字の区域及び名称の変更に伴い、選挙区の名称について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第64号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本市の字の区域及び名称の変更に伴い、給水区域の名称について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第65号市道路線の認定について御説明申し上げます。

開発行為によるみずき団地 1 号線ほか13路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、5 議案を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

監査委員報告

佐竹敬一議長 日程第31、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略にお願いいたします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成14年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について御報告を申し上げます。

第一、審査の対象となりました会計等は、平成14年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算、以上9会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び基金の運用状況についてであります。

第二、審査の方法であります。平成15年8月7日付をもって市長から審査に付された、平成14年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて関係諸帳簿、証拠書類等と照合調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取する方法によって審査をいたしました。

第三、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

以上、平成14年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を審査した結果についてその大要を御報告申しあげましたが、詳細につきましては後日開かれず決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了承願ひまして、報告を終わらせていただきます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第32、これより質疑に入ります。

認第3号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

質問の際、ひとつページを示して質問してください。

川越孝男議員 それでは、主要な施策の成果に関する説明書の3ページなり、あと今市長から決算の概要について説明あったわけでありまして、1ページも関係ありますし、ずっといろいろ関係あります。それで、詳細については決算特別委員会の中でお尋ねをしてみたいというふうに思いますが、少し決算審査をする上で何点かお尋ねを、より中身のある審査をするために何点かについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それで、14年度の予算執行に当たっては、中長期的な視野に立って、そして健全財政を維持するためにやってきたというふうなことがございました。そして、この1ページには、結果として形式収支で4億3,300万円の黒字、そして実質収支では3億4,900万何がしの黒字というふうなことであったわけでありましてけれども、私も過去10年間の状況をちょっと調べてみました。しかし、ことしを見ても、単年度の収支では8,682万円の赤字であります。ましてや実質単年度収支を見ますというと、4億498万9,000円の赤字であります。そして、これまで10年間で単年度の収支なり実質単年度収支で両方とも赤字になったというのは平成7年度にありました。

しかし、これまでずっと平成13年度までは繰り上げ償還毎年やってきておるんです。もちろん基金の積み立ての、基金の取り崩しもあったわけでありましてけれども、昨年見ても4億1,800万何がしの繰り上げ償還をやっている。ことしからできないんですね。もちろん歳入の部分、税や何かも少なくなってきたというのもあるんですけども、予算執行上、財政運営上は14年度は返済の繰り上げ償還もゼロで、そして基金の取り崩しは3億2,800万何がしにもかかわらず4億400万円の赤字なんですね。こういう状況になっています。

また、市の人口、これもずっと見てみましたら、この決算で使う3月末日の人口で見ますというと、これまで寒河江市はずっともう100人から200人くらいずつ伸びてきておって、13年度で初めてマイナス8になったんでしたね、マイナス8。14年度、今度マイナス27です。今度寒河江市の人口も減少の状況にある。市税の伸びは先ほど市長から触れられたような状況になっていながら、財政運用上はこのように極めて厳しい状況になっている。このことについて市長の御見解を伺いたいというのが1点です。

それから二つ目ですけども、ことし14年度は繰り上げ償還も全然しない、できないという状況になっていますが、市債の償還のピーク時というのはいつになるのか。今も新たな事業もどんどんやっているわけでありまして、これから償還期に入るやつも駅前や何かあるわけですね。したがって、寒河江市の償還のピーク時はいつになるのか。そして、そのときの金額はどれくらいになるのかを教えてください、あわせて償還計画の資料を出していただきたい。決算時まででこれは結構です。今、実施計画で出されているのは3年のローリング、向こう3年きりわかりませんので、実質ピークになるのはいつなのか、この償還計画の資料を出していただきたいというのが二つ目です。

それから三つ目、債務負担を市でやっているわけでありましてけれども、この今回の決算の資料を見せていただきますというと、地総債の3億6,015万9,000円は残額として14年度末でありますけれども、これまでも第三セクターなどに対して債務負担行為を起ししながら損失補償してきておる。その、だけれども返済になっていくわけですからね。残額が今後どういうふうになっているのか、この中身を教えてください、同時に開発公社などに対して債務負担行為を起して借り入れ補償をしていますね。これは今現在幾らになっているのか、そういうものが決算資料の中に出てきていませんので、ぜひ今現在開発公社に対して市として債務保証している限度額は幾らなのか、これらも教えてくださいというふうに思います。以上、お尋ねをいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 非常に14年度も厳しい財政を強いられたということは言えると思っております、毎年毎年税収入が伸

びない、交付税も伸びないという中で、経費の削減に努め、歳出の重点的な執行と事業の執行というようなことをやってきておるわけでございまして、そういう中での醍醐小学校の着手とか、あるいは全国都市緑化フェア補助費等々の支出もあったわけでございますけれども、さらにまた繰出金等々、国民健康保険なり、あるいは下水道なり、あるいは介護保険等々に対する繰出金、あるいは福祉関係の当然増というようなものが伸びてきておるわけでございまして、そういう中でやりくりをして基金も取り崩させていただきましてやりくりをしたということでございまして、非常にきついということで繰り上げ償還するというようなこともできないままに来たというようなことが14年度の総括になると、このように思っております。

しかしながら、きのうあたりの新聞等の指標を、県下の情勢を見ますと、寒河江におきましての起債制限比率、あるいは公債費比率、経常収支比率というふうないずれを見ましても、中ほどぐらいは行っておるということでありまして、中ほどに行っているからいいというわけではございませんでして、なお一層これから厳しくなる状況というのが見えておると、こういう中ではもっともっとやっぱり財政計画というふうなものをこれから効率的な執行というふうなものに努めてまいらなくてはならないと、このように思っておるところでございますが、まずは14年度がこのような状況の中で示すことができたというようなことはまずまずなんだと思っておるところでございます。

2番目、3番目につきましては、後ほど担当の方から、あるいは追って資料を提出しようというようなことを考えておりますので御理解いただきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。財政課長。

秋場 元財政課長 お答えいたします。

公債費のピークでございますが、今のところ平成20年ごろがピークになるのではないかとこのように思っております。普通会計、駅前も含めてですけれども、おおよそですが24億円程度というふうに見ております。以上です。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 土地開発公社に対する債務保証の額を申し上げます。現在55億円を債務保証いたしております。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第61号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第62号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第63号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

決算特別委員会の設置

佐竹敬一議長 日程第33、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任されている監査委員を除く19人を委員に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第34、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託
いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総 務 委 員 会	陳情第1号
文教厚生委員会	議第61号、議第62号、 請願第4号
建設経済委員会	議第63号、議第64号、 議第65号
決算特別委員会	認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 認第11号

散 会 午前10時28分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成15年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成15年12月8日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成15年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成15年12月8日(月)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	安全安心な、明るいまち寒河江の構築に向けた取り組みについて	多発する犯罪を防ぐため、住民の限られた範囲にとどまっていた防犯活動を、地域全体の運動として展開するための取り組みについて	4番 煤 津 博 士	市 長
2	資源リサイクルについて	微生物による生ゴミ処理や家畜糞尿処理などの先進事例に学んで、本市でも研究に着手すべきではないか	20番 遠 藤 聖 作	市 長
3	保育行政について	急増している入所待機者の取り扱いについて 民間の幼児保育、教育施設との競合を避ける課題について		市 長
4	みずき団地における自治組織などの形成について	子供会育成会などの組織づくりについて	15番 松 田 伸 一	教育委員長
5	「環境保全のための意欲の増進及び環境教育推進に関する法律」の取り組みについて	法律に基づく、学校教育における新たな環境教育のための体験学習などの取り組みについて		教育委員長
6	食生活環境について	子供の生活環境と発育段階における食生活について		教育委員長
7	最上川寒河江緑地整備について	コスト削減による年次計画について 水面広場の利用計画と維持管理について	6番 松 田 孝	市 長
8	埋蔵文化財の保護と活用について	最上川ふるさと総合公園(未整備地区)整備に伴う埋蔵文化財(遺跡)の取り扱いについて 緊急発掘調査(記録保存)について 県と市の見解について 埋蔵文化財の包蔵地分布図について 包蔵地を活かした復元施設の整備について		教育委員長

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切な答弁をされるよう要望いたします。

榎津博士議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番について、4番 榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

榎津博士議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの質問について御提言くださいました市民を代表して、以下の質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

通告番号1番、安全安心な、明るいまち寒河江の構築に向けて多発する犯罪を防ぐため、住民の限られた範囲にとどまっていた防犯活動を地域全体の運動として展開し、犯罪の起きにくいまちづくりへの取り組みについてであります。

最近、「世界でも治安情勢のよさを誇った日本の安全神話は崩れてしまった」と言われております。連日のように報道される犯罪、考えもつかない理由で子が親をあやめる凶悪な殺人もあれば、かわいい我が子を虐待する親、巧妙な手口による窃盗、そしてゲーム感覚で犯罪に手を染めてしまう青少年など、どうしてこんなことが、と嘆きたくするような事件が発生しています。

増加の一途をたどる犯罪、一方その検挙率はというと、警察の懸命な捜査にもかかわらず、平成13年には20%を割り込むという戦後最悪の結果になっております。この数字からも読み取れるように、限られた警察力の中で地域ぐるみの治安対策が従来にも増して重要な時代になり、市町村や住民が果たす役割が非常に重くなっています。

さきの衆議院選挙でも、各政党が治安対策をマニフェストに盛り込んでおりました。あるマニフェストには「安全な国の復活、犯罪のない安全な国を目指し治安の危機的状況からの脱却」という内容が書かれておりました。このようなことから先送りできない、すぐにでも取り組まなくてはならない重要な課題であると考えます。

私たちの住む山形県は人口当たりの犯罪発生率が全国でも低く、平成15年本年は低い方から4番目で推移しております。また、寒河江警察署管内では県都に近い地域でありながら、県内でも低い方の水準で経過していることは大変喜ばしいことであります。

それらの要因の一端には、ここ寒河江は昔から農業を中心として、のどかな生活環境で大きな事件もなく推移してきた地域性もあるでしょう。また、花・緑・せせらぎに囲まれ心とむ生活圏で子供たちが伸び伸びと育っていること。近所づき合いなどを通して市民皆さんの心が温かいこと。グラウンドワーク等で心をつなげて、寒河江のまちづくりや美化に取り組んでいる点など、さまざまなことが挙げられると思います。

しかし、全国的に道路など高速交通網の整備がなされ、人々の生活圏が広くなり、県外から犯罪者が来て事件を起こす事例もたくさん報告されているなど、広域的な犯罪が増加しているのが現状です。短時間で首都と結ばれている現在、「凶悪な犯罪は都会で起きるもの、山形は田舎だから起きないだろう」という概念は改めなければなりません。現に県内でもさまざまな凶悪犯罪が発生していることは皆さんも御承知のとおりであります。

このように、環境が急変し、身近で発生しているにもかかわらず、市民皆さんの防犯に対する意識が高まっていないように感じられます。例えば、外出し留守宅になるなら施錠をするなど基本的なことを怠っている家がたくさん見受けられるなどからすると、市民の危機感が感じられないのが現状です。

このようなことから、私たち市民一人一人が意識を高め、警察と連携をとり防犯に取り組まなければならないと考えます。その連携においても行政の果たすべき役割は非常に大きいものがあります。低い犯罪発生率を維持し、安全安心な生活を継続するためにも、市民の防犯意識の高揚が急務であります。

「日本一さくらんぼの里さがえ」が定着、「花・緑・せせらぎで彩るさがえ」を愛する気持ち、そして「ボランティア活動を通じて市民の温かさ」を昨年の全国都市緑化フェアで全国の方々へ大きく発信、今度は「犯罪のない安全で安心な明るいまち」として発信できればと考えます。

ここで、犯罪の情勢を全国、山形県、そして寒河江警察署管内に分類し述べさせていただきます。

厳しさを増す犯罪情勢の統計を見ても、平成14年全国の刑法犯認知件数は285万3,739件と戦後最高を記録し、過去10年間で約110万件の増加となっており、とりわけ刑法犯認知件数の9割近くを占める窃盗犯の増加が著しくなっております。

また、過去10年間で路上強盗とひったくりの認知件数は、それぞれ 4.5倍、 3.6倍に増加するなど、路上犯罪の大幅な増加が目立っています。来日外国人による凶悪犯や組織窃盗犯が増加し、来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向がうかがわれるとともに、少年非行の凶悪化・粗暴化が進展し、街頭犯罪におけるひったくりの総検挙人数に占める少年の割合は7割を超えるなど少年非行が増加しております。

それらの犯罪の検挙件数は、平成4年以降、平成11年までの間、おおむね70万件台で推移していましたが、平成13年には54万件台に落ち込み、検挙率は4年以降10年までの間40%前後で推移していましたが、認知件数の増加等により13年には19.8%と戦後初めて20%を割っております。このようなデータを見れば国民の多くは社会の安全に対し不安を抱くことになり、世界一安全な国と言われた日本の治安は重大な岐路に立っていると云わざるを得ません。

一方、山形県の平成14年県内における刑法犯認知件数は1万4,331件で、10年前と比較しますと6,407件、率にして80.9%の増加となっております。検挙件数は4,808件で検挙率は33.5%と全国平均よりも12.7ポイント高くなっています。犯罪の傾向としては強盗のほか、自転車盗、車上ねらい、自動販売機荒らし、ひったくりなど、全国と同様に街頭での犯罪が増加し、窃盗犯の増加が刑法犯全体を押し上げている状況にあります。

近年の山形県の犯罪情勢を分析した結果、皆さんの身近なところで発生する犯罪の中でも、特に自転車盗、車上ねらい、自動販売機荒らしの3手口の発生が多いことから、警察でも総力を挙げて抑止、検挙に取り組み、一定の成果が見られております。

しかし、平成14年中における刑法犯認知件数は対前年比1,302件の増、増加率10%と、全国平均の増加率4.3%を大きく上回っております。このため、県警では平成14年に身近な犯罪の抑止と検挙対策を実施し、さらに平成15年には日本一安全な山形県を目指して「山形県街頭犯罪等抑止総合対策」を強力に推進しております。

また、寒河江署管内では平成14年刑法犯認知件数は683件で、10年前と比較しますと374件、率にして121%の増加となっております。この統計からしますと、県内における寒河江署管内の発生率は低い方ですが、増加率は極めて高く推移してきており、決して予断を許せない状況にあります。

このような中で、犯罪抑止に向け行政と警察が連携をとり、新規に造成されたみずき団地にパトカースポットの場所を設けたことは大変意義があることだと考えております。

パトカースポットは、警察が従来、車をおりて巡視する際に頭を悩ませていたのがパトカーの駐車場所で、スポットができたことで気兼ねなく警戒活動ができ、移動交番的な役割を果たします。パトカーが目につくことやパトロールが徹底されることで、犯罪の起きにくい環境となり効果を上げるものと期待されます。

また、現在着々と整備が進んでいる寒河江の新しい顔となる駅前にも同じようにパトカースポットを設ける、かつ防犯用の回転灯の設置も検討している点についても、多発する街頭犯罪等に歯どめをかけるものと期待いたしますので、ぜひ実現していただきたいと思っております。

このように、行政と警察が一体となりハード面の施策として犯罪被害に遭いにくい環境づくりを推進していることは大変評価できると考えております。しかし、それだけでは一定の犯罪抑止効果は得られるとしても、ソフト面での施策を講じなければ総合的な充実強化にはつながらないと思っております。

近年は犯罪の抑止機能が低下しつつあり、加えて少年を初めとして国民の規範意識が低下していることがうかがえるなど、犯罪を抑止するための社会環境は非常に厳しいものとなっております。

犯罪の発生抑止に万全を期すには、警察のみによる努力では限界があり、国民、地域社会、さまざまな機関や団体が果たすべき役割を可能な限り分担し、防犯行動を促進することなどによって犯罪に強い新たな社会システムの構築を展開しなくてはなりません。

そこで、ソフト面の施策として犯罪危険箇所におけるパトロールの実施、防犯懇談会の開催など、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害を未然に防止する地域安全活動を行政・警察・市民がパートナーシップを組み、防犯協会・地域住民等と協力して全域で推進する必要があると考えます。

現在、寒河江市ではそれを推進する防犯協会は七つの地区にあり、活動状況もその地区防犯協会単位で独自に行われております。活動内容は防犯パトロールはもちろんのこと、防犯診断を実施して各家庭の車や自転車の施錠状況などをチェックして不備な点を改善させたり、放置自転車の調査、回収などにも取り組まれているようです。また、子供や高齢者の防犯教室の開催、草の根呼びかけ運動として町内単位でハンドメガホンによる防犯呼びかけを実施している地域もあります。

このように、行政や警察の協力を得ながら、その地域の現状に合った内容で積極的に行動されていることは大変心強く犯罪抑止に大きな効果がある素晴らしい活動だと思っております。

反面、残念なことに地区によっては防犯協会の存在しないところもあります。また、それらを取りまとめる市の防犯協会が寒河江市では組織化されていないのが現状です。

県内で刑法犯の半数近く発生している自転車の盗難や車上荒らし、侵入盗はちょっと注意をすれば犯罪の発生しにくい環境をつくることは可能であります。また、防犯診断など全地域で実施すれば防犯意識の高揚につながりますし、防犯協会等が確実に機能すれば、警察などからの犯罪傾向が迅速に市民に伝えることが可能になります。そして、その情報を市民が得ることで抑止効果が上がるものと期待しております。

地域を挙げての意識の高揚、対策の実施には財政面などさまざまな難しい課題があることは理解しております。しかし、管内の犯罪発生増加率が極めて高いことを踏まえ、市民の生命や財産を守る意味でも犯罪の起きにくいまちの構築に向け何らかの施策、アクションを起こさなくてはならないと考えます。

そこで、市長のお考えをお伺いいたします。先ほど述べさせていただいたとおり、パトカースポットなど大変素晴らしい取り組みがなされておりますが、寒河江で犯罪の起きやすいような場所のハード面の整備について、今後どのように考え推進されるのか。また、安全で安心な明るい寒河江の構築に向け、住民の限られた範囲にとどまっている防犯活動をもっと幅広い市内全域での運動として展開するため、どのように取り組まれるか、御所見を伺いたく第1問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

近年の犯罪情勢を顧みるとき、全国的には長引く不況を反映しまして金融機関やコンビニエンスストアをねらった強盗事件が多発し、また児童虐待事件が全国各地で連鎖的に発生しておりますし、このほかにもさまざまな犯罪が多発し、治安の悪化が世情不安をかき立て大きな社会問題となっております。

また、地域社会の変化や住民の連帯意識の希薄化により、地域が持っている犯罪抑止機能が低下し、犯罪は多発傾向にあり、その内容も複雑多様化している現状でございます。少年非行については依然凶悪化、低年齢化に歯どめがかからず、犯罪に占める割合は増加傾向にあり極めて厳しい状況にあるかと思っております。

これらを踏まえまして、山形県警察本部では、御指摘ありましたけれども、日本一安全な山形県というものを目指しまして、特に多くなっている自転車の窃盗、それから車上ねらい、いわゆる車両内から現金などを盗む行為なわけでございますが、それから自動販売機荒らしなどの街頭犯罪を抑止するため、山形県警察街頭犯罪等抑止総合対策を推進し、その抑止と検挙活動に取り組んでおります。

寒河江警察署管内でも、この総合対策を強力に推進した結果、平成15年1月から10月まで、ことしの1月から10月までの刑法犯罪認知件数は対前年比22.8%も減少するなど、大きな成果が見られているとこのことでございまして、特に管内の高校において、自転車のワイヤー錠の贈呈や寒河江西村山地区防犯協会連合会と協力し自転車点検を行ったこと、また駅前や大型店などで放置自転車を撤去したことなどから、自転車窃盗が大きく減少しております。

市でもこれまで年に一、二回、市内4カ所の駅前の自転車駐輪場において、寒河江警察署及び地区防犯協会の協力を得まして放置自転車の点検確認を行い、放置自転車の整理撤去を行ってきております。昨年度は43台の放置自転車の撤去を行っております。

それから、犯罪を未然に防止する対策といたしましては、ハード面いわゆる物理的対策と、ソフト面いわゆる人的な対策の二つがあろうかと思っております。

ハード面は防犯環境設計などと呼ばれることもあり、領域性と監視性の二つの概念があるとされており、学校の正門など閉めることにより自分の領域とはっきり区画して、だれも入れないという領域性と、仮に入れてもその人がどう動いているのか防犯監視カメラなどでフォローする監視性でございます。

実施している具体的なものといたしましては、寒河江駅自由通路に設置した防犯カメラや、みずき団地に設けましたパトロールカーの駐車場所としてのパトカースポットがございまして、また暗がり解消のため毎年街路灯設置事業も行っております。今年度は現在まで35基の街路灯を設置しております。そのほかにも、現在整備中の駅前にパトカースポットを設置することにしておりますし、建築中の寒河江駅前交流センターと寒河江駅前正面口駐輪場にもそれぞれ監視カメラを設置することにしております。これからも防犯上必要と思われる場所が出てきましたならば検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、ソフト面の対策でございますが、地域安全運動と呼ばれるもので、犯罪の防止はやっぱり警察の問題だけでなく住民の主体的・自立的な取り組みが必要でございます。社会全体で対応することが必要であるということございまして、御指摘のとおりでございます。

具体例としまして、市内各地区の防犯協会が実施している巡回パトロールや、防犯診断がございまして、巡回パトロールとは、御案内かと思いますが、地区内の警備防犯のために放置自転車の調査、撤去、無灯火自転車、街路灯の芯切れ、ごみ袋の道路のはみ出しなど、防犯上の不備な点を個々に指導改善を行う活動でございます。防犯診断とは、地区の全世帯を対象に屋外の放置自転車、自動車のキーのつけっ放し、ドアロックのし忘れなどを調査したり、地区内の危険箇所の点検などを行う活動でございます。これらは、寒河江警察署はもとより地域防犯連絡員と連携しながら行っている地域安全活動の実践でございます。

このように、安全で安心な生活を守るためには、地域住民の自分たちの町は自分たちで守るという安全意識の高揚と、自主的な安全活動を推進することが必要だろうと思っております。その核としまして、地区防犯協会の果たす役割も大きいと考えております。地域安全活動は地区防犯協会を中心とした地域の自主的な活動を基本としながらも、その円滑な活動を促進するためには行政あるいは市防犯協会の支援は必要であると考えております。

支援の内容は、安全活動の情報提供や活動支援、警察との連携や地区防犯協会相互間の連絡調整などが挙げられると思います。これまで行政として各地区の防犯協会に協力いたしまして活動を支援してまいりました。市防犯協会は、長年にわたり組織体制が整っていなかった実情にありましたが、その組織化を念頭に置きながら、端緒として今年度中に地区防犯協会の代表者に呼びかけ懇談の場を持ちたいと考えております。この懇談会合の場におきましては、市民の連帯意識を高揚させ、犯罪防止力を増大させるための手だてと組織化の進め方、活動の内容などについて話し合っていきたいと考えております。

地区防犯協会が存在しない地区については、この地区は5年ほど前までは活動していた地区でもありますので、町会長などから実情をお聞きしながら、地区として地域安全活動が展開できるよう環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

安全で安心して暮らせることは市民すべての願いでございます。防犯協会はもとより市内の各種団体や地域防犯連絡員の協力をいただきながら、警察との連携を密にいたしまして、市民一丸となって持続的な地域安全活動を進めていく中で、これまで以上に安全で安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 榎津議員。

榎津博士議員 たいまはハード面、ソフト面に大変心強い御回答をいただきまことにありがとうございました。

皆さんも御承知のとおり現在全国で「おれおれ詐欺」という犯罪が多発しております。先日全国での被害総額は22億円を超えているような状況であり、私たちの住む山形県でも約 2,000万円の被害に遭っております。うち寒河江警察署管内ではその半分の 1,000万円余りに上っているのが現状であります。この事件が発覚してから大分時が過ぎ去りました。しかし、今もって被害者が後を絶たない、このようなことは今もってその犯罪の傾向を知らない方がたくさんいらっしゃる、または子を思いやる親の気持ちが先行してしまい、わかっても出さなきゃならないという気持ちにかられてしまいお金を出してしまうというようなことが続いている現象だと思っております。

私は、さも息子や孫を装い親の子を思う気持ちを悪用する行為に怒りがこみ上げてくるとともに、このような手口で犯罪が繰り返されていることに、この国の将来に不安すら覚えます。このような手口こそ、警察、行政、団体や企業、そして地域住民とのネットワークが確立されていてタイムリーに機能することができればかなりの被害を防げたのではないかと考え、改めて市全域の組織化に必要性を感じたのでした。また、組織化に向けて取り組まれるにしても他市町村での参考になる活動を視察することも大切であるのではないかと思っております。

防犯活動を積極的に取り組んでいる舟形町での活動の一部を紹介させていただきますと、毎月1日と15日を「防犯の日」と定め、各家庭に防犯旗、いわゆる旗を配布し掲揚してもらい、町内の要所にも大きな防犯旗を掲揚しております。寒河江のさくらんぼ市旗を掲揚すると同様に防犯旗の掲揚は、町民の意識高揚ばかりでなく対外的に犯罪の起きにくい環境を形成しております。また、防災無線を有効活用してタイムリーに情報を提供したり、町を挙げて実施している「鮎まつり」などの開催中は、車上荒らしに遭って訪れた客が不愉快な思いをしないよう駐車場のパトロールを強化して、祭りのイメージダウンにつながらないように地域ぐるみで行っております。

寒河江も「みこし祭り」やたくさんのイベントが多いまちです。多くのお客様が訪れます。防犯パトロール等を通じて訪れた方々に感動と安心を与えられることができれば、より一層楽しんでいただけるものと期待いたします。

防犯活動は、自治体と地域住民、民間団体などの取り組みが大きな役割を担い、我が国の治安問題を左右するとまで言われております。市内全域の防犯協会設立や防犯活動の推進には、先ほど述べたようにさまざまな課題を乗り越えなくてはなりません。当然それに伴う経費も発生してくると思います。ぜひ、それらのことも市長初め関係各位の御尽力を賜り一歩ずつ確実に前進し、「安全安心明るい寒河江」の構築が早期に確立できますようお願いいたしまして、第2問といたします。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番、3番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある内容に関心を持っている市民を代表して、以下、市長に質問をいたします。

最初に、資源のリサイクルの取り組みについて伺います。

今、家庭や農家、企業、自治体などから日々排出される廃棄物は膨大な量になっています。それらは内容ごとに分別され、焼却や埋設されたりするものが大半であります。中にはリサイクルにより再活用されていくものもあります。

しかし、欧米諸国と比較して日本では資源リサイクルの取り組みが大きく立ちおけているのが実情であります。県内でも多くの自治体でリサイクルの取り組みを進めているところでもありますけれども、長井市でのレインボープランが全国的に注目されているほかは、なかなかこれといった有効な施策が見当たりません。

私は、改選前の昨年、文教経済常任委員会の一員として鹿児島県の鹿児島市の下水汚泥の好気性微生物による堆肥化の取り組みを視察してまいりました。

鹿児島市は、人口43万人で下水道の普及率は82.1%、1日に発生する下水汚泥は120トンで、コストがトン当たり2万5,000円もかかる処理が頭痛の種だったそうであります。それが下水汚泥を好気性微生物によって発酵させることによって堆肥化し、農家などに販売することによって処理コストがトン当たり1万3,000円と、これまでより半分以下の費用で済むことになったということでありました。

この処理堆肥はサツマソイルとして市民の間に定着し、他の肥料と混合して市民が家庭菜園に使用したりするほか、鹿児島県では農家の家畜堆肥の処理を業者が一括して引き取り処理しているところが多くて、その産廃業者が堆肥の中間処理用の発酵促進剤として相当な需要があるとのことでありました。

実際にこの処理済の汚泥を活用している養鶏農家に案内していただき、実際にその作業を見学してまいりました。その農家は毎日大量に発生する鶏ふんにサツマソイルを加えて発酵ヤードに収納し、定期的にバケット車で切り返すだけで徐々にさらさらになり、それをまた鶏舎に床土として活用するようにしていると言っていました。においも少なく、畜舎や鶏舎につきもののハエがほとんど目につかず非常に驚いたことを記憶しています。

今全国でこの種の取り組みが進められています。平成16年からは家畜の堆肥の保管についてもより厳しい対応が農家に求められています。新種のウジを使って家畜の堆肥を肥料化したり、ある種の微生物を活用して家庭の台所の生ごみを肥料化する試みなどさまざまな事例が生まれています。本市でも先日の市報にも載っておりましてけれども、河川浄化に微生物を投入することによって浄化できるのではないかと実際に実践している活動が紹介されていました。

農家や家庭、企業から日々排出される廃棄物は待ってくれません。病院や学校、保育所などから出される給食の残菜の処理などにも目を向ける必要があります。この問題については佐藤暘子議員が以前質問で取り上げています。今は燃やすとか埋めるとかというだけでは不十分でありまして、リサイクルの視点をもっと多くの分野に広げ、資源をより有効に活用していく道を求めていく必要があると思います。

こうしたことを踏まえ、本市でも微生物を活用した堆肥づくりや、生ごみの資源化、リサイクルに目を向け、情報収集や研究を開始し、できるところから実践を開始すべきではないかと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。とりあえず公共施設の給食残菜の資源化に取り組めないか伺いたいと思います。

次に、通告番号3、保育行政について伺います。

寒河江市は、昨年からすべての市立保育所で希望する保護者を対象に保育時間の延長を実施しています。これは共稼ぎ家庭でも安心して子供を預けて働けるようにという側面からの子育て支援策として大変有効な施策であり、多くの父兄から歓迎されているところでもあります。

また、公立保育所の場合、兄弟姉妹が同時に保育を受けるときは第2子については保育料を半額にし、父母負担を軽減するという措置もあり、これまた父兄に歓迎されているところでもあります。

さて、全国的に進行している少子化の傾向は本市においても例外ではなくて、強力な子育て支援策が必要なことは言

うまでもありません。私たち日本共産党市議団はこのことについてもこの間、保育時間の延長問題や、若い世帯に低価格の公営住宅を提供する問題など、予算要望や議会の一般質問の場でさまざまな提言を行ってきた経緯がございます。

今回、私が取り上げるのは、一つには一部の市立保育所で起こっている定数を超えて入所希望者がいる問題の原因と対策についてであります。そもそも本市の幼児保育は、民間と市立の施設が対象となる乳幼児のほぼ半数ずつを分け合って保育しているのが実情のようであります。少子化が進行する中でこれがどうなっていくのか、今後行政としても深い関心を持って適切で誤りのない対応が求められていることを、まず申しあげて、以下、質問に入りたいと思います。

このたび、西根地区の複数の保護者から、希望者が定数を超え入所の調整が必要になりましたので調査票を提出してくださいと、市役所に言われた。どうなっているんですかという問い合わせを受けました。

担当者に伺ったところでは、市立保育所で来年度定数を超えて入所希望者があり、他の保育施設に回ってもらう必要があるのは2カ所程度で、残りの保育所はほぼ定数どおりか、定数割れの見込みのようであります。今年度もしね保育所では定数を超えて希望者があったために他の保育所に入ってもらったというケースがあったということだったので、しばらくはこうした状態が続く可能性もあり、何らかの対応が必要ではないかと考えます。

定数を超えた希望者があった場合の対応はどうなるのか、だれもが納得できる公平な基準を示すべきだと思います。例えば、上の子と下の子が異なる施設に入所するなどということがあってはならないと思いますが、入所判定の物差しはどうするのか伺いたいと思います。

また、厚生労働省が示している定数の緩和措置の範囲内であれば、市の独自の判断で年度当初から最大定数の125%で対応するというのも、定数をオーバーしている希望施設の場合は考えられるのではないかとと思いますが、そのことについて伺いたいと思います。

ただし、施設の設備や保母さんの配置など解決しなければならない課題も少なくありません。市当局の適切な対応を望むものであります。

一方で民間の幼児保育施設では、少子化の影響を受けて認可、無認可に関係なく、ごく一部の施設を除いて軒並み定数に満たない状態になっています。

市では以前から民間の幼児保育施設に通園させている父兄に対して、所得に応じて就園奨励補助金などを支給するとともに、少子化対策の一環として民間施設への補助金を交付してきました。ただ、冒頭に申しあげたように、保育時間の延長が市内すべての保育所に拡大したことや第2子の保育料が半額になるなどで、民間から公立保育所に子供をシフトさせる父母がいるのではないかとと思われるのであります。

そもそもこれまで市内の幼児の保育については公立と民間で半々に分け合ってきたし、ゼロ歳児や未満児保育の多くは民間保育施設が担ってきました。どの保育施設や幼児教育施設に子供をゆだねるかは施設の特徴や内容によってさまざまな形態があります。

ただ、少子化の進行という中で行政側が民間の施設との共存という立場を考慮しないまま一方的に事を進めればさまざまなあつれきを生むことは当然であります。以前の議会で佐藤暘子議員が提案した「幼児教育施設連絡協議会の復活と、本来の機能を回復させること」というのは、まさにこうした場合を想定したものであります。

民間の経営者の中には、「行政に要望したいことはたくさんある。寒河江市の幼児保育や教育をどう進めていくのかというテーマで意見や要望を話し合う場を設けてほしい」と言っていました。認可施設、無認可施設、あるいはゼロ歳保育や未満児保育に力を注いでいる施設、あるいは企業内保育所など、個々に見ていくと抱えている課題や悩みはさまざまだと思います。一堂に会しての話し合いとなると困難なこともあるかもしれませんが、でも、寒河江市民の幼児保育を担っているという点では同じであります。定期的に少子化対策や幼児保育のあり方、行政の援助のあり方などについて話し合う場を設けることについて再度検討を求めて、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、資源のリサイクルのことでございます。

国では限りある資源を大切に、環境の負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を目指して法整備がされてきており、発生抑制、再使用、再資源化、適正処理の廃棄物処理四原則による総合的なリサイクル対策が進められております。

これを推進するためには、市民・事業者・行政の三者が共通の認識に立ちまして、それぞれが責任を自覚した上で相互に役割を分担しながら、市民生活や事業活動により発生したごみについては自己責任のもと適正な処理を行うとともにリサイクルを進め、地域社会全体としてごみの排出抑制及び再資源化を進めていく必要があると思っております。

生ごみにつきましては、寒河江地区クリーンセンターにおける調査では、家庭から出される生ごみは燃やせるごみ全体のおおむね15%でございます。それぞれの家庭でごみそのものを減らしていく工夫の取り組みが最も重要でございますので、生ごみの減量化とリサイクルを推進するためコンポストの購入に対する補助制度を設け、平成11年度からは対象を電動式の生ごみ処理機にも拡大してまいりました。これまでコンポスト 2,500基を超える設置と、電動式の生ごみ処理機 242基の実績となっており、減量化、資源化に効果を上げているものと思っております。生ごみの減量化とリサイクルを推進するため、今後ともリサイクル意識の高揚に努めてまいりたいと思っております。

また、家畜排せつ物の有効利用方策についてでございますが、家畜排せつ物は有機物を多量に含んでいることから、これまでも農産物及び飼料作物生産において有効利用されてきたところでございます。しかしながら、近年農業従事者の高齢化や後継者不足を背景といたしまして、排せつ物の資源としての有効利用が困難になりつつあり、地域の生活環境に関する問題も生じてきております。一方、資源循環型社会への移行が求められ、環境に対する意識が高まる中で、家畜排せつ物についてその適正な管理を行い、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進していくことが必要になってきております。

本市における堆肥の利用については、一部で販売等の実績があるものの、それ以外については自己農地への散布などに活用されております。今後、微生物を活用した堆肥化の方法などの事例も見ながら、堆肥化の効率や堆肥の有効利用の方策について調査研究していかなければならない課題だと思っております。

それから、市の施設から出るところの給食残渣についてでございますが、燃えるごみとして週2回回収いたしましてクリーンセンターにおいて焼却処理しております。

資源化の取り組みについては、試験的に田代小学校で微生物による堆肥化を試行、試しにしましたが、十分な発酵ができないなど課題があり現在やめております。また、醍醐小学校に生ごみの減量化を図るために電気式による生ごみ処理機を、これは乾燥式の方でございますが、設置いたしまして、処理されたものは学校の花壇等の土づくりにしようとして始めております。

資源の有効利用として、昨年から小学校の給食調理で使用した廃油の一部を、石けんを製造している事業所に搬入し、そこで製造された石けんを市内全般の給食調理場において食器等の洗浄に使用しております。

給食残渣の資源化を進めていくためには、施設ごとの排出量も異なりますので、どのような形で堆肥化やリサイクルを進めるのか、さらに堆肥の有効利用や需要についても十分に検討しなければなりません。このようなことから、施設の生ごみの堆肥化ということについては現状を調査しながら、さらに研究していく必要があると考えております。

次に、保育行政に対しての御質問にお答えいたします。

近年、雇用や労働環境の厳しさを反映してか保育所入所の需要が増すなど、仕事と子育ての両立支援の要請が強くなってきており、これらの要請ニーズにも的確な対応を行っているところでございます。

保育需要の増加に対する具体的な対応としまして、その時々保育ニーズを酌み取りながら、すべての保育所での延長保育の実施や保育定員の弾力的な運用による受け入れ保育児童数の拡大、分園の設置による保育定員の拡大を図るなど、保育所入所に対する待機児童を出さない方策を講じてまいりました。

その結果、少子化で本市の場合も出生数が毎年 400人前後を推移する状況にございますが、保育児童数については年々増加し、子どもプランを策定した平成9年度には保育定員 560人に対し保育児童が 425人でしたが、平成15年度末は保育定員 600人に対し保育児童は 637名となり、約50%の増加となっており、安心して預けていただけるよう保育体制を確立するとともに、保育内容の向上に努め、保育所運営の充実を図ってきた結果と考えておるわけでございます。

御質問にあった平成16年度の入所申し込みについてでございますが、にしね保育所等一部の保育所で希望者が多かったことに対する対応でございますが、保育所全体の申し込み状況を見ますと、本年度より40名程度保育児童が多くなり 677名程度となるものと予測しております、特ににしね保育所については平成15年度の保育児童数よりも16名増の申し込みとなっております。

本市では、これまで国が示している保育所への入所の円滑化について、いわゆる入所定員を超えて入所児童の受け入れが可能とされている制度というものを活用し、保育需要にこたえているところでございまして、来年度も同様にこの制度を活用することとしており、10月中に申し込みをいただいた児童につきましては、全員の入所を決定する方向で検討しております。このため、保育所入所における待機児童はないものと把握しております。

しかし、にしね保育所の3歳児については、入所先の調整が必要であり、近くの受け入れ可能な保育所の利用をお願いすることとし、今回新たに申し込みをされた児童を対象に12月中にしね保育所の状況や保育内容等の説明をいたしまして、子育て家庭の保育条件、保育サービスの利用の意向などを十分に把握し、第2希望の保育所を中心に調整を行い、保護者の御理解をいただいております。また、なか保育所4歳児についても同様の入所先の調整を図っております。

民間の乳幼児施設との関係につきましては、これまで話し合いの場を設けてまいりましたが、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度を初年度とする5カ年の寒河江子どもプランの実施計画ともいえる行動計画の策定というものを平成16年度に予定しております、その際にも寒河江市の乳幼児施設全体について関係者と十分に話し合いを持ってまいります。その中で、将来的な保育の器がどうあれば効果的に的確に市民が求めている教育需要にこたえていけるかどうかなど、総合的な判断をして計画を策定する必要があると考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 ごみあるいは堆肥の資源化の問題については一定調査研究もしてみたいというふうな答弁がありました。ただ、実際の対市民とのかかわりで言いますと、なかなかそれが有効に機能してないというのが実態でありまして、例えば、家庭のごみの量も、さっき市長は生ごみは10%と言いましたけれども、総体的にはごみの量は相当ふえているんですね。有料化したことによって一時大きく減少しましたが、ほぼそれを超える勢い、現時点では、なっているということで、必ずしも家庭の中でリサイクルに回す量が多くなっているというふうにはちょっと感じ取れない、この数字の上で言いますとですね。そういう状態にあるというのではないかというふうに思います。ですから、もう少し行政が力を入れて資源化の取り組みを呼びかけるということが大事な時期に来ているのではないかと思います。

それで、さっきサツマソイルの話をしたわけでありまして、これは私だけでなく同僚議員、当時の文教経済常任委員の皆さんは全員見てきたわけで、やっぱりこれは参考にして行政に伝える必要があるというふうなこともごも言っておりました。ですから、「百聞は一見にしかず」ですので、職員を派遣して実際に調査をさせてみたらどうかというふうに思います。なかなか経費の削減で出張旅費もないという中でのことですので大変かとは思いますが、やっぱりそのぐらいの意気込みがないと。

特に九州地方はその種の取り組みが進んでいるところでありまして、インターネットでもとったことありますけれども、特殊な八エのウジによる牛の堆肥の処理ということもやっている自治体もあるようであります。これは話だけですと、びっくりするほどの成果が上がってあって、1カ月もたたないうちにぼろぼろになる、土になるというふうな報告などもあったりして、その種の話が今全国にあるわけです。

どれが本場で、どれがうそかという問題もありまして、これだというのはなかなかないようでありますけれども、ぜひそういうものを取り寄せてもらって、たたき台としてそういうものを研究してみるということが必要なのではないかと。職員が大変忙しくて申しわけないんですけれども、通常業務の傍らでも結構ですので、そういうことを職員にしてもらおうというふうな取り組みも必要なのではないかというふうに思っています。結果的にそれが物すごく行政の処理経費の低減にもつながるし、そして資源の有効利用にもつながるということですので、ぜひそういう取り組みをしていただけないかということでもあります。

それから、田代小学校や醍醐小学校で一部に取り組みがなされたということでもありますけれども、もう少し中規模の学校、あるいは寒河江でいうと大規模校あたりにもそういう取り組みがなされてもいいのではないかなというふうに思います。微生物というのは何を使ったのかわかりませんが、失敗したらまた別な方法をやればいいわけで、あきらめないで取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思います。

そのほかにも病院とかそういうところでも毎日出るものですから、そういうものの取り組みも必要なのではないかと。例えば、地域的にも一つの町内会、あるいは団地などにそういう生ごみ処理機を設置して、実験的に一つのグループ単位を試みにやってみたらどうかということもあるんです。これは共産党の市議団が横浜市に以前行ったときに実際見てきたんですが、団地の中で生ごみの共同処理の処理機がありまして、管理人も置いて交代で自主管理しながら、生ごみを投入して土くれにしていくという取り組みをやっていました。これは非常にうまくいっているということでしたので、そういう資料なども必要であれば、私どもも提供してみたいと思います。そういう努力を寒河江市として、個々の場面でやってみたらどうかというふうに思います。そういう問題提起だったわけでありまして、ぜひそのことを検討して見ていただきたいというふうに思います。

それから、牛の堆肥の問題ですけれども、これも厳しい法規制が間もなくかかってくるわけで、市の予算化としては補助費として畜舎費の建設費として計上されておりますけれども、実際これなかなか受け入れる農家は大変なんじゃないかというふうに思います。巨額なお金がかかるということもありまして、やっぱり、これ有効利用の方に回していくということを考えればもっと安く済むし、当時鹿児島でありました話ですと、当時の農林省の補助事業としてやれたということでしたので、そういう制度などの研究もしていただきながら、リサイクルにするというふうな方法が考えられないか、

そういう道も検討していただきたいというふうに思います。

それから、幼児教育の問題でありますけれども、質問の趣旨は二つあったんですけれども、一つは定員をオーバーして申し込みが集中している保育所、さっきにしねということで私も市長も言ったわけですが、10人ほどオーバーするというふうなことだったようでもあります。そこで、措置基準を、つまり入所させる判定基準をどうするのかというふうなことを聞いたわけですが、それに対しては10月まで申し込みになったものについては無条件で、それ以降の申し込みについては3歳児については話し合いでというふうなことでした。

そこで、問題になるのは、質問にも取り上げましたけれども、兄弟で希望されている家庭の場合はどうなるのかということなんです。お兄ちゃんがにしねで、下の子がみいずみとか、というふうなことが発生するのか、そういうことが起こっちゃうのかですね。これは保護者会への参加とか送迎の問題とか、いろいろありましてその家庭の負担が非常に大変になるのではないかとというふうな気がします。そういうお子さんは優先して入れるとか、何か基準や物差しがあってもいいのかなと思います。それを聞いたんですけれども、それについては直接的な返事はありませんでしたので、改めて伺いたいと思います。

それから、125%まで定数を超えて入所させてもいいというのが厚生労働省の見解のようでもあります。ただ、初年度つまり年度の初めからそうするのではなくて最終的にはその年の10月以降、9月だか10月、それ以降の措置としてそれが認められると。当初は115%ですか、の人数までは受け入れるということで、最終的には青天井だそうですが、少なくとも125%ぐらいまでならば受け入れられるというのであれば、年度当初からそういう措置をしてもいいのではないかと質問したんですけれども、それに対する答弁もありませんでした。特殊な例ですよ、これは。だから、にしねなどの特殊な例の場合にそういう方法を当てられないかということを行っているわけで、ただ実際これはなかなか大変で、保母さんの手配とか、施設がそれまで広くないというようなケースなどもあったりして、なかなか大変ですが、どうしてもという父兄が多いのであれば、そういう対応もあってもいいのではないかとというふうな気がしましたので取り上げたわけがあります。

同時にもう一つの問題は、民間の施設との共存共栄というふうな問題であります。これは少子化が非常に進んでおりまして、ただ保育の需要が多くなっているということで見えておりませんが、まだはっきりとは出ておりませんが、だんだんだんだん民間の施設へ入所する子供が減ってきているのがわかります。半分ぐらいまでなっている施設もありまして、経営が非常に大変になっているのではないかとというふうなのが推測されるんですが、この施設の人たちは、例えばですよ、市でやっているように第2子半額という制度を民間の施設にも寒河江市が援助してやってくれないだろうか、同じ子供を扱っている施設として自力でやれというのは余りにもひどいのではないかとというふうな声もあります。

それだけではありませんけれども、実に多くの意見が民間の幼児教育の経営者の中にはありまして、そういう声をきちんと受けとめて行政として真剣に対応していく、そういう取り組みが必要なのではないかと。これまでやってこなかったというわけではなくて、もっとこれから少子化に向かっていく中で、そういう問題が表面化してくるのではないかとということもありますので、ぜひ幼児教育の連絡協議会というものを再起動させるという必要があるのではないかとというふうに思いますので、そのことについても改めて具体的な答弁をお願いしたいと思います。

以上で、第2問とします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 このリサイクルでございますが、先ほどしょっぱなに申しあげました四原則、いわゆる発生抑制・再使用・再資源化・適正処理とこういうようなことは、みんなやっていかなくちゃならない、わかっていることですが、これを実際に行おうとするときにいろいろな問題が出てくるわけでございまして、さらに一番やっぱり難しいのはそういう循環の輪というものを、リサイクルの輪というものはわかっておりますが、需要というものが、そういうものをつくった場合にどこで需要があるのか、あるいはだれが作るのか、つくった場合にだれが買うか、有料にするか無料にするかとか、そういう問題が一番あるのだらうと。まだやっていないんですけども、それが一番問題だらうと思っておるわけでございまして、どんな微生物を使うかというようなこともあるんでしょうけれども、その辺がやっぱり……、調査をさせていただきたいものだとこのように思っておるわけでございまして、職員の視察というようなことについては検討課題だとこのように思っております。

それから、小規模の施設だけじゃなく大規模というような話もございましたけれども、そういうようなことを考えればなお一層にそういう製品を使うところが見つけられるのか、需要先があるかというようなことが当然出てくる。ただつくっては倉庫に積んでおくというようなことになりはしないかというようなことが非常に心配なわけでございまして、現在のそれぞれを見ましてもそういう分野が一番問題になっておるようだと、このように見ておるところでございます。

それから、保育の問題で兄弟というようなものが一緒に通っておるというようなことでの、どう対応するかというようなことにつきましては、その辺はいろいろ具体的な分野にわたっての調整ということがあろうかと思っておりますが、さらにお答えがあれば担当の方から申しあげたいとこのように思っております。

それから、文部省の考え方では、年度当初というのは何かやっぱりそういう設置基準から何からありまして15%アップまで弾力性を認めておる。そして5月の1日ですと25%までは何とか可能というようなこともございまして、10月を過ぎれば制限をしないで入所可能というようなこともありますけれども、実際問題として手のかかるところの3歳児以下の児童を預かった場合にどう対応していくかというようなことの問題も出てくるわけでございまして、いろいろ実際に取り組みに入った場合にはその辺のことを考えながら苦慮している段階でございます。その辺につきまして、なお担当の方からそれ以上のことがあれば申しあげたいと思っております。

それから、民間との調整でございますけれども、これまでも民間に調整をしておったところでございまして、先ほども申しあげましたように、なお一層、17年度から子どもプランの行動計画というものを策定しなくちゃならないということになっておりますので、16年度中に一層その辺の調整なり、将来にわたってどう持っていくかというようなことを検討して、そして立ち上げていかなくちゃならないなとこのように思っております。

そうしますと、当然寒河江の保育児童の年齢別の将来5カ年等にわたっての推移というようなものを見ていかなくちゃなりませんし、そしてまた民間というようなものがどういう対応をしてくれるのかと。市の保育所の場合ですと延長保育とかやっておるわけでございまして、その辺の絡みというようなものをどうするかということが課題になってくるだろうとこのように思っておりますので、十分16年度中に詰めていかなくちゃならない問題だとこのように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

現に上の子が保育所に通っていると、第2子の子供さんも16年度から入りたいというふうになった場合に、それぞれ別の保育所になった場合は運営面あるいは家庭の事情からしてもどうしても無理が入るといふようなことに当然なるわけですので、そういったことをいかにして解消すべきかということも含めながら、12月の時点までそれぞれ保護者の御意見等をお伺いしながら何かからの方策を考えながら、そういう事態にならないように対応していきたいというふうに思っております。

それから、民間に対する第2子の半額等の支援等についての御質問があったわけですが、現段階においてはそういったところまでは考えてないところでありまして、公的あるいは民間のそれぞれのバランスの中で、これまでも話し合いの場としましては幼児教育連絡協議会の中で話し合いをしてきておりますので、そういった折にもいろいろ意見をお伺いしながら、どういった研究が必要なのかというようなことについては今後の課題というふうになるかと思っております。

あとは、先ほど市長からありましたように、17年度からの行動計画にのっとり内容でどういふふうな少子化に対する対応をするかというような点につきましては計画の中に織り込むというようなこととなりますので、そういった結果に基づいた対応を今後進めていきたいというふうに思います。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 団地とか、ある一定の特定の町会等をモデルケースとしてやってみるということについては、実はこちらから強制してやることではなくて持ちかけてみると。そして、きちんと自治組織としての受け皿が可能であればやってみたらどうかということであります。ですから、処理済みの堆肥が出てきた場合、それはその中で処理をしていくという、横浜の場合なんかはそうでした。そういうふうな受け皿も当然つくってやるべきでありまして、それができないところであれば、それはやってもしょうがないわけですね。ですから、そういう問題は最初から発生しないのではないかと、取り組む方向性さえ示しておけばですね、そういうふうだと思います。この問題では、余り難しく考えない方がいいのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、リサイクルへの取り組みというのは非常に大変でありまして、それを突破するのはやっぱり自治組織のそういう町会とか、あるいは行政が一体となって取り組む中でしかできないことでありまして、なかなかいきなり個々にというのは難しいのではないかと。ですから、そこで一つのモデルケースをつくって実践してみるということがいいのではないかとこのように思います。

それから、下水処理した汚泥の堆肥化という問題もありましたけれども、以前、寒河江の汚泥については重金属とか、それから何ですか、砒素でしたっけか、そういうものが多く含まれていたんで、堆肥化には向かないという話を聞いたことがあります。それ現在はどうなっているのかですね。どうなんでしょう。

ちょっとクリーンセンターで聞いてきたんですけども、クリーンセンターでは今はもう検査してないということでした。ですから今はどうなっているかわからないけれども、クリーンセンターから出る汚泥については、全部焼却に回していると、そういう話でした。下水の場合はどうなのかなと思ったんですけども、燃やしてしまうのはもったいないし埋めてしまうのももったいない。ですから堆肥として使えるのであればそういう方向を模索してもいいのではないかと。そして東根などはジョイあたりにも卸してますよね、処理済み堆肥ですけども。そういうことだって業者との話し合いによっては可能なのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう点も前向きに検討していただきたいなというふうに思います。「百聞は一見にしかず」の問題については検討してみたいということでしたので期待したいと思います。

浄化の問題では、私も全然知らなかったんですけども、すごくでかく今回の市報に、通告を出した後にこれが出たんですけども。これははっきりとEM菌を投入しているというふうにありました。このEM菌どうのこうのについては私は何とも言えませんけれども、こういう取り組みがやっぱり市内でも起こっている。研究会の安孫子さんとは面識ありまして、何度もこの問題で私、話したことがあります。自力でやっているんだと、一人でやっているんだと、最初に非常に苦労話を語ってくれていましたけれども、こうした努力がこういう形で少しずつ目の目を見てきているんだなというふうに思いました。

行政側としては、これは一級河川で市の管轄外にあるので市としては余りこれにはかかわりないんだという話も聞いたことがありますけれども、こういう努力が一市民の手でやられて、それがロータリークラブなどで支援するような体制がとれるようになっていくという、こういう取り組みは非常に貴重だと思います。成果の是非は別にしてですね。そういうのが長く続く間に実際の結果が出てくるわけで、そういうのなんかの研究に対する支援、取り組みに対する支援などもぜひ強めてほしいなというふうに思っています。

それから、子供の問題ですけども、にしねの問題についてはそうならないように努力したいということでしたので期待をしたいと思います。

それから、連絡協議会の問題については、以前佐藤議員が聞いたときには、いわゆる協議の場ではなくて研修の場になっているというふうな答弁があったような気がします。実際に協議がなされているのであれば結構なんですけれども、ぜひそういう民間の経営者の悩み・生の声を、全体の場に出せないのであれば個々の施設を回っていただいて直接対話の中からそういう生の声を聞き取ると。それで17年度からの子どもプランに生かしていくという取り組みが絶対に必要だと思います。そういう努力をしないまま、上からの方針でモデルひな型でやるというのではなくて、現実にこの寒河江の幼児教

育の現実の中からプランを作成していただきたいということについて私は思ってますけれども、そこら辺、連絡協議会の実態はどうなっているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 私どもの担当は、いわゆる公立の保育所、それから幼稚園、これは教育委員会というような内容に、御案内のとおりでありますけれども、そういったことでこれまで話し合いを一緒にさせてもらってきたということでございますので、先ほどの御意見等もありましたので、その辺も踏まえながら今後どういった方向でそれらの諸問題について研究、あるいは協議を必要とするのかというようなことを詰めていきたいと思っております。

佐竹敬一議長 下水道課長。

鹿間 康下水道課長 下水処理の汚泥の中に重金属と砒素あたりが含まれていないかというふうなことでありますけれども、検査している状況では含まれておりません。それから、今現在は業者に委託をして埋め立て処分をしているというふうなことであります。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 沼川等に投入しながら、寒河江市内の河川の浄化を図ってくださっておるわけございまして、あくまでもグラウンドワーク、あるいはボランティア活動ということでやっておりますので、特に積極的にこちらから補助助成というようなことは現在のところは考えておりません。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号4番、5番、6番について、15番松田伸一議員。

〔15番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 私は、市民から寄せられた意見や質問をもとに順次4番から質問をしております。当局の誠意ある御答弁を期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4番、みずき団地内における自治組織、いわゆる町内会活動に付随する地域の単位子供会活動と、それに伴う子供会育成会について質問をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

みずき団地は低迷している経済状況の中、分譲がどのようになるか心配をしておりましたが、好調な状況にあると聞き、来春の雪解けと同時に町並みが形成され活発なコミュニティー活動が期待されております。地域内で幾つかの町会が結成され、美化活動や地域活動、文化活動など新しい地域づくりがなされると推測をしております。

このような中で、健全な子供たちをはぐくむ活動の一環として子供会活動を支援する子供会育成会も結成されることと思いますが、栄町など隣接する地域と、みずき団地とではそれぞれ学区が異なります。今までですと移転してくると最初は隣接する子供会活動に加わり、子供会の増加とともに新たな地域で独立した子供会活動へと発展移行していくのが今までの展開の様子でありました。みずき団地では周囲の地域は中部小学校学区で囲まれており、そのような地域でするので子供会組織づくりに何らかの支援策が必要と考えますが、どのような手だてを講じているのかをお伺いいたします。

次に、このたび「環境保全のための意欲の増進及び環境教育推進に関する法律」が議員立法として成立いたしました。7月25日に公布され10月1日から施行されました。御案内のように、循環型社会の構築を目指し平成11年の12月に中央教育審議会が提出した「これからの環境教育、環境学習、持続可能な社会を目指して」の答申を受け各党間で審議が開始され、中央環境審議会に答申を出したり、平成14年のヨハネスブルクのサミットでは、小泉首相が「教育のための人づくりパートナーシップ」を提唱するなど、我が国も国際社会の中で積極的に環境教育を重視する展開を提唱しております。

このような経緯で成立した法律であります。学校教育の中でこの法律の立法精神を、また具体的な施策としてどのような事業を展開され、どのように生かしていくおつもりなのかお伺いいたします。

最後になりますが、子供の生活環境と子供たちの発育段階における食生活について、特に食生活環境と子供の発育についてお伺いいたします。

このたびの議会にも、中学校給食の実施を求める請願が市民の願いを込めた署名とともに提出されましたが、私も紹介議員の一人として名前を連ねております。私は、青少年の心身の発達と、現在の社会情勢を踏まえ、中学校の生徒たちに発育に見合った食生活の確保が重要と考え、推進役の一人として中学校給食の実現を願っているものであります。

今、青少年育成国民会議を中心に、「大人が変われば子供も変わる」という運動を展開しております。山形県民会議も寒河江市の市民会議もこれを提唱し、各職場を巡回したりして活動の理解を深めていただきながら、青少年健全育成の協力をお願いしております。

なぜ、今活動の中心が「大人が変われば子供も変わる」運動の提唱になったのか。それは現実には起きている青少年の非行問題、いじめや不登校、児童虐待、社会を震撼させるような青少年犯罪の凶暴化が顕在化して事件が頻発しているのが現実であります。その背景として考えられるのは、少子化、核家族化、地方にも都市化の風潮が進み高度情報化社会となり、現在もその進展速度が早まっております。それに加え、土曜日が休校になるなど、子供たちを取り巻く生活環境が著しく変化しております。このような中で子供たちにも日々の生活があり日に日に成長を続けております。

このような環境の中で、青少年の社会規範の希薄化や、家庭・地域の教育力の低下が指摘されております。まことに残念な現象ではありますが、家庭教育の低下は目に余るものがあります。増加傾向にある児童虐待などを起こす要因の一つに幼児期に受けた虐待経験の有無が挙げられたりもしております。ほとんどの家庭では平穏な生活環境を保っているわけですけれども、家庭崩壊や育児に対する不安、育児知識の不足から派生する子供たちに対する家庭内の教育力の低下が深刻化を増しております。

そのような観点から子供たちの発育段階における食事のとり方も大きく変化しております。コンビニ弁当や外食産業の増大に示されているように、家庭内での食事内容も変化が起きております。特に、子育て最中の家庭や若年層の世代に食事の不摂生が顕著にあらわれております。

皆さんもお気づきの方も多いと思いますが、調理や食事の用語にも変化があらわれてきております。「木を燃やして煮る」を「木を焼いて煮る」と言ったり、「米をとぐ」それを「米を洗う」と言ったり、そんなことは一つの例ですが、料理にかかわる言葉も変化が起きております。特に近年、料理も安易な調理方法に傾く傾向にあります。魚の調理で煙が出たり、台所が汚れるような料理が毛嫌いされる傾向にあります。このような傾向はますます広がると憂慮しております。子供たちの発育に必要な食事の提供を考えての調理より、利便性や嗜好、満腹感を満たすだけの食事が重要視されるようになってまいりました。このような家庭食生活の環境をつくり上げてしまったのは我々にも責任の一端はあるものと考えております。

私は、何歳児にはどのような食事、小学生の食事はこのように、中学生には何を食べさせたらよいなどと専門的な知識はありません。一般論としても子供たちの食生活は危機的な状況にあることに恐怖さえ覚えております。このように考えるとき、中学生たちに1食でもバランスのとれた食事を提供できればと考え、「中学校給食をすすめる会」のメンバーの一人として仲間に入れてもらいました。

そこでお伺いいたします。一生の健康を保持するために必要な骨格形成や母体形成、運動能力の基礎体力を培う初期の思春期、感性や思考力を磨く成長段階にある中学時代の食事教育を今後どのように展開していくのかをお伺いして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 まず、みずき団地における子供会育成会などの組織づくりについて、お答えいたします。

子供は地域の宝であり、健全育成はだれもが願っていることであります。そのために地域の自治活動の中で子供会育成会の果たす役割は大きいものがあると考えております。

現在、本市にはおおむね各町内会を単位とした163の子供会育成会があり、それぞれの地域の特色を生かし子供を主体とした活動を企画・実施しております。そして、単位子供会が9地区の子供会育成連合会として地区ごとにまとまり、さらに寒河江市子供会育成連合会として組織されております。

教育委員会としても、各地区と市子供会育成連合会の運営を支援するため子供会育成会相互の情報交換や、子供会活動についての研修会、子供会活動の保険である安全会への加入事務を行っております。また、単位子供会の中からモデル子供会を指定し、子供の自主的活動や遊びを通して子供の健やかな成長を願い、活動費を助成しているところであります。

御質問のみずき団地における自治会内の子供会育成会などの組織づくりについてであります。御案内のようにみずき団地は土地開発公社が寒河江市街の南東部に造成しました約7.8ヘクタールの住宅団地であり、住宅建築の完成とともに近い将来、町内会などの新たな自治組織が形成される地域であると考えております。

これまで子供会育成会の組織は、みずき団地のように宅地化が進行し独立した組織に至らないような場合、隣接する既存の組織に包含された形で活動を展開し、組織が多くなるに従い独自の組織として発展移行してきているのが一般的であります。みずき団地に隣接する単位子供会としては、栄町子供会育成会、高田団地子供会育成会、高田新町子供会育成会があります。

例えば、隣接する子供会育成会の学区が違っているとしても、みずき団地に子供会育成会の組織化が図られるまで栄町子供会育成会など隣接する子供会育成会との交流の輪を広げ情報交換し、遊びや事業を通して連携を深めていくことは大切なことであり、みずき団地内における将来の単位子供会育成会の組織づくりの面においても大いに意義深いものがあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会としましては、今後みずき団地内の自治組織形成の動向、子供会育成会の組織化の推移を見守るとともに、地区子供会育成連合会あるいは市子供会育成連合会との連携を図りながら指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育推進に関する法律」を受けた学校教育の方針や施策について、お答えいたします。

この法律は、豊かな環境を保持しながら経済的にも文化的にも持続的に発展する社会をつくるために、すべての団体や人々がそれぞれの立場で環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や意欲の増進、問題解決を図る力を育成することを目指しているものと理解しております。

さて、本市におきましては、市のみならず地域社会、学校等で既に多様な環境保全活動や環境教育が実施されているところであり、フラワーロードや二ノ堰親水公園に代表される環境美化事業、リサイクルを主眼としたごみ収集事業、学校や地域で実施されている資源回収など身近な環境保全活動や環境教育、啓発活動が市民挙げて積極的に取り組まれております。

また、企業や市民と行政が連携・協力してグラウンドワーク事業などにも取り組まれるなど、地域においても積極的な取り組みが行われているところであり、着実な成果を上げているものと考えております。

学校教育の面では、総合的な学習を中心に、本市のほとんどの小・中学校において、河川の水質調査やリサイクル活動、奉仕活動が取り組まれております。中でも、醍醐小学校でのホタルを守る活動や、陵東中学校での寒河江川の水生生物の生息調査活動などを初め、自然を守り自然に親しむ活動が行われております。また、ピオトープづくり活動、フラワーロードの植栽、校舎内外の花いっぱい活動など、各校において環境に主眼を置いた取り組みが意欲的に行われているところであり、本市教育委員会としてもそれらの学習が意欲的に、かつ体験的に行うことができるよう特色ある学校づくり支援事業を行い、支援しているところであります。

このような中、寒河江中部小学校ではリサイクルをテーマとしたアルミ缶回収活動が7年間にわたり実施されてきており、世界の子供たちにワクチンを送ったり、車いすを贈呈する活動が続けられ、今年度リサイクル部門の環境大臣賞に輝いたことは御案内のとおりであります。また、田代小学校では地域の文化や自然、水質調査など環境を取り入れた学習活動が評価され、エコキッズ山形大賞をいただいたところであります。

市教育委員会としては、これまでの各小・中学校の環境保全活動や環境教育を推進することはもとより、教職員や児童生徒への多様な情報提供や、さきにも述べましたように特色ある学校づくり支援事業による支援を図りながら、環境に関心を持つ児童生徒の育成、環境に積極的にかかわろうとする力を育成し充実してまいりたいと考えております。

次に、中学校の食に関する教育について、お答えいたします。

今日、子供の教育をめぐる諸問題の中でも、青少年の犯罪と子供を巻き込んだ犯罪の多発傾向に教育行政を預かる一人として心を痛めているところであります。

これらの事件の要因や背景については、多方面からさまざまな指摘がされておりますが、その一つの要因として家庭や親のあり方の問題も論じられており、中でも親子のつながりの希薄さ、家庭における子育ての姿勢などの課題も浮き彫りにされております。子供の教育を他人や学校任せにする、いわば親不在の教育・子育てではなく、温かさや厳しさの愛情あふる子育て、家庭教育力の向上が今まさに求められているものと思っております。

御指摘の「大人が変われば子供も変わる」という青少年育成国民会議のスローガンは、私たち大人の反省とともに、親としての責任と意識改革を強く促しているものにとらえているところであります。

そこで、中学生の食生活についてであります。一般的に近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化などに伴い、朝食抜きなど不規則な食生活や摂取栄養量の偏りなどにより、中学生の健康問題が指摘されているところであります。

これらの中学生の食に関する状況から、文部科学省が発行した副読本「食生活を考えよう・中学生版」では、望ましい食習慣を身につけよう、食の自己管理能力を身につけよう、日本の食文化を知り・これを大切にしていこうの三つを中心に構成されており、特に食に関する正しい知識を身につけ将来にわたって自分の健康を考え、自分で判断して食事をとる自己管理能力を育成することを強調しております。

市内の中学校においては、みずからの食生活について各教科、道徳・特別活動及び総合的な学習の時間などの学習と結びつけながら食に関する正しい知識の習得を図っております。中でも具体的な指導の一例として、毎年「心を育む給食週間」を設定し、栄養と心身の健康、三度の食事の大切さなど、いろいろなデータを使って学んだり、弁当をつくってくれる家族への感謝の心や、おかずや弁当を自分でつくることを体験して食事への関心を持たせるなど、創意工夫しながら実践し成果を上げていると認識しているところです。このことは将来、中学生が大人や親になったとき自分自身や家庭の健康も考えた食事の選択や実行力に役立つものと考えているところです。

また、教育委員会では中学生や保護者向けの「食と健康だより」を毎月発行し、朝の食事の大切さやスポーツ部活動生徒への食事の助言を初めインスタント食品や清涼飲料水、無理なダイエットの恐ろしさなどに関する知識の普及、また弁当のおかずづくりのアドバイスなど、中学生そして家庭への啓発活動を重ねております。

市教育委員会としては、食は命をはぐくむ基本であることを踏まえ、学校では副読本を活用して食に関する正しい知識と自己管理能力の育成を図るとともに、食の基本である家庭への啓発活動を継続しながら、家庭と学校が連携協力して児童生徒の望ましい食習慣の形成と健全な心身の発達ができるよう支援してまいりたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 ありがとうございます。

みずき団地の新しい子供会の組織のときに、今までの団地形成なども皆様御承知だと思いますけれども、一挙に何軒か集中的に近所隣というか、そういうものは相談して家を建てるわけではありませんね。こっちにぼつり、こっちにぼつりと建ってくるわけなんです。そういうふうなときに子供たちの遊び相手として何らかの示唆があってほしいと。

栄町の育成会などでは迎えようとしているわけですが、それらも独立すると今度は別な学校に行かなければならない。あと、先ほど教育委員長がおっしゃいましたけれども、小学校単位の地区子供会があるわけで、そのときに中部小学校学区の地区行事と、それから寒小学区の地区行事と催し物とか内容とか、それぞれ考えて違うわけです。そんなときにどうするかということが、当事者として非常に迷っている、育成会の人たちが迷っている。そんなときに適正なアドバイスを積極的に行える態勢を整えていただきたい。子供会育成会も毎年毎年役員が変わるわけなんです。

そんなことも考慮に入れながら、ぜひ適切な御指導、せっかく夢と希望を持って新しい団地に入ってきて、そして寒河江で生活しようとしている人たちも大勢来るわけですので、そんな面ばかりなく地域で温かく迎える心をひとつはぐくんでいただきたい。そういうような施策を、やっぱり目に見えるようなものをぜひお願いしたい。これに対してこのごろそういうふうな隣接する高田団地、それから高田新町、あそこの地域も新しく子供会が発足してまだ日が浅いわけで、そんなことも一応考慮に入れながら今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

それから、長たらしい名前の法律ですけども、先ほど遠藤議員からもありましたけれども、ここで一番大切なのは「環境保全のための意欲の増進」、これが大人に求められている、子供たちに求められている意欲の増進、そういうようなことがあるんだと思います。それで、先ほどちょっと沼川の河川の問題が出たんですけども、そういうふうなものを行政で今後どういうふうな手だてをとっていき、積極的にやりなさいよという法律の趣旨のようですので、そういうふうな面を今後どういうふうな考えでこういうふうなことを進めていかれるのか。

それから、学校の授業の中でさまざまクラブ活動とかで水質調査とかやっているわけです。そんなことも特に出ましたけれども、陵東中学校の寒河江川の水質調査・水温調査、ずっと長くやってきているわけです。それも寒河江ダムができる前からずっと続いているわけです。その温度変化がどのような環境に影響しているのか、みずから気づかせる、子供たちに気づかせる、そういうふうな資料、学校ではそういう古い資料を今後環境教育にどのように生かすか、長年ずっと培ってきた単年度の授業で終わっている、そういうふうな記録を教育委員会などでは、長年の子供たちの蓄積として社会に役立てるチャンスがここに来ているのではないかと考えておりますので、その点、今後そういうふうな古い資料を発掘して伝統あるものでさまざま、寒河江川の水温と、それから慈恩寺の植物の関連性とか、子供たちの健気な努力であれだけ地道に調査した資料なども全国的には非常にまれなような気がします。そういうふうなものをぜひ地域の教育の教材として用いるような手だてを、今後どのように考えていかれるのかお伺いいたします。

それと、中学校の学校給食、「大人が変われば子供も変わる」、この大人というのは一つの特定な団体とか個人的なものを指しているわけではありませんので、ひとつ御理解いただきたいと思うんですけども、日本人全般の大人という意味だと思いますけれども、教育委員長もおっしゃいましたけれども、大人の意識改革が求められている。子供に対する考え方の意識改革、これが求められているのではないかと、私は受け取っているわけです。

こういうふう考えた場合、先ほどのさまざまな子供たちの幸せのために教育的手段の努力は非常に感謝し、頭の下がる思いですけども、現実に児童虐待とか家庭の教育力の低下とか、個人個人の教育力、知識力は高学歴社会で向上しているはずなんですけれども、なぜこういうふうな問題が起きてしまうのか。それは社会風潮も、もちろんマスコミ関係も情報化社会も、少子化も全部が総合的な作用でそういうふうになっているのか、私には理解できませんけれども、現実として家庭内の教育力、地域の教育力が低下しているわけです。

その低下を高めるためにいろいろな努力をなされている、それは私は当然認めておりますけれども、現実段階で子供たちの食生活が乱れております。今現在寒河江の中学校の昼食の時間に子供たちの弁当の中身とか傾向とか、食事時間とか

そういうようなものを調査した結果があれば、ぜひお知らせいただきたい。やっぱり現実を直視する、子供たちの現在の食生活を直視することも非常に私は大切だと思います。

これで満足だ、満点だというような状況であれば、このように署名がたくさん集まって請願するなどということが、私は起きないと。今その中心になって活動している人たちの姿を見ますと、ほとんどが子育てを終わった、言えばおばあちゃん格のような人が中心になっています。それは実際に自分たちの周囲の子供たちの状況が非常にわかっている、理解しているとそういうふうな状況で、今子供たちが正常な、正常というとおかしいけれども、普通の食事をとらなければ、将来子供を産めないお母さんになったり、それから長い時間の労働に耐えられるような体力がなくなったり、そういうふうな危機的な状況にあると私は判断しております。

私は非常に将来の子供たちのことを心配しております。このような質問になったわけですが、現実を直視していただきたい。弁当の大きさとか、重さとか、それから色合いとか、それから中に入っている、昔で言えば赤・青・黄色、海と山、そういうふうな食材のバランスがよくとれているか、栄養学的にはわかりませんが、昔はそうようにして私たちは弁当をとりなさいと教えてもらいました。そういうふうなことが、バランスのとれている食事が果たしてとられているかどうかを調査した結果があればお知らせいただきたいと思います。2問、終わります。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 何点かございましたけれども、私の方からはみずき団地における子供会の育成を助けていくと、そういう視点での質問がございましたので、お答え申し上げたいというふうに思います。

今、議員も御指摘のように、それから委員長もお答え申し上げましたように、子供たちが自分たちで自主的に遊びを計画したり、あるいは仲間をつくったり、そういうかかわり合いの中で成長していくことが求められております。これは単に子供だけでなく、あるいは社会一般に言えることかもしれません。子供たちはそのグループで、あるいは子供会という組織でも結構ですけれども、自主的にしかも主体的に活動しようと、そういうことが大切だと思います。特に子供会と申し上げますと、学校のクラスなんかとは違って年齢の違う異年齢の子供たち同士の活動であって、そこの中で得られるものもまた違う要素があるというふうに考えております。それをどう保護者が、それから地域が支えていくか、支援していくかということ。さらには、教育行政がそれに対してどうサポートしていくかということが大切なんだろうというふうに考えています。

それから、子供たちにかかわっての第2点、私も子供会育成にかかわったことがありますけれども、やはり幅の広い交流、異年齢をさっき挙げましたけれども、幅の広い交流。それから幅の広いかかわり合いの中で達成されていくべき活動だろうというふうにとらえています。お互いが経験を交流し合い、協力し合って育成するということが大切だというふうに考えます。

団地内における将来の子供たちの姿を見きわめながら、お互いに子供会同士が手を差し伸べたり、手をかり合ったりして、そして育っていくと。それを私たちがしっかりサポートしていくということが大切だろうと思ひまして、今後の推移を心から期待して見守っていきたいと考えております。以上でございます。

その他のことについては、担当課長の方からお答え申し上げます。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

芳賀 章学校教育課長 それでは、お答えいたします。

環境に関しまして御質問がありました。特に環境に関しましては、身近な環境にまず関心を持つ、そしてかわらせる、気づかせるなどが本当に大事なことなのかなというふうに思っております。先ほどもありましたように、陵東中学校など、それから醍醐小学校の自然学習なども含みまして、それらのこれまでの長年の成果を校内での発表及び地域や保護者への発信、あるいは市としての財産となるように、今後生かせるように整理してまいりたいというふうに考えているところです。

2番目の中学校の昼食の実態につきましてですが、昼食いわゆる弁当の実態を特別中身まで調査したものはございません。ただし平成13年7月16日に「食と健康に関する検討委員会」というものを立ち上げ、子供たちの食生活におけるアンケート調査なども行っております。

それによりますと、例えば「朝食は毎日食べますか」というふうな質問、それから「朝食を食べない理由は何ですか」なども考えています。それから「夕食後のお菓子」、それから「野菜、それから魚は好きか」とかということの調査を行っております。

それを受けますと、子供たちの食生活につきましては考えた、予想していたよりも寒河江市の子供たちの場合はある程度のバランスがとれているなど。それから小学校では野菜嫌いなどが非常に、低学年が特に多いんですが、中学校に行きますとバランスのとれた食事内容になっているなどというふうに思っているところです。

あと、寒河江市の弁当づくりのことにつきましては、寒河江市の保護者の方は本当にしっかりしており、食事とか弁当をきちんとつくっていただいているなどというふうに思っているところです。

ただ、その中の提言の内容として、やはり保護者へのこれからのますます啓発的な、食事内容につきましての啓発、それからPTAでの研修及び特に父親への期待、いわゆる母親だけに任せるのではなく父親への期待なども、いい意味での発信という形で今後続けていかなければならないということで提言をされているようです。以上でございます。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 育成会のことについては、そのようにぜひお願いいたします。

それから、環境教育の件ですけれども、教育委員長もライオンズクラブから委託された奉仕活動と、それから環境に対するつづり方が毎年ライオンズクラブ主催であったわけです。ことしは、私も審査員の一員として参加していたわけですけれども、ことしは夏休み行われなかったのかわかりませんが、ああいうふうなものが非常に子供の関心を持ったり、動機づけには非常に役立っていると思います。それ、ことしはどうなったかわかりませんが、そういうふうなものが、もしライオンズクラブで今後取り上げないようなことが出てきたならば、それにかわるようなものをぜひ教育委員会で立ち上げる気持ちがあるかどうか、これをお伺いしたいと思います。

子供たちがいろいろ部活動とか、その他の活動で非常に忙しい。けれども、作文を書くことによって新たな環境問題にみずから気づかせるということには非常に私は役立っていると思っています。中学校のほとんどの生徒たちがあのように熱心につづり方を書いて、そして周囲のことをよく見ている、それを私たち大人が察する。そういうようなことが非常に私は地域の教育力を高めるための、目には見えないけれども一つの大きな助けになっているのではないかと考えておりますので、そういうようなものを継続して進めるには、やはり永続的にぜひ行うことによって地域の環境の変化に気づくチャンスが生まれてくるのではないかと考えますので、その点をどのように、もし、ほかのそういうような関係団体で行われなくなった場合の手だてとして考えてもらいたい。考えるとしたらどのような方法で考えていかれるのかお伺いしたいと思います。

先ほど古い資料も一つの市の財産として受け継ぐことも考えるという答えありましたけれども、ぜひそのようにしていただきたい。

それから、そのほかに目に見えた環境ではありませんけれども、方言とか、昔遊びとか、そのような調査をした学校もあるように聞いておりますので、それも生活環境という問題からとらえれば、大きな変化の歴史のとらえ方として私はぜひ必要だと考えますので、その点なども含めてひとつぜひ考えていただきたい。

それから、給食問題ですけれども、教育委員会が調査に当たったり行動したりしていることはまことにそのとおりだと思いますけれども、現実的に子供たちから話を聞くと、音の出る、例えば大根のような、それからおいの強いものとか、そういうようなものは非常に学校では食べられない、そんな事例もあるんだそうです。音が出るとうるさいとか、おいが強いと、変なおいがするとそういうふうなものは持っていけない。そういうふうな環境がずっと育まれてきたのは、やはり共同で同じものを食べるそういうふうな機会がずっと長く失われてきたから起こっているのではないかなと、要因になっているのではないかなと考えるわけです。そこで、ぜひ実態を見ていただきたい。

どのようなおかげになって、グラム数とか、色合いとか、何が入っているとかいう、ちらちらと見ただけでほとんどはわかると思います。昔の私たちのときの食事内容と大きく違っていることは、それは当然だと思いますけれども、そういうふうなものをなぜ音の出るものが少なくなって、嗜好品とか、そういうようなものがふえているのか。

そんなことがやはり人間形成の、骨格形成、先ほども言った母体形成などに対する影響が非常に大きいと私は思っております。そのような時期で、やはり1食でも栄養のバランスのとれたものをぜひ提供するようなことを考えていただきたい。考えなければならぬと私は思っています。そこまで、私たち実態を見ると、私は先ほどの第1問でも言いましたけれども、よくよく考えてみると、本当に震撼するような、将来を考えたときに、このままでは本当に放っておけない状況にもう来ているんだと、もう手おくれなんだと、取り戻すことができないようなことも目の前に迫っているんだと、私は思っています。

私は子供たちとずっと接してまいりました。そのような経験を踏まえながら私はそのような考えに到達したわけです。ぜひ子供たちの食生活の、中学校の弁当の実態調査など、余り構えないでさらっとやっていただけないものかなと。そして実態を見てから、もう一度学校給食のことを考えて、大人としての意識改革が迫られている、すべてのことに対しての意識改革が今日本では求められていると、「大人が変われば子供も変わる」運動はずっと国を挙げてやっているわけです。

そんなことも考え合わせて、ぜひ子供たちの将来のために大人の役割を、大人の意識改革をしていただきたいと。調査のことだけお答え願えればありがたいです。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 最初のライオンズクラブの作文についてから私の方でお答えします。

毎年5年間ですか、奉仕活動とそれから環境問題について中学生から作文を募集して、市内で大体300ぐらいの作文が集まって、その中から1等、2等と決めて表彰していただきました、ライオンズで。このことは今、松田議員がおっしゃったように、非常に生徒たちにも、私たちにも非常に感銘を与え、生徒たちの環境に対する意識づくりというか、そういうふうなものに非常に貢献したものだというふうに思ってます。ことしはどんな都合かわかりませんが、やりませんでした。この効果というのはすばらしいものだとも思います。

したがって、そういうふうな今までやったような効果をどういうふうに引き継ぐか。また、教育委員会で作文を募集するなんていうことではありませんけれども、そういうような効果を引き継ぐというふうな意味で、やっぱり研究してまいらなければならないというふうに考えております。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 食についての御質問の調査というのは実態、姿をとという意味にとらえさせてもらいます。よろしゅうございましょうか。

申しあげますけれども、先ほど学校課長も申しあげましたし、それから教育委員長も申しあげましたとおりでございますが、やはり最近、文科省でも何か「食育」なんて言葉を使い始めたようでございます。その意味はよくわかるんですが、その考え方をよく見ますと「単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけではなく、食卓での一家団らんを通じて社会性をはぐくんだり、我が国の食文化を理解したりすることも含む幅広いものだ」というふうに説明されています。

私は、そういう私たちの先輩が築いてきたさまざまな食文化というものを、やっぱりきちっととらえていくという視点も必要だろうと。そしてまた、実態を見ることももちろん大切でございますけれども、その中で大切なものとして伝承してきた、それから今それが私たちの生活を豊かにしているそういったものを幅広く見ていくそういう目を、これから将来を担う子供たちにも持ってもらう、こういう視点も必要だろうと考えております。具体的なことについては、先ほど学校課長が申しあげました。以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大谷教育長から発言の申し入れがありますので、この際、許可いたします。

大谷昭男教育長 午前中の松田伸一議員の第3問目最後の質問について内容を取り違えてしまいお答え申しあげました。大変申しわけなく思い、次のようにおわびして訂正をいたしますので、よろしくお願いいたします。

「弁当の中身の調査を」との御質問でありましたけれども、調査をする考えはございません。以上でございます。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番、8番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、日本共産党と通告してある課題について強い関心を持っている市民を代表して、以下、質問いたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

最初に、通告番号7番、最上川寒河江緑地整備についてお伺いします。

今、市民の生活状況は長い不況の中でぎりぎりの苦しい生活を強いられているときに、医療・年金・介護・雇用保険など社会保障の改悪に次ぐ改悪で、経済的にも心理的にも大変な打撃を受けております。

こうしたときだからこそ、住民を守るべき地方自治体の役割が重要となっています。この4月の市議選の中で、市民から市政に対する御意見並びに提言を日本共産党市議団に多く寄せられました。特に、最上川寒河江緑地整備事業である多目的水面広場の事業について、事業の先送りや中止を求める多くの市民の声が渦巻いていました。それは財政が苦しいときになぜ大型開発事業をやらなければならないのかということでもあります。

寒河江市は、この間景気低迷によって14年度決算で市税収入は対前年度比で1億4,000万円の減少や、これまでの過大な事業への投資によって財政が悪化し14年度決算で一般会計だけでも188億円を超える借金となっています。従来から指摘をしているように、現在の財政状況の中で大型開発を進めることは市財政を一層圧迫し、ひいては市民サービスの低下を招く要因となっています。全国では大型開発事業をやれば地域経済が発展するという開発神話のもとで拠点整備などが進められたところでは財政が悪化し行き詰まり、活性化が見込めないほど破綻を来しているところがほとんどであります。

今回の最上川寒河江緑地整備も一部を除いては大型開発事業であり、結局一たん着手してしまえばそのまま続けなければならない、その結果、市民が求めている中学校給食や本当に必要な公共事業予算が先送りや大きく削減される状況が続いています。このような財政の厳しいときに大型の多目的水面広場を急いでつくるメリットがどこにあるのか、最初に市長の見解を伺いたいと思います。

次に、一昨年から事業認可を得て測量設計を行い、すぐに多目的水面広場の掘削が開始され大型開発事業が本格的に足を踏み出しました。ところが、11月26日に示された実施計画によれば、最上川寒河江緑地整備事業が大幅に見直しを図ったと説明されました。

この事業について、振り返ってみますと14年度に最上川寒河江緑地公園整備のために測量設計の業務委託料が3,507万円を投じて設計が行われ、それぞれの事業について国土交通省と打ち合わせた結果、事業認可がされたとお聞きしております。その後、全体計画が議会にも示されました。当初説明を含め議会の一般質問の中で具体的な事業内容が明らかになりました。ところが、事業着手から1年も経過しない中で16年度実施計画から事業が大幅に削減されるという計画が示されました。

そこで改めて事業内容について伺います。

先般、出された実施計画によりますと、最上川寒河江緑地整備事業の当初の予算が15億円から突如5億円が削減されました。今回の整備計画の平面図と比較しますと、個々に計画変更された箇所が随所に見当たりますので、設計あるいは年次計画の変更内容と当初計画された事業との対比を具体的に伺いたいと思います。

次に、最上川寒河江緑地整備に当たっては、当初から専門業者への測量設計を委託し、さらには国土交通省との綿密な打ち合わせを重ね事業に着手されましたが、今回の設計変更に当たっては再度設計積算を改めて業者に依頼されたのか伺いたいと思います。

また、施設整備についても、当初河川敷のために必要最低限の施設だけをつくることとしてカヌーの舟艇庫、管理棟、駐車場、東屋などが整備予定となっていました。ところが、今回の整備計画ではすべて施設が削除されていますが、削除分を後年度に復活させていくつもりなのか、そのところの要因についてお伺いいたします。

次に、昭和52年に地元血沼地区から公園整備の要望が出され、その後平成8年にも公園整備促進を求める要望書が提出されたと聞いております。しかし、広大な面積であることを理由に全市的観点で整備を図る計画に変更されまし

た。以後、国土交通省との利活用について協議検討がなされ、国の補助を受け整備が行われております。ところが、年次計画では住民が望んでいる広場やグラウンド整備が平成18年度以降の着工予定となっており、これらの整備が先送りされている状況であります。

市長は完成した施設から順次供用を開始していくとしていますが、地域住民が望んでいる施設整備から優先的に整備を進めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、これまでグラウンドなどの施設を利用していた方にとって、新たに整備される水面広場の影響で芝生広場やグラウンドが遠くなることで自家用車の乗り入れや、駐車場整備を求める声も出てきています。やはり広大な緑地だけに利用者の利便性を確保するために一定の車両が進入できる道路、また駐車場を設置すべきと考えますが、新たな設計では施設内には散策路のほか管理通路が整備される予定となっておりますが、一般車両の進入路、駐車場整備はどのように検討されているのかお伺いいたします。

次に、水面広場の利用計画と維持管理についてお伺いします。

9月議会において松田伸一議員に対する市長の答弁を伺いますと、カヌー競技場、部活の練習場などの利用目的以外、何ら具体策もなく、想定と今後市民に問いかけをして利活用を図るとしてしています。これだけの巨費を投じて工事が進められている中で、ジュニアクラスなどの大会や予選を誘致する計画だけで、冬期間は水面広場を閉鎖するとしています。その後、利活用について具体的に検討がなされたのかお伺いします。

また、各種団体や住民を含め水面広場の利用について検討を急ぐべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

ただ、基本的にはレーシングカヌー競技場 500メートルの公認コースとして常設する計画であり、さらに中・高生のジュニアクラスの全国大会などの誘致と、部活の練習コースとしても利用するとしていますが、団体や学生が大会、練習を中心的に利用するようになりますと、一般市民の遊びは全く蚊帳の外へ出される心配が出てきています。当初、この水面広場はだれでもが自由に遊ぶことができる多目的水面広場として活用を図るとしていました。

そこで伺いますが、水面広場の利用目的がカヌー中心となれば、その中で一般市民と学生や団体がそれぞれ共存して施設を利用できるのか、利用できるとすればどんな方法を検討なされているのかお伺いしたいと思います。

次に、最上川寒河江緑地の維持管理についてお伺いします。

20ヘクタールに及ぶ緑地、芝生、水面広場などを維持するために膨大な維持費が予想されます。現在、維持管理費を年間どの程度見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

次に、緑地などの整備を一部グラウンドワーク手法を取り入れて整備を検討されていますが、この部分について地元へ管理を委託していくのか、全体を業者に管理を委託していくのか伺います。特に、水面広場について施設の貸し出しや大会、イベントなどの催事にかかわる施設管理者が必要となると考えますが、どのような運営方法を検討されているのかお伺いします。

次に、通告番号8番、埋蔵文化財の保護と活用についてお伺いします。

近年、日本文化・伝統が急速に姿を消しつつあることは重大な問題であります。都市化の進行は人々の生活様式全般を変えつつあり、特に人口減少によって地域共通の風俗や祭事も減少し、さらには文化財や遺跡、石仏を初め地域の歴史を語り継ぐ文化交流も減少傾向になってきています。このような変化は工業化の進展に伴って避けて通れなくなっていますが、あきらめずに文化や伝統の保護・保存対策をとることが、この時代極めて大切なこととなります。文化財の意味するところは幅広く、保護することが難しいものもあります。それは記録保存で対応がとられることもあります。

このたび取り上げました埋蔵文化財について、特に包蔵地にあっても保存ができず開発優先となることで、遺跡破壊前に記録を残そうと緊急調査が急速に増加している状況であります。

寒河江市にとりまして、貴重な遺跡群となっている高瀬山について、その規模は約90ヘクタールにも及ぶ山形県内屈指の大遺跡と言われております。この古墳の存在がわかったのは明治の初年で、その後、大正年間に十数基認められたとされています。この高瀬山は長い間遠古の人々の居住地として好環境条件を備えたところであり、それは旧石器時代から中世期に至る遺跡が密集していることでも明らかであります。近世においてはこの地は松林で、明治に入ってから開墾し茶畑、桑畑に利用され、戦後は果樹団地として耕作されてきました。

当初、これらの遺跡は松林を開墾作業中に発見されたと聞いております。その後、昭和に入り石槨が発見され、年

代は古墳時代の後期7世紀ごろと言われております。現在文化財保護法に基づく歴史上価値の高いものとして高瀬山古墳が県指定文化財として昭和30年8月に指定を受けています。さらに、この高瀬山を含む3カ所は昭和54年度に発行された山形県遺跡地図にも登録されております。こうした時代時代を経て、高瀬山の遺跡は保護されてきました。

ところが、昭和55年8月に高瀬山東のふもとに温泉がわき出したことで開発の機運が高まり、高瀬山丘陵地35ヘクタールの遺跡試掘調査が56地点で実施され、遺跡群の全体が解明されてきています。その後、高瀬山大橋や高速道路、最上川ふるさと公園などの開発に伴って大規模な発掘調査が実施され、縄文時代前期の集落跡や、古墳時代の古墳群や、奈良・平安時代の集落跡、また遺構や遺物も多数確認されたと聞いております。しかし、開発に次ぐ開発で高瀬山の貴重な遺跡が破壊され、先人の残した生活の痕跡が失われつつあります。

こうした中で、県は最上川ふるさと総合公園の未整備地区12ヘクタールを市民参加の公園整備計画を進めております。その内容は、市民が参加しアイデアを集約し、市民・企業・行政が一体となって、(仮称)歴史の丘コミュニティー広場をつくることとしております。この地は高瀬山でも最も大事な貴重な縄文時代の大集落がある部分で、南東北の三内丸山と言われております。これまでに山形の遺跡はほとんど破壊されてきており、残された最後の貴重な遺跡と言われており保存を望む声も上がっております。県は高瀬山一帯が埋蔵文化財の包蔵地で貴重な遺跡群があることは確認をしていますが、そのことから今回の公園整備に当たっては地下については手を加えないで盛り土工法で整備を行うとしております。

この地はすべて遺跡の包蔵地となっていることから開発による事前調査も可能ですが、寒河江市として発掘調査はどのように検討されているのかお伺いしたいと思います。

また、県は保護対策として盛り土工法による保存を図るとしてはいますが、この工法で完全に保存が可能とするのか、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、埋蔵文化財の包蔵地分布図についてお伺いします。

市民にとって埋蔵文化財はどこに眠っているのか掘ってみなければわからない。また、周辺に遺物などがあっても関心がなければ、それを拾うことすらないのが実態であります。市内には包蔵地として66カ所が登録されています。また、山形県の遺跡地図にも寒河江城を初め66カ所が登録されており、埋蔵文化財が豊富に包蔵されていると予想されております。

大規模開発に限らず最近では住宅の新築などで掘削することが多く、知らない間に文化財が破壊される危険があります。これらを回避するために埋蔵文化財の分布図を作成し、市民初め開発業者などへ配布することで文化財保護が達成できるものと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、最後に包蔵地を活かした復元施設の整備について伺います。

県の進めている市民参加の公園づくりの検討会が7月から行われております。その中で(仮称)歴史の丘コミュニティー広場のゾーニング図を見ながら、高校生から高齢者まで、そして企業や行政などが参加し夢を語っております。区分されたゾーニング内でそれぞれ何をするか、現在話し合いが行われております。この中で歴史の丘にふさわしいものをどうするのが特に注目されております。古墳を核とした体験学習の広場、古墳の復元、歴史の紹介板などを望む意見が数多く出されております。今後継続して検討会が開かれる予定となっておりますが、市の教育委員会からも市民参加の公園整備に参加をして、一緒になって埋蔵文化財の保護や出土品の利活用、復元施設の整備などについて意見を述べていくべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

以上で、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

最上川寒河江緑地について、何点かの質問があったわけですが、答えてまいります。

最上川寒河江緑地については、御案内のとおり昭和52年に南部地区から河川敷の整備要望書が提出され、平成8年にも同地区から河川空間を活用した公園整備促進について要望が出されており、市としましては広大な河川敷でもありますし、市民が憩えるところの広場として全市的な観点から整備計画が必要と考えまして、昭和57年の緑のマスタープランや、平成9年に策定した都市計画マスタープランの中で緑地公園として位置づけてきたところでございます。

整備に当たりましては、国の河川行政に対する考えと合わせ国の補助事業を活用しながら全市的な観点から検討いたしまして、整備方針として最上川と調和した水辺に潤うせせらぎ空間、人と水辺の生き物との触れ合いの場の創出、最上川の水資源を活用した地域のスポーツレクリエーション活動の振興、彩り豊かな人に優しい河川空間ということで具体的な施設として市民のさまざまなスポーツレクリエーション、それから自然との触れ合いの場としましての整備はもちろんでございますけれども、最上川の水資源を活用したところの多目的水面広場としまして、水面の静水、水が静かに止まる、静水上において競技用のカヌー大会にも対応可能な施設を整備することにしておるわけでございます。

また、屋外球技やさまざまなスポーツレクリエーションの可能なグラウンド広場と芝生広場、子供たちが自然と触れ合う自然観察もできるピオトープなどの整備を盛り込んだ基本計画を平成13年度に策定したところでございます。その後、平成14年度に実施設計策定業務に取りかかるとともに、事前に策定した基本計画により都市計画事業の認可を得て、整備計画区域20ヘクタールの河川法第24条による占用許可、多目的水面広場の河川法第27条の掘削許可を得まして事業に着手したところでございます。

水面広場の掘削に当たりましては国土交通省の直轄の河川工事に対する土砂利用もしていただいたり、また、ことし10月に土地開発公社が分譲開始しましたところの寒河江みずき団地の地盤材としても使われまして、他の公共事業にも有効に利用されたと思っております。

御質問の多目的広場をつくるメリットというようなことがありましたが、人間の生涯の願望といたしまして、陸上外でのレクリエーションなどアウトドアとして水上・空中で楽しみたいということへのあこがれや、自然と親しんで健康でありたいという思いがあるものでございまして、そのようなことを実現するために川ではなく静水上における安全性の高い施設で、子供からお年寄りまでの軽スポーツの場として非常に立地条件の整ったところであると思っております。

さらには、全国的なカヌー競技大会を誘致することにより、来寒者が多くなり宿泊観光面の経済効果が期待されるものであり、隣接するチェリークア・パークとの相乗効果も図られるものと思っております。また、毎年開催されておりますところの最上川を利用したカヌーやボートによる川下りなどの最上川フェスタでは朝日町から大江、寒河江、中山町までの区間を大勢の参加を得ておるわけございまして、最上川流域市町の広域的なイベントとして地域活性化されてきており、これらアウトドアとしてのカヌー・ボート愛好者の拠点となるところでございます。また、御案内のように地元高校生のカヌー競技における成績はすばらしいものでございまして、さらに競技力の向上が図られるものでございます。

あと、この事業費の削減についての御質問もございました。事業費の削減と当初の基本計画の具体的な変更内容についての質問でございますが、当初の基本計画では今申しあげましたような整備方針と全体の概略設計でございまして、国の補助事業として採択を受けるために策定したものでございまして、また総事業費につきましても基本計画で積み上げた概算15億円を事業費として説明してきたところでございます。

その後、14年度に入りまして実施設計に取りかかったところでございます。実施設計に当たりましては、現地の測量を行った上で各施設について国の国土交通省初め関係機関と具体的な協議に入ったところでございます。例えば、緑地全体の計画高、多目的水面広場の取水・排水方法、それから堤防の腹付け範囲の決定、整備区域周辺では最上川から取水している上水道への影響調査、その他にもさまざまな河川敷における制約もあり、各種にわたって詳細に協議を行ってきたところでございます。また、水面広場をカヌー競技の常設公認施設とするため日本カヌー協会との協議を行った上で実施設

計を積み上げてきたものでございます。

このように基本計画と実施設計の基本的なコンセプトには変わりはないものでございます。また、総事業費についても公共工事のコスト縮減は限られた財源を有効に活用し効率的な執行に努めるとともに、こういうことは常に考慮すべきこととでございますし、施設の構造、技術的な点、その他の積算に当たっても施工上における最適な、過大とならない工法、また河川管理者からの可能な限りの技術的な支援、さらには緑地内に設置する構造物についても必要最小限に考えるとともに、それぞれ比較設計を行うなど、幅広い視点から検討してきたところでございます。その結果として総事業費10億円となったところでございます。

年次計画につきましては、多目的水面広場を平成19年度完成、グラウンド広場・芝生広場・園路等については平成20年度と計画しているところでございます。

具体的な基本計画と実施設計におきますところの変更内容としましては、多目的水面広場の形状がカヌーの大会時ウォーミングアップすることや、待機するエリアなどが必要になったことにより変更になっております。また、グラウンド広場と芝生広場の位置についても変更しているところなわけでございます。

事業費のコスト縮減となった具体的な内容につきましては、多目的水面広場の水深につきましては、より安全性を高くすることや大会開催可能な水深について日本カヌー連盟との協議等により2メートルから1.5メートルになったことや、国交省との協議で堤防の腹付け盛り土もふえたことなどにより掘削土量の処理費用が大幅に縮減されておるところでございます。

また、水面広場の護岸工法につきましてもふとん籠、いわゆる蛇籠を使用することにしておりますが、技術的な比較検討をした中で段数を減らすこともできたところでございます。

構造物につきましては、堤防の腹付け盛り土の平地に建てる管理棟、それから艇庫についても必要最小限の広さに、またグラウンド広場の周辺と芝生広場に施す芝生の種類についても、張り芝からまき芝に変更しております。東屋、ベンチなども必要最小限にしまして、トイレについても簡易構造のものに変更していることなどが挙げられるところでございます。

それから、グラウンド優先とか広場優先でないかというような御質問もございました。9月議会でもお答え申し上げましたが、多目的水面広場が堤防側に位置してあるわけでございます。掘削した土砂の運搬等も伴うことから効率的に工事を進めるために優先的に施工しているところでございます。現在、多目的水面広場の土砂を発掘し、その土砂の一部をグラウンド広場の方に盛り土した状態にしておりますが、今後の工事としまして水面広場の水際周辺ののり面を緩やかにするための掘削も残っており、これらの土砂をさらにグラウンドと芝生広場の方に運び、計画の高さに仕上げていくことが必要であろうと思っております。

水面広場ののり面工事と並行しましてグラウンドと芝生広場の整地をする工程となるわけでございますが、そのほかにもグラウンド・芝生広場の仕上げといたしまして、芝生等を施し、周囲の樹木工事、また通路等の工事もあるわけございまして、また隣り合わせの多目的水面広場の工事が残っている中で工事上の安全も考慮する必要がございますので、今後これらのエリアを一部供用することについては難しいと思っております。

それから、通路とか駐車場のことがあったのでございますが、広大なエリアの中でグラウンド広場、それから芝生広場は堤防から離れた位置にございます。その利用においては外周となる通路を利用していただき、グラウンド・芝生広場付近に駐車できるスペースを設けることに考えているところでございます。また、通路については幅員4メートルと考えており、遊歩道を河川管理用の道路としても兼ねるものとして整備していくことにしております。

それから、水面広場の利活用と維持管理でございますが、カヌーの大会が開催されている期間においては全コースを利用されることは当然でございますが、大会が常時開催されるものではないので、それ以外の利用者として寒河江高等学校の部活の練習とか、あるいはまた今後組織されるであろうスポーツ少年団、あるいは中学校の部活の練習、一般の市民の方がボートレースやレジャーカヌーなどで使用するものと考えられます。

一般市民がカヌーと競合して利用できなくなるんじゃないかというようなこともあったわけでございますけれども、こ

れらが競合しないように、使用するコースを振り分けて使っていただくというようなことは当然考えなくちゃならないと思っております、考えられるものだと思っております。

それから、冬期間のことですが、ことしの3月の議会におきましても答弁しておりまして、カヌー競技などの水上スポーツや水上を利用したレクリエーションなどは春から秋にかけて行われるものでありますし、冬期間における他の利活用としましては現段階では無理かと考えているところでございます。

なお、今後、多目的水面広場を初め緑地全体の利活用について、市民のスポーツ団体あるいは社会教育団体などのワークショップを開催し御意見などをお聞きしながら、供用開始時期に向けて生かしてまいりたいとこのように思っております。

それから、管理費の問題の質問もございました。今申しあげましたように、多目的水面広場の利用期間につきましては3月から11月までと考えておりまして、取水ポンプ用動力費につきましては水温の上がる6月から8月には常時水が入れかえになるように考えており、月に90万円ほどかかるのかなと思っております。その他の期間については水の状況を見ながらポンプ運転というものを考えておりまして、その他管理棟、艇庫の光熱水費も必要になってまいります。また、緑地全体の芝刈り、それから除草などに要する管理につきましても市内の都市公園の実績などから見て1回当たりどのくらい、100万円前後かと、その他取水ポンプ点検費なども考えられるところじゃなかろうかなと思っております。

そして、グラウンドワークとのかかわりというようなお話もあったわけですが、グラウンドワーク等で整備した部分の管理についてでございますが、緑地に整備する花壇や桜並木などについては、市民の身近な愛着の持たれる緑地とするためグラウンドワークによる手法も取り組んでいきたいと考えております。その管理については整備された部分は管理していただければ、さらに親しみのあるところの市民の緑地となるものであろうと思っておりますし、地元はもとより利用団体、ボランティアなどの各種団体と参画について協議してまいりたいとこのように思っております。

それから、施設管理者の話でございますが、直営または委託というようなことをまず一般的に考えられるわけですが、現在市の体育施設等を管理している市体育振興公社を介して行う方法やら、あるいはことしの9月に地方自治法が改正されまして、これまで自治体が管理委託できる相手は第三セクター、土地改良区などの公共団体、そして農協や自治会などの公共的団体に限られていたところでありますが、民間事業者も公の施設の管理を代行できる指定管理者制度というのがスタートしておるわけでございます。県におきましては、この管理者制度というものへの移行に向けた基本的な考え方を本年度内にまとめる研究をしているとのことでございます。本市においても市民サービスの向上及びコスト削減のため研究していく必要があると考えておるところでございます。

いずれにしましても、運営方法も念頭に置きながら管理について検討してまいりたいと思っておりますが、さまざまな選択肢の中から一番最適な方法というようなものを選んでいかなくちゃならないと、かように思っております。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 埋蔵文化財の保護と活用についての御質問にお答えいたします。

埋蔵文化財については、文字どおり土地に埋蔵されている文化財のことをいい、土器や石器、縄文時代の集落跡や古墳などがよく知られています。

埋蔵文化財は、記録に残されていないその地域の歴史や文化を明らかにする証拠資料として重要なものであり、地域の歴史・文化の裏づけとして、そこに住む人々の誇りと自信につながるものであります。その埋蔵文化財包蔵地を一般に遺跡と言っております。御質問にある最上川ふるさと総合公園につきましては、ほとんどが高瀬山遺跡の範囲内にあり、また、公園施設の敷地は県の所有地となっております。

緊急発掘調査及び記録保存について県と市の見解、また、市として発掘調査はどのように検討されているかとの御質問にお答えします。

遺跡の保護保存につきましては、現状保存と緊急発掘調査による記録保存という二つの手法が現在行われております。その一つは現状保存の手法ですが、緑地などの工法で現状に掘削が及ばない場合や、盛り土により地中の遺跡に影響を与えない場合にとられる保存の方法であります。また、もう一つは記録保存の手法であります。土地を掘削する工法で開発が行われる場合にとられるもので、緊急に発掘調査を行い、調査報告書で出土品や分布状況などを詳しく記録保存する手法であります。

国・県施行の事業については県の文化財保護室、また市施行及び民間開発事業にあつては市教育委員会の文化財担当がそれぞれの開発事業と埋蔵文化財の保存について調整を行っております。高瀬山遺跡においても文化財保護法によって行っているもので、県・市とも調整内容に違いはないものと思っております。また、最上川ふるさと総合公園整備事業の事業主体は県であり、用地も県有地であることから、市単独で開発事業に係る発掘調査は考えていないところであります。

次に、盛り土工法による保存で完全に埋蔵文化財の保存が可能かとの質問でございます。

盛り土工法については、平成10年に文化庁から埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等についての通知が出されております。その中で遺跡を比較的良好な状況で残すことができ、調査のための期間や費用を節減できる場合には記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛り土等の取り扱いとすることを考慮する必要があるとしております。このたび、県施行による最上川ふるさと総合公園整備事業については、県文化財保護室との協議で盛り土工法によって高瀬山遺跡を良好な状態に残すことができると判断したものと考えております。

次に、埋蔵文化財の包蔵地分布図についての御質問にお答えいたします。

埋蔵文化財の分布図を作成して市民や開発業者などへ配布することで保護が図られるのではないかとということですが、本市では埋蔵文化財分布図を開発と関係する各課に配付し、建築確認や農地転用及び公共事業の計画策定に際し、事前に開発事業との調整を図っており、必要に応じて土地利用対策連絡会議で埋蔵文化財保存に係る意見を述べております。また、市民や開発業者からの遺跡に関する問い合わせにつきましては、教育委員会の歴史文化担当において随時埋蔵文化財分布図の閲覧と説明を行っているところであります。このようなことから、分布図を市民や開発業者などに広く配布することまでは考えていないところであります。

次に、包蔵地を活かした復元施設の整備についての御質問にお答えします。

収蔵施設に保管されている出土品の活用についてであります。最上川ふるさと総合公園内の施設であるセンターハウスを利用した展示を整備計画の中で検討していると聞いております。膨大な量の発掘出土品が県埋蔵文化財センターに保管されておりますので、展示がえによって常に新鮮味のある高瀬山遺跡出土品の展示が見られるのではないかと考えております。

次に、県が進めている市民参加の公園づくりの検討会に教育委員会から参加し意見を述べていくべきではないかということですが、市民参加の公園づくりの主役は市民であり、幅広い市民からの意見を得るため検討会を設置したも

のと思います。市教育委員会が検討会において直接意見を述べるのではなく、公園整備について公園緑地の担当課を通して県の事業担当及び県文化財保護室との連絡調整を図り、開発事業に係る埋蔵文化財保存の話し合いを進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 答弁どうもありがとうございました。

それでは、今回この5億円の削減については私も大変評価しているところであります。しかし、今5億円削減した中で、後年度にいろいろ計画されるのではないかと私はちょっと思っているんですけれども、今問題となって、この整備を進めている中で、いろいろ図面を見ますと、かなりコスト削減で施設そのものが大きく変化しているんですね。

それで、当初説明の中では25ヘクタールとか言われておりましたけれども、最近になってまた20ヘクタールと、5ヘクタールも減少してきておりますね。そして、この施設の内容もいろいろ変わって、グラウンドなんかも今まで真四角だったのが長方形になったり、いろいろ変化しておりますけれども、市長は今の現況の図面は持っていらっしゃるのかどうか、それでいろいろ判断して、答弁しているのかどうかかわからないんですけれども、最初の計画では最低必要限度の施設をつくるという説明でした。そして、それに基づいて実施計画もされたと思うんですね、結果的にそれが急遽変わったというのは国の財政補助状況なども変わった中身だと思うんですけれども、でも、これを先送りして後年度に結果的に整備を図っていくのではないかと私は心配しているところなんです。

そして、この公園整備に当たって具体的にアクセス道路なんかもほとんど確保されていない状況です。今あそこの現場に行くには堤防沿いを通って両側から、島の部分とか皿沼地区から入る道路しかありませんけれども、そういう状況の中で今整備をやっておりますけれども、実際これを供用開始する時点で今の道路で大丈夫なのかどうか、この計画は一体どういうふうに計画しているのか、この事業の中に具体的に中身に入っているのかどうかお伺いしたいと思います。特に、県道あたりからのアクセス、これはカーブの施設をつくるといえば、カーブを運搬するのに牽引の台車を使うんですね。ですから、ある一定の大型の車でないと入ってこれない。狭い道路では、今の堤防沿いの道路では非常に難しいと思うんです。だから、実際この計画に入っているのか、詳しくお伺いしたいと思います。

それから、コスト削減に伴っていろいろ芝生の変更とか、東屋なんかは簡易のものとか、簡易トイレなんかもつくる予定でしょうけれども、これは河川の部分に対してこういうものをつくっていく考えだと思うんですけれども、実際大会などをやるとすれば、これらの簡易のもので果して大丈夫なだけか心配するところなんです。実際、管理棟あるいは舟艇庫の施設なんかも具体的に今回の図面の中には入っていません。ですから、これも堰堤の外に新たに今度計画されているのか、されていくのか、その辺もお伺いしたいと思います。そして、東屋なんていうのは本来樹木でもあれば対策はとれると思うんですけれども、そういう考えであるか、東屋なんかも具体的に本当に簡易のものを設置していくつもりなのか、その辺についても少しお聞きをしたいと思います。

あと、地元皿沼地区からいろいろ要望が出された中で、この公園整備が地元から要望されたものが先送りされている状況がありますけれども、これもやはりできるだけ早く、グラウンド広場とか水面広場は平成20年度に完成予定だと言っておりますけれども、多少事業を進める中である程度一定の安全策をとれば、一部供用開始というか、部分的にそういう施設を整備して住民に利活用を図ることも、もう少し検討してみたいかなものではないでしょうか。その辺について再度見解を伺いたいと思います。

あと、進入路の関係については、一定の進入路と駐車場もきちっと設けていくと言っておりますので、これはある程度地域の住民の声も聞いて、こうした駐車場を何台ぐらいとか、いろいろ検討していただくようお願いしたいと思います。

それから、水面広場があることによって、この公園が非常に危険な状態であると思います。この前の一般質問の中でもいろいろありましたけれども、水面広場に対して低木の植栽をしていく方向で検討されていますけれども、実際、一般的に利用している間はいいんですけれども、夜間とか、あるいは朝とか、非常に公園といえば多くの人が利用時間帯関係なく入場するわけですから、その安全対策がきちっとできるのかどうか。結局、夜間であれば照明灯がきちっと整備されて、その周辺に入れられないような柵なども本当は必要なんだろうけれども。

あと冬期間特に、冬期間は水面広場は閉鎖するとしてますけれども、当然これ水を抜いておく状態だと思うんですけれども、今、高校生とか子供たちがいろいろ遊びをして、夏に使えないから今度冬別な遊びをするというような計画で、

スキー滑ったり、そりを滑ったりいろいろやるような状況になると思うんですけども、その場合の管理は十分できるのかどうか。3月から11月までは一応管理者とか、そういうような検討をされているようですけども、使わないときの安全対策、それなどもきちっとやっぱり具体的に計画をしていただきたいと思います。

それから、この間、松田伸一議員の答弁の中でもいろいろあったんですけども、この水面広場はほとんどカヌー競技あるいは練習を中心とした施設になる予定になっておりますけれども、これは第1問でも申しあげましたけれども、やはり一般の人がどういう遊びをするか。それはこれからの課題だと思うんですけども、やっぱり自由に遊べる施設として当初議会にも話があったわけですから、やはり住民が蚊帳の外に出されるような状況をできるだけなくしてもらいたいと思います。

これは私もインターネットでちょっと見たんですけども、こういう施設をつくることによって一般の人が、河川敷でやっても一般の人が釣りをできなかつたり、その周辺で遊ぶことすら制限する施設も出てきております。時間帯を設けて逆に規制をするような状況にもなってきております。ですから、その辺の共用してこの施設を使うというやり方を具体的に本当はもう少し市民の使う時間帯とか、どういうふうに活用していくのか具体的に地域の住民あたりとも、各種団体あたりとも協議していただきまして、できるだけ大勢の人が利活用できるように検討していただきたいと思います。

あと、教育委員長に伺います。

今、遺跡の保存については非常に大きな世界的な問題になってきております。この間、高松塚の古墳についても今、当初盗掘されて発掘があそこは行われたはずなんですけれども、結果的に一度手を加えれば、ああいうふうにかびが発生して、あの壁画が保存できない状況というか、心配されています。ですから、一たんそういうふうに加えることによつていろいろな問題が、これまで発生すると思うんです。

そのほかに、アフガニスタンの……、そういう問題とか、世界遺産の中国の万里の長城でさえも今どんどん破壊されて、この前新聞などでも見ましたけれども、18年ぐらい前に調査したときは3分の1が残っていたんです。それが、今回調査したら半分しか万里の長城の擁壁がなくなっていた。そういう状況でいろいろな形で盗掘されたりしておりますけれども、やはりこれは気がついたときにきちっとやっぱり保存することを前提に私は考えるべきだと思っております。

それで、県として保存の方法は盛り土工法でこの公園を整備をしようとしておりますけれども、実際この間、教育委員会であそこの場所、高瀬山全体を、試掘調査しましたよね。その結果を踏まえて、ある程度地質的に安定している場所なのか、それとも軟弱な地盤とか、そういうさまざまな問題がその部分部分によっていろいろあると思うんですが、そういうのは寒河江市が実態をつかんでいるんですから、もう少し具体的に県の方に対しても意見を述べることもできるのかなと思って、この問題を取り上げたんです。

やっぱり県の敷地だから県に任せて県の保護室で何とかやるからという時点ではないと思うんです。やはり寒河江市の文化財であり、県の指定はなってますけれどもね、寒河江市民の文化財です。ですから、この辺ももう少し前向きに独自に調査するとか、そういう方向も出すべきだと私は思います。そして、県に意見を述べるということも今後、あそこの公園は平成18年に完成予定となってますけれども、まだ時間ありますので、その辺、具体的な調査をして検討をしてもらいたい。

保存する方法として、一応史跡にはなってますけれども、その史跡も今あの面積は具体的にどの程度なのか。私も現地に行ってみましたけれども、今では史跡どころか荒地放題になっているんですね。せっかく県の指定文化財になっておきながら、そして寒河江市でもあそこの標石も立てております、高瀬山遺跡ということですね。その周辺が、せっかく平成元年に整備したはずのあれが、まるっきり放置状態で、ですからもう少しあの幅を拡大してもらって、史跡のきちとした位置づけをしてもらうことも必要だと思います。現状ですと、あの面積がどの程度史跡になっているのか、ちょっとわからないですね。多分、保存するには限られた面積があるそうですけれどもね、私はその具体的な面積はわかりません。でも、もう少し市として、あの一帯をもう少し拡大する方向性を出して保存することも必要だと私は思います。

それから、分布図の作成の問題ですけども、教育委員会の方では開発に当たってはいろいろな都市計画課あるいは農林課あたりにきちっと説明して、問い合わせもかなりあるようなんですけれども、しかし、それは一部の人しかわかっていな

いんですね。この包蔵地があるというそのものもわからない人が多いと思うんです。ですから、私はこれを全戸に配布して、少し貴重な遺跡を後世に残す方向性を出すためにこうした意見を述べたのでありまして、こういうのも一つの保存する方法として必要ではないかと思えます。

新築ばかりでなくて改築の場合、いざ包蔵地となれば改築の場合も本当はきちっと対策をとらねばならないんだろうけれども、下水道整備とか水道整備をすることによって大きく掘削する事業が今展開されていますよね。その対策もやっぱりこういう分布図を各家庭に回しておけば、「ああうちの近くも包蔵地になっているんだな、じゃ教育委員会に聞いてみようか」、そういう意見が出て、新たな認識というか、市民に対して認識する上でもやっぱり必要だと思うんですけれども、再度この点について検討をお願いしたいと思えます。

最後に、この公園整備に当たって市の教育委員会からも意見を述べるだけでなく、いろいろなやっぱり、述べるというと何か強制的に言うような状況になりますけれども、これもやっぱり参加して市民の考えも聞いて、歴史・文化の教育のための参考としてもいろいろな立場で意見を述べてもらえば、ある程度認識しながら公園整備がうまく行くんでないかなあと思うんで、そして将来とも古墳とかそういうのを復元することによって、史跡ばかりでなくてそういう施設をつくることによって改めてその地域の偉大さというか、出てくると思うんで、その辺の、意見でなくて助言するみたいな形でぜひ教育委員会からも参加していただくようお願いして、第2問とします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 基本計画から実施計画まで変更した理由なり、あるいはその間において事業費を削減したというようなことはる申しあげましたので、あえて2回も言う必要はなかろうかなとこのように思っております。

それから、現在の事業費で計算しておるわけでございますから、さらに増額復活するのじゃないかなという御疑念を持っていらっしゃるようでございますけれども、それは考えられないことでございます。

それから、アクセスでございますけれども、主要地方道から入っていくというようなことをやっぱり考えなくちゃならないなとこのように思っております、そういうことで、皿沼河北線から西の方に入っていくって左沢線を横切って、そして現在の上り口になっておる辺あたりに取り付けようかと、それが一番いいのじゃないかなとこのように思っておりますが、その他いろいろ路線・ルート考えられますけれども、その辺をまず一応主なアクセスということで考えておるところでございます、そうしますといろいろ関係者も出てくるわけでございますので、その辺のこれからの協議ということも出てこようかと思っております。

それから、そういう今のアクセス道路というものは、最上川寒河江緑地の方の事業費とは、まずは緑地公園事業というのとは関係ないことでございますから、別枠の事業ということになろうかなとこのように思っておりますけれども、その辺もこれから一体となった補助事業の中に入るかどうかという、まあ無理だと思いますけれども、そんなことも考えておるところでございます。

あと、管理棟とか艇庫、東屋のことについてのお話ございましたけれども、先ほど申しあげた中でございますけれども、なお詳細については担当から申しあげたいと思っております。

それから、地元から公園広場というような、これは一番最初にあったわけでございますけれども、その後、今言ったように多目的水面広場に切りかえて、地元の方々はもちろんでございますけれども寒河江市民、あるいは広く利用されるようにというようなことを地元の方々にも御理解をちょうだいしているところでございますので、現在のような進め方で地元の方は御理解いただけるものとこのように思っております。

それから、安全対策、冬期間の使用できないと、こういうようなことは先に行ってから十分施設を築造中なり、あるいはどういふところに問題が出るかというようなことを姿を出しながら、その中で安全対策というようなものは十分考えていかなくちゃならないものとこのように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 2問目の御質問についてお答え申し上げます。

まず第1点、市単独の高瀬山遺跡群の発掘調査を行う考えはないかというふうなお尋ねでございますが、このたび県の方で公園整備にかかわる工事手法として盛り土工法を考えているということでございますので、学術の調査等の立場での市単独での発掘調査というものは今現在では考えていないところでございます。

それから、二つ目の高瀬山一帯の遺跡のことでございますが、遺跡と史跡とはまた違いまして、あそこの一帯は先ほど質問にもございました山形県の遺跡地図の中に「高瀬山遺跡群」として登録されているものでございます。ただ、そのうちの約100平米、99.17平米でしたか、100平米程度が県の指定史跡として登録になっているということで、その場所に「高瀬山古墳」というふうな表札が立っている、あの場所でございます。

さらに、そのほかの部分も史跡として登録するには、開発行為なり学術発掘等によって詳細を発掘調査しないと史跡には登録ならないということになりますので、今のままで高瀬山の全体が遺跡群として扱われているというのが現状でございます。

それから、3点目の包蔵地の分布図の配布についてでございますが、先ほど答弁申し上げましたように、いろいろな遺跡の分布については各担当課並びに土地利用対策会議等でそれに基づいていろいろ協議・調整しながら進めております。これを一律全部配布してしまいますと、その遺跡のエリアのとらえ方とか、いろいろな内容について不十分になりますので、かえって誤解を招くようなことも出てまいろうかと、かえって心配いたします。そういう意味で、直接担当課の方で具体的な事例などについて個別にその遺跡等とのかかわりをいろいろ説明したり、お答えしたりしているというのが現状でございます。

最後に、4点目の公園整備について市民参加型の検討会に教育委員会も参加してはどうかという御提言でございますが、市の方の立場として先ほどお答え申し上げましたように、直接工事の担当の課と、また県の文化財保護室とは緊密に連絡をとっております。その立場でこの工事についての連携を深めていくということで、直接この検討会に教育委員会行政が入って、真っすぐのかかわりを持つということではなく調整してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

柏倉隆夫都市計画課長 先ほどの質問の中で、3点ほど私の方からお答えいたします。

カヌー大会のときのトイレとか、今計画している中で数的に大丈夫なのかというようなことでありましたけれども、通常の利用というような中では管理棟の中に一つ、それからグラウンド広場、芝生広場それぞれ1カ所ずつというようなことで計3カ所見ております。大会とか、そういった人数が一時的に多くなるというようなことについては、常日ごろから設置をしておくことは効率的でないというようなことになりますので、仮設のトイレというものを設置しながらしていく方法になろうかと思えます。

それから、管理棟、艇庫については図面の方に載っていないというようなことで、事業費の中に入っているのかというようなことだったんですが、それは事業費10億円の中に入っております。

それから、東屋とかについても最小限というようなことにしておりますけれども、先ほど議員の方からありましたように、樹木、高木等での日陰、そういったものも確保していくというようなことで、基本計画の中では何カ所か図面の中にありましたけれども、そういった樹木等によるカバーというようなことで1カ所程度というようなことで考えております。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 この寒河江緑地の整備5億円削減になったことは非常に喜んでいますが、結果的にこのアクセス道路とか、そういう問題がさらにまた今後膨らんでくる状況ですね。だから、本来こういうのも全体的な計画をする時点でやっぱり議会なり住民にきちっと説明した中で事業を進めるべきと私は思います。

このたび、これと違うんですけども、寒河江公園の問題ですけども、寒河江公園も測量調査をやって、そして地質調査などもやって、1,600万円ほどかけて事業計画を立てておりますよね。そうした中で、突如これも16年度から実施計画から消えています。これはどういうことかと、私、担当課にも話を聞いたんですけども、結果的にこういう整備は国土交通省が今いろいろ公園整備やる中で、公園ばかりでなくて一体とした整備をやる考えで今検討されているという話でした、担当課に聞けばね。ですから、やはりこの最上川緑地も、もう少しエリアを広げて具体的な内容を本当はもっと早く示すべきだったはずですよ。

確かに、当初15億円もなっているんだから、当然そのアクセス道路なども含んで検討されていると、私らは思っていましたけれども、それが新たに今度またプラスになるということは、事業費とは当然関係ありませんけれども、また、それがプラスになるということは、非常に大きな問題だと思うんです。ですから、こういう整備に当たってはもう少しエリアを広げて検討していただきたいと思います。

それから、教育委員会にいろいろ質問した結果の中で、やはりこっちの言うところがなかなか届かないというか、基本的には考え方が大分違うようですけれども、やはり包蔵地を保護するというきちとした建前であれば、もう少し分布図なども作成して、1回でもいいからきちっと流してもらえれば、でなければ市報なんかにも何か掲載して載せる方法もあるし、いろいろこれはそれなりに対策はとれるのではないかと思います。

やはり、市民が知らない間に発掘して、いろいろな土器とか、あるいは石器とか、出た場合でも、全然わからないわけです、素人は。だから、それをやっぱり社会教育課あたりが指導できるように分布図を作成してもらえんならと思っています。いるんですけども、その辺についても再度、市報なんかに掲載する考えはないかお聞きしたいと思います。

あとは、この盛り土の関係ですけども、何年前かに、あそこら全体を試掘しております。だから、その状況を判断して、県にもう少し寒河江市の土地の状況を話して、本当にこの土地が盛り土で保存できるのかどうか、この辺も確認してもらえば必要があると思っております。これは残すのならやっぱりきちっと残す方法で、後で掘ってみた結果、全然もう埋没して終わりだった状況ではまずいし、この辺ももう少し県の文化財保護室あたりと協議をしながら検討をしていただきたいと思っています。以上で終わります。

佐竹敬一議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 一つは分布図の作成についてでございます。

先ほどお答えしましたように、分布図そのものは県の埋蔵文化財の分布状況調査の図面を受けまして、寒河江市ではそれなりの寒河江市全域の分布図をもとにいろいろな指導をしているところでございます。

その後、追加になった発掘調査にかかわるものも、それに加えながら、その細かい分布図で指導しておりますので、ある一定期間で全部同じものを配布するというよりも、一番直近で正確な分布図に基づいて、いろいろな開発行為にかかわる調整をしていきたいというふうに考えておりますので、今現在は直接の御相談と土地利用対策会議並びに各課との調整の中で進めてまいりたいと考えております。

あと、市報等の紙面を使った広報などについても、また別個の視点で考えたいと思います。

あと、もう一点、二つ目の試掘でございますが、高瀬山開発の時点で確かに56ポイントのポイント試掘を行っております。それに基づいて今現在の高瀬山遺跡群がこうやって県の埋蔵文化財の分布図に登録されているわけでございます。そんなことで、あの試掘はあくまで埋蔵文化財の分布を調べるレベルの試掘でございましたので、その後、遺跡として史跡に登録するまでの分ではございません。

さらに、このたび盛り土工法で大丈夫かということもありますけれども、県の工事そのものが現状の埋蔵文化財に手をかけずに二、三メートルの盛り土で文化財を保護するという工法をとりますので、それにかかわる直接の試掘なり発掘調査を行うということは今考えておりませんが、今後の推移を見ながら、県との調整は今後も続けてまいりたいと思います。以上です。

散 会 午後2時28分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成15年12月9日(火曜日)第4回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成15年12月9日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成15年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成15年12月9日(火)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	(仮称)広域農業振興 公社設立構想のその後 について	設立への進み具合について 「水田農業ビジョン」の中に想定 がなされるなら、その位置付けに ついて	3番 鴨 田 俊 廣	市 長
10	中学校給食について	市長の中学校給食に対する考え方 について 中学校給食の実施を求める多数の 署名をどう受けとめるか 合併協議会における中学校給食の 取り扱いについて	16番 佐 藤 暘 子	市 長 教育委員長
11	合併問題について	合併期日を特例法の期限後とした 場合の見解は 合併後の長期の財政シミュレーシ ョンを提示すべきではないか 中学校給食の取り扱いについて	18番 内 藤 明	市 長 教育委員長
12	教育委員会制度につい て	政府の構造改革特区等における教 育委員会制度の廃止や不必要論に対 する市長の見解は		市 長
13	下水道整備計画につい て	報告書に示された平塩橋への汚水 管の暫定添架の可能性と他の方策に ついて		市 長

再　　開　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

鴨田俊・議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号9番について、3番 鴨田俊・議員。

〔3番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、そして、この問題に関心のある市民の皆様の声をお聞きいたし、また、私が日ごろ感じていることの一端を述べさせてもらいながら質問させていただきます。簡潔に質問をいたしますので、市長には答弁よろしくお願いを申しあげる次第であります。

質問の前に一言だけ申しあげたいことがございます。ことし平成15年度は10年ぶりの冷害の年でありました。この村山地方は米作の作況がその指数92の不良の年でありました。特に、中山間部の稲作にとって大きな被害があった模様であります。被害に遭われた農家の皆様には改めて心からお見舞いを申しあげる次第であります。

私は、このような冷害の年にあつて、米は主食であり米は食生活の中心であるとともに農政の中心との認識が改めて強く感じた次第でありました。水稻共済金の年内支払いや必要な救済措置につきましては、速やかな執行がなされますよう希望するものであります。

それでは、質問に移ります。

通告番号9番、(仮称)広域農業振興公社設立構想のその後についてであります。

この質問は一度前に質問されたものであり、その後どうなっているのか改めてお尋ねいたしたく質問する次第でございます。

さて、ここ数年来、水田農業や果樹農業を取り巻く環境が量的にも質的にも大きく変化してきているのであります。米余りのため昭和40年代後半から開始された減反転作事業は30年以上の歴史を持ち、農業の形態や米価の動向に大きな影響をもたらしたことは周知のとおりであります。そして、現在M A米の輸入や食生活の多様化による米消費の減退などもあり、米余りの現象は一向に改善されない状況であります。それに伴って米価も補助金なしには相当つらい状況が続いていることも事実であります。ここ数年、大幅な生産調整が続く中、農業従事者の高齢化や担い手不足もありまして、水田の耕作放棄地が中山間地のみならず平地の水田にも見られるようになってきている現実があります。

ところで、水田には転作としてさくらんぼを主体とした果樹も植えられ、ふえてきました。その結果、さくらんぼだけを見ても、その樹園地面積は30年前の2倍以上になっており、その反面、耕作者は半分になっております。このような状況の中で、さくらんぼを主とする果樹園でも耕作放棄地が進んでおります。そして、果樹園の耕作放棄地は水田のそれよりもずっと多いのが現実であります。

農業従事者の減少や高齢化の早さに対して、耕作を引き受ける個人・法人を含めた担い手育成のおくれが農地の耕作放棄の拡大を許していることとなっております。つまり、生産者・JAなど関係団体、そして地域全体がこれに対応できずにいるのが現状であります。市は当然関心を払っているものとおもっております。寒河江、そして西村山地方の農業がこれから急速に衰退していくのではないかとという危機感があり、その対策としてJAさがえ西村山から提案されたのが、(仮称)広域農業振興公社の構想であります。

ここで(仮称)広域農業振興公社について、まとめておきたいと思っております。

設立の趣旨といたしましては、農地の流動・集積化等の事業を通して耕作放棄地の解消、担い手不足・高齢者による労力不足等の諸問題に対して、行政、関係機関一体となって地域の農業の振興を図ることです。

具体的事業の内容としては、農地保有合理化事業、農作業受託事業、担い手育成事業、中山間地対策事業、その他営農支援に関する事業などが考えられております。

以上のような設立趣旨と具体的な事業内容で農地の耕作放棄を防止し、担い手を育成しながら地域農業の振興を図るものであります。

JAさがえ西村山は、管内各市町に対して出捐金を要請したりして、できるだけ早くこの公社構想を立ち上げるべく提案してきたわけです。JAさがえ西村山と各市町は平成13年8月からこの構想を協議してき

ております。

このような情勢下にあり、平成14年9月の鈴木賢也議員の質問に対して市長の答弁では「農地保有合理化事業については農業委員会との整合性、農作業受託事業など直接経営した場合の具体的な手法、出捐金の問題、経営面の採算性などの検討が必要」との答弁でありました。そして、「どのような支援ができるか検討していきたい」と答弁を行っております。

あれから1年以上たっております。JAから提案されてから2年以上たっております。そして、まだ設立には至っておりません。この間、耕作放棄地、遊休農地は確実にふえているものと思っております。何事も予防のうちには軽微な労力で済むが、事が大きくなると労力や予算は放物線的に大きくなるものであります。一日も早く耕作放棄の予防組織となり得るこの公社設立を達成すべきと考えるものであります。

そこで、質問であります。このJAから提案された（仮称）広域農業振興公社の設立の構想について現在はどのような状況なのでしょうか。そして、どう進展しているのでしょうか。そして、現在の状況について、どのような考えでおられるのか伺います。

さらに、市ではこの（仮称）広域農業振興公社の設立がおくれた場合など、耕作放棄地や遊休農地の拡大に対してはどのような対処を行っていくのか。以上、市長の見解をお伺いいたします。

次に、水田農業ビジョンの中に想定がなされるなら、その位置づけについてということでございます。

この（仮称）広域農業振興公社を設立すれば平成16年度から転作の基本構想となる地域水田農業ビジョンの達成に大きな手段として使える組織だとう私は思っております。したがって、地域水田農業ビジョンの中にこれをどう位置づけるべきなのかを考えてみたいと思います。

平成14年12月3日に政府は需要調整対策、流通制度や経営構造の対策など、米政策全体を大きく転換する米政策改革大綱を決定いたしました。それは水田転作においてできるだけ早く望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業ビジョン策定と、それに基づく多様な取り組みを行い、平成22年までに農業構造の展望と米づくりの本来のあるべき姿の実現を目指すこととあります。この改革はいよいよ来年、平成16年度から始まるわけでありまして。

したがって、地域水田農業ビジョンづくりが今行われているものとう思っております。このビジョンの内容とは、おおよそ農地の流動化、担い手づくり、売れる米づくり、特産物の育成などの必要性が示されていると思っております。ところで、このビジョンの達成にはそれに向かって努力する実践組織、例えば集落営農実践組合とか、農業法人とかが必要になってくるのではないかとこう思っております。

しかしながら、このような集団はそう簡単に組織化できるものではないと私は思っております。リーダーの育成やら、共同作業を行うに当たっての理解や協力を地域の農家から得るには相当の時間が必要かとこのように思っているからでございます。

ここで、注目してもらいたいことは、実はビジョンの中身は先ほど述べた（仮称）広域農業振興公社の事業内容に含まれるのであります。ビジョン達成のために実践組合や農業法人をつくるよりも、市を含め関係団体がその気になって合意すれば、（仮称）広域農業振興公社をつくる方がずっと早いのではないかとこう思っております。

この（仮称）広域農業振興公社をつくってビジョン達成の先導役を担わせ、種々の経営ノウハウを蓄積していき、その間、集落営農実践組合や農業法人の育成を図りながら、最終的にはこれを育成するために実務労働的な部分をこれらに移していき、そして新しい集落営農形態を構築していく。このような方法がビジョンの早期達成には確実性が高いのではないかとこう思っております。

したがって、（仮称）広域農業振興公社を早期に設立して、これをビジョンの中に実践組織体と位置づけ、ビジョンの早期達成に供することが肝要と思うが、市長の見解を伺いたいと思います。以上、1問目といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

農業振興公社の関係でございます。農地の耕作放棄地対策としての農業振興公社の活用でございますが、近年の農作物の価格低迷による農家収入の伸び悩み、農業者の高齢化、後継者の減少等により、遊休や耕作放棄農地が年々増加する傾向にございます。

御案内のとおりでございますが、こうした耕作放棄地は病虫害の発生源ともなり、隣地農地への悪影響や無断転用のおそれがあることから、平成11年度には農業委員会で耕作放棄地の実態調査を行っているところでございます。

その結果を見ますと、件数で171件、面積で約39ヘクタールでありました。同様の調査を平成4年度で実施しておりますが、その当時と比較すると、件数で3.3倍、面積で4.6倍となっており、耕作放棄地が増加している現状にございます。地区別では件数・面積とも白岩地区が4割を占めており、高松、醍醐を含めた西部地区全体で4分の3を占め、中山間地の農地荒廃が進行していることがうかがえます。

遊休化した理由につきましては、御指摘もありましたが、労働不足が4分の3、耕作不便が約2割ございました。また、所有者が考えている今後の活用方法としましては、現状維持、それから不耕作が6割、貸し付け希望は2割にすぎませんでした。

こうした現状を踏まえ、これまでの耕作放棄地の解消策については、中山間地総合整備事業や中山間地直接支払い制度による支援、農業委員会では農地利用権設定事業による農地のあっせん等を行いながら解消に努めてまいったところでありますが、思うように成果が上がっていないのが現状であろうかと思えます。

御質問の耕作放棄地解消の手法として、農業振興公社の活用であります。農業振興公社につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて設立される法人格を有する組織でございます。公社の主な事業としては、農地保有合理化事業、合理化事業の中には農地の一元管理とか農地の借り入れと貸し付けとあるわけでございますが、それから農作業受託事業、それは農作業を受託して経営するというところでございます。そして、職業紹介事業、いわゆる中核農家への労働力紹介でございます。等々ができるものでございます。これらの事業の活用による解消であります。特に、農地の一元管理及び借り入れと貸し付け、農作業の受託等の事業の活用等により、耕作放棄地の拡大防止の手法と思われるところでございます。

次に、公社の進みぐあいでございますが、この仮称でございますが、（仮称）広域農業振興公社の設立に向けた取り組み状況でございますが、耕作放棄地の拡大防止や後継者不足、労働不足等の解消につきましては、行政と関係団体が一体となった取り組みを図り、安定した農業経営の推進に努力していかなければならないと考えております。これらの諸問題を解決する手法としてさきに述べましたように、農業公社も一つの手法と思われるところでございます。

こうしたことから、JAさがえ西村山が中心となり、西村山の1市4町、村山総合支庁、西村山農業普及課が参画して、平成13年度から事務レベルで（仮称）広域農業振興公社の検討を進めてきたところでございます。

これまでの検討の中では、農業振興公社設置目的の明確化、直接経営した場合の収益性、出捐金の拠出根拠と用途目的、JAで取得している農地保有合理化法人と新たな公社との整合性、そして農地一元管理地図情報システムの導入の是非、事業全体での収益性、最後に市・各町の農業行政の格差などの多くの課題が出されているところでございます。

これらの課題については、広域農業振興公社の施策につながるものでありますので、慎重に検討していかなければならないものと考えております。また、JAでは当初の設立時期について、平成14年度を予定したところでありましたが、課題の整理がまとまらず現在に至っているところでございます。

こうした状況から、JAでは（仮称）広域農業振興公社設立までには時間がかかると判断し、ことし10月に公社設立までの間、公社のように法人格を有さない任意組織としまして、広域農業活性化センター・アグリサービスの設立について新たに提起されているところでございます。それによれば、この組織での事業は、これまで公社事業として掲げてきた中からできる事業から取り組んでいく考えのようでございます。

以上がこれまでの経過でございますが、今提起されているアグリサービスにつきましても、最終的には広域農業振興公社に結びつく組織であると思われることから、業務内容についても慎重に検討してまいらなければならないと考えております。

したがって、市としましてもどのような対応ができるか、今後の推移を見きわめて検討してまいりたいとこのように思っております。

次に、水田農業ビジョンのことでございます。

水田農業ビジョンにおけるところの広域農業振興公社の位置づけについて、特に申し上げたいと思います。

国の米政策改革においては、単に生産調整の達成を主目的とした対策から、消費者重視、市場重視の考えに立って、需要に即応した売れる米づくりを推進するという米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて地域農業の構造改革を実践する取り組みに転換することとしております。

このため、市町村段階においては、市町村、農協等の関係団体、担い手農家などで組織する地域水田農業推進協議会が地域の戦略作物、販売、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向を明確にした水田農業ビジョンを作成し、地域の関係者が一体となって推進するよう求められているものでございます。

本市におきましては、米政策改革を初め農業を取り巻く情勢の変化に対応し、将来の市農業全体のあり方を検討するため、ことし5月に農業振興研究会を立ち上げたところでございます。研究会では、今年度はこの水田農業ビジョンの検討に集中して取り組むこととし、現在その素案の策定作業を行っております。

これまでに3回の会議を持ち、熱心に御議論いただいているところであり、12月中旬にはビジョンの素案が策定される見通しとなっております。今後は来年1月以降、この素案を農家の皆さんに説明し、3月末を目途に地域水田農業推進協議会において最終的なビジョンが決定される予定になっております。

さて、ビジョンの実践組織として広域農業振興公社を位置づけるべきでないかという御意見がありましたが、ビジョンの推進体制につきましては、素案では農業者の主体的な取り組みを基本に、JA、行政関係機関が一体となって推進するとしております。

広域農業振興公社につきましては、先ほど申しあげましたように、設立までには整理しなければならない課題がまだ数多く残されているということから、現段階では素案の中に位置づけられていないというところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 非常に丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

広域農業振興公社の設立には、まだまだ山あり谷ありで難しいような現状のようでございます。ハード面ではなくて、とりあえず農協の方でも急にはできないということで、ソフト事業だけを、アグリサービスなるものを提案してきたようなわけございましょう。構想的には大変いいんでしょうけれども、実務をこれはまだ伴わない、将来的には実務までというふうな考えではございますけれども、現時点では実務を伴わないということでもありますので、現時点ではこの耕作放棄地を防止する、そういうような組織体ではないと。早くこういうふうな現実的な耕作放棄地を防止する、そのような組織体制をつくってもらいたいなと、このように思っているわけでございます。

J Aは広域体であります。1市4町に働きかけているということでございまして、向こうは広域で、こちらは一つの自治体ということで、それなりに提案する側、提案される側にとって若干ミスマッチもあるのではないかなと、このように思った次第でした。

向こうは何もかにも盛り込んできて、こちらにはそれが本当にそんなことできるのかとか、そんなことも考えられるわけで、さまざまに事務局で考えられた結果が今さまざまな面でクリアしなければならない問題があるのかなと、このように思っているわけでございます。

余り難しくなると、やっぱりその分だけ遊休農地、耕作放棄地がふえるというわけで、早く結局、お互いできるところから合意して、早く公社を立ち上げていただきたいなと、改めて申しあげる次第です。

山形市に農業振興公社がございまして。そこはもう最初は青果物の価格安定ということを目指してつくったわけですけども、現在そんなに難しくなく、例えば今のような耕作地を防止するとか、自分で引き受けて農作業を実施するとか、あとはヘリコプターの防除……、小さなヘリコプターで水田を防除するとか、あと緊急的に雇用調整をして6カ月ぐらいだったならば何人が雇って水路作業をする、そんなことを引き受けると。そのような事業をやっているわけでございます。その程度から合意して、そしてやれるものからやるような組織体、そのようなものをまずつくって、後から徐々になれたら、さまざまなそういうソフト事業なり、例えばマッピングなり、そのようなものを取り入れて大きくしていったらいいのかなと、このように思うわけでございます。

あと、ビジョンの方でございますけれども、やっぱり個々の農家、個々のJ Aあたりに任せるといって、お願いしてもなかなかビジョン達成には難しいのかなと、おくれるのかなと、私はこう思っているわけです。現実に私、農業をやって、なかなかその組織体づくりが大変だなと。リーダー育成にしる、それぞれの農家に土地の流動化をお願いするにしる、やっぱり大変だなと。

そこら辺を行政がもっとリーダーシップをとって後押ししてくれたら、もっと早くビジョン達成なり、来年度からの大変な地域農政をリードできるのかなとこのように思っておるものですから、このような質問をさせてもらったということでございます。その辺、市長はいかがですか。とりあえず第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この農業公社の立ち上げといいますか話し合いが正式になったのは14年の1月になったわけでございます、その目的とするところ、そしてまたその出資金といいますか、それなども発表なされたわけでございますけれども、その後の詰めというものがどうもはかばかしくなっていないと。御案内かと思いますが、そして結局15年の1月には今度は、失礼、15年の10月にはアグリサービスというようなことが出てきたわけでございます。その間、関係者の協議というものを中断した期間もあったわけでございます。

いろいろ掲げているところの事業目的は大変いいことばかりでございますけれども、じゃ何に絞ってそれをやるのかと、それから出資金をどのようにして募るかというようなことについて、非常に具体的な取り組みというものが少なかったのじゃなかったかなとこう思っております。今度はアグリサービスというようなことが出てきましたから、じゃアグリサービスでやるのか、将来的には農業公社に移行するのかというようなことが、まだはっきりしていないのじゃなかろうかなとこう思っておるわけでございます。

そして、一方、水田ビジョン等々につきましては研究会の方に任せているというような状態が今進んでいるわけございまして、農業振興をこうした方がいいんだと、ぜひともこれでやらなくちゃならないんだということならば、もっともっと農業振興公社のいいところを、それでなければならぬということ、そして具体的にこれこれこれをやるということを行政、そしてまた農業委員会と十分に打ち合わせていくというようなことが必要なんだろうとこのように思っております。

今度は生産調整というよりも売れるところの米というような配分方式に変わってきて、大変米を取り巻くところの対応というものも違ってきておりますから、まずまず、何が農業というような分野で、何をなすべきかというようなことが非常に難しくなってきたとこう思っております、農地をどうするか、あるいは農地に対して法人等が介入してくるといったようなことについてどう考えるかと。

そして、一方には、こういう耕作放棄地がたくさんあるわけでございますので、どうするかというようなことで、農業の将来というものは非常に難しい局面かなとこのように思っております。ですから、農業振興公社をどうするか、アグリサービス、いや農業振興公社は難しいからアグリサービスに切りかえるんだというだけの問題ではないとこのように思っておりますが、十分関係者が集って真剣にこれは議論していかなくちゃ、この問題、筋道が見えてこないのじゃないかなというような気がしておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 相当難しいことは、今の市長の答弁でひしひしとわかるわけですが、ぜひにでも早くお願いしたいなとこのように思うわけですが。

ところで、農林課は農業の実務から離れているわけですが。農協なり関係者団体と市が入る、そういうふうな公社なり、こういうふうな組織体をつくって、農業の実務ということをそこから直接情報を手に入れることができてるのかなと、こんなこともちょっと考えたわけですが。直接情報を仕入れるということは、非常に私は大切だなとこのように思っているわけですが。

例えば、農業補助金関係の項目を見ますと、この間の任意合併協議会の中で示されたわけなんでございますけれども、寒河江市は32の補助金交付金の項目を持っているようです。こういうふうな市の農業振興公社などをつくっていくと、その補助金の統廃合が少しはそれを通してできるのではないかなと、このようなことも考えたわけですが。必要な財政的なもの、それを統合して公社の方に向けまして、その後、また補助金的なものを整理統合していくと、そのようなこともひょっとしたらできるのかなとこのように思っているわけですが。ひとつ提案としてこのようなことを述べさせていただきます、以上、私の質問を終わりたいと思います。

佐藤 暘子 議員 の 質 問

佐竹敬一議長 通告番号10番について、16番 佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、中学校給食の実施を切望してやまない市民を代表し、今議会3度目の質問をいたします。市長並びに教育委員長に見解をお伺いいたします。

まず、市長にお伺いいたします。

中学校給食を求める市民の声が世代を越えて絶えることなく続いていることは、市長も御存じのとおりです。また、平成2年の3月議会に遠藤聖作議員が中学校給食の実施について質問したことを皮切りに、私や同僚議員も含め議会でのたび重なる論戦を繰り返してきたことは既に御存じのとおりです。

平成3年6月、3,365名の署名を添えて提出された「中学校給食の実施を求める請願」は、二度の継続審査を経て、同年12月議会で全会一致の採択となりました。その後、さまざまな経過を経て、平成7年3月教育委員会は「寒河江市立中学校において完全給食は実施しない」と結論を出しました。

しかし、その後も中学校給食を求める市民の要望は絶えることなく続き、議会での論戦も続いています。平成15年4月の市議選を契機に、さらに中学校給食に対する市民の声は激しさを増し、ことし5月、母親たちが中心となって「中学校給食をすすめる会」が発足したのです。早速、43名の会員たちによる2万名目標の署名運動が始まりましたが、それと同時にさまざまな研修や学習なども行ってきました。

西川町、朝日町の中学校のおかず給食をつくっている朝日町の「地球耕望」を視察し、試食をさせてもらったり、西村山教職員組合の代表者との話し合い、県スポーツ保健課の学校給食担当者との話し合いなど、行動しつつ学ぶことを重ねてきました。そして、中学校給食をすすめる会は11月19日、市内全域から集まった多数の署名を添えて「中学校給食の実施を求める請願」を議会に提出しました。

しかし、これまでの議会での論戦で御存じのとおり、教育委員会は平成7年3月の教育委員会の見解を踏襲するにとどまり、一歩もその域を越えることはありません。市民の間からは市政に対する不信感とともに、「市長さんはどう考えているのか」「市長がやると言えば、すぐにでもできるのではないか」といった質問や疑問が出されています。

市長は平成3年からこれまで12年間、市民の声や議会でのやりとりなどずっと見守ってこられました。4万市民の市政を預かる長として、大所高所から中学校給食についてどのような見解を持っておられるかお伺いいたします。

次に、中学校給食の実施を求める多数の署名をどう受けとめるのかについて、市長にお伺いいたします。

中学校給食をすすめる会が2万人を目標に署名運動を行ったことはさきに述べたとおりです。署名にはすすめる会の会員のみならず、みずから署名を集めてくれたり、協力を申し出てくれたりと大勢の市民の方々が参加してくれました。行動日を決めて一斉に地域に入っの署名行動や、店頭での署名運動、イベント会場や職場など、知恵を出し合い、勇気を出し合っの署名活動が行われました。

地域に入っの署名活動では、住民の方たちの率直な意見がはね返ってきました。「なして寒河江市ばかり給食ならねえんだ、早くなるように頑張っけらっしゃい」と励まされたり、「子供らが小学校のときも署名して給食なるのを待っただげんと、ならなくて、もう中学校卒業したは」と苦言を言われたり、中には「給食よりも弁当の方がいい」と言われる方もおりましたが、大方の市民は、父母を初め祖父母に至るまで中学校給食の実施を求めておりました。

あるイベント会場では三、四人連れ立っ遊びに来ていた男子中学生が「おれたちも書いていいんですか」と進んで署名をするといった場面もありました。また、新聞に折り込んだ署名用紙に近所の方の署名も集めて待ってくれたり、見ず知らずの方から「署名集めたので取りにきてください」といった電話が事務局に多数かっってくるなど、市民の反響は予想以上のものでした。

こうして、短期間の間に中学校給食の実施を求める市民の声は1万五千余名の署名となってあらわれたのです。集まった署名の中には、お嫁さんが書いたものと、おばあさんが書いたものと一つの家族がダブって書いてあるものや、他市町村の方の署名もありました。すすめる会事務局では可能な限り精査し、ダブリをチェックしましたが、中には見落としがあるかもしれません。しかし、そのことは市民の皆さんが中学校給食を実施してほしいとの願いを署名に託し期待をかけていることのあらわれではないでしょうか。市長はこの署名に託された市民の声をどのように受けとめておられるのかお伺いいたします。

次に、合併協議会における中学校給食の取り扱いについてお伺いいたします。

私は、ことし9月議会の一般質問の中で、今進められている合併協議会の中で中学校給食に関してはどのような調整が行われているのかお尋ねしました。その中で、「中学校給食については既におかず給食を実施している朝日町、西川町に歩調を合わせることになるのか」とお尋ねをしたところ、教育委員長は「合併によってできた新市では必ずしもすべての施策が統一されるというものではない。基本的な考えに変わりはなく、小学校においては完全給食、中学校においてはミルク給食を実施していく」と答弁されております。さらに、「合併協議会の協定項目の中に、学校教育事業という項目があり、学校給食はその中に含まれているものであること。合併後の新市において取り扱いを協議することになっている」などと答弁されました。

合併に関する協議資料を見ますと、さまざまな協議項目がありますが、保健事業あるいは福祉事業などについて各自治体ごとに事業の内容や料金などにも違いがあります。それを調整する方法として幾つかの方法があるようです。現行どおり新市に引き継ぐもの、現行どおり新市に引き継いで合併後、新制度を策定する。法定合併協議会において新制度を調整し、合併時に施行する。などの方法があるようですが、給食についてはどのような取り扱いがされるのか。

また、新市では必ずしもすべての施策が統一されるというものではないと答弁されていますが、給食について考えてみた場合、西川・朝日にある中学校は現行どおりおかず給食、寒河江にある中学校は現行どおりミルク給食ということがあり得るのか。

また、基本的な考えに変わりはなく、小学校においては完全給食、中学校においてはミルク給食を実施していくという9月議会での答弁からすれば、西川・朝日の中学校は寒河江に合わせてミルク給食だけになってしまうということもあり得るのかお尋ねいたします。以上、お伺いして、第1問といたします。

市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

学校給食は、教育活動の一環として実施されているものであり、中学校給食に関してはこれまで幾度か議会の中で質問が繰り返され、その都度、本市教育委員会により答弁がなされてきたところであります。

この学校給食の方式については、平成4年に中学校給食検討委員会をつくり3年ほどの期間をかけて検討が行われ、その答申を踏まえ教育委員会によって方針が決定されたものであります。本市中学校においてはミルク給食が実施されておりますが、それは教育上の観点から実施されているものと思います。この方針は教育の今日的な背景と課題、給食の教育的な役割、家庭教育との関連など、総合的な検討が重ねられて出されたものであり、教育の今日的な背景と課題について個性を生かし、主体的に考え行動する子供を育てるため、学校教育はどうすればよいかという観点での努力や取り組みの必要性がとらえられております。

今日、ゆとりと学力の向上、生きる力の育成等は、学校教育に求められている最も優先すべき教育的課題の一つであり、このためにも学校給食は現在の方式を続けるとしているものであり、その教育委員会の考え方や方針を尊重していくことが大切と思います。

私としましては、この問題の本質は単に弁当か給食かということではなく、その教育的な役割や今日中学生にどういう力をつけていくことが最も大切かということではないかと考えるところでございます。

最近の青少年が引き起こす事件や、青少年が巻き込まれる事件、家庭内の殺傷事件などの報道を耳にしますと、何が原因なのか、その背景には何があるのかを考えざるを得ないのであります。物質的、経済的な繁栄を追求する余り、人間本来の心のあり方をないがしろにしてきたのではないかと。少子化や核家族化が進み、人とのかかわりが単純化、間接化、貧困化し、社会的な規範意識があいまいになってきているのではないかなど、さまざまな原因が複雑に絡み合っているものと思われまます。

そのような中で身体的に最も成長期である中学生はまた、最も多感な時期であり、心も大きく成長する時期でもあります。そのような時期だからこそ人間本来の心のあり方や社会的な規範意識を育てることが重要であり、人は人とのかかわりの中で社会性や自制心が生まれるものであり、それはとりもなおさず、みずから考え、みずから判断し、主体的に行動する生きる力をはぐくむことにつながるものと思っております。

今日、家庭での会話や親子の共同作業などの生活体験が少なくなっていると言われております。人とのかかわりの、その最も身近な場と機会は家庭の中であって行われることが最も基本であり重要であると考えているところでございます。本来、食と健康に関して、郷土や家庭独自の食文化を伝えたり、望ましい食習慣をはぐくむのは、基本的にはそれぞれの家庭の中において実践されるべきものであり、子供の手伝いや協力を含め、自分でつくるようしつれたり、しっかり身につけさせるのは子育ての大切な要素であり、親の責務でもあると思います。

よく知育、徳育、体育に、さらに加えて食育という言葉がございますが、食というものは生きるための基本の中の基本でありますので、食事の準備や手伝い、家族の語らいなどを通して、親子の触れ合いを持つことが大切と思っております。

また、子供たちが家庭の中で親や兄弟、あるいは祖父母とのかかわりの中で親の苦労や働く家族の後ろ姿を目の当たりにしながら、心の成長を遂げるものであると思っております。そして、親としての立場からも毎日の食事や弁当を持たせることで、まさしく子育ての苦労と喜びを実感できるものであると考えているところでございます。

このような家庭での取り組みや語らいは中学生自身の自立心や実践力を育成するとともに、自制心を醸成し、将来にわたっての生きる力をはぐくむことなどの目的を達成されるものと考えているところでございます。これらのことを今改めて認識し直し、中学校給食については現行方式と考えるものでございます。

さらに、署名のことについての御質問がございました。今申しあげましたように、教育委員会では中学校給食検討委員会答申を踏まえ、専門的かつ多方面にわたって、広い視野から検討を行い、結論が出されているものであります。それ以来10年ほどたった今日、現行方式だからこそできるさまざまな役割や機能は、むしろ以前にも

増してより重要となっていると考えております。

それらの教育的な面での役割、親子や家庭での機能などを重視することなく、単に、寒河江市でも中学校給食があればいいと思いませんかとか、毎晩、毎朝弁当のおかずを考えているとか申して、弁当づくりが大変だから行政に任せようということだけではなく、家庭が担うべき本来の役割や今日の行政の課題をも考え合わせてみなければならぬのではないのでしょうか。

さきの教育委員会の方針においても、子供の家庭の教育力の回復を強く求めており、毎日の弁当の献立の心配とか、共働き家庭の家事の負担が大変だとの声があるが、家事労働の負担を軽減するために学校教育があるのではなく、これらは家庭で親がすべきことを学校や行政に依存しているあらわれであると見ることができるとし、子供の健康管理やしつけ、親子の対話やきずなをはぐくむことができる家庭での食生活の充実こそが最も自然な形であるとしています。

私は、中学校給食を求める声があるということは承知しておりますが、これまでとられてきた教育委員会の見解からの教育的な面や、学力や生きる力の醸成など、優先して取り組むべき教育課題、教職員の負担増や、財政的問題を考え、総合的な見地から本市では現行方式により行うべきものと考えるところです。

教育には、時代の変化に敏感に対応する柔軟さが大切ですが、同時に時代を越えて変わらないものもしっかりと見詰め、教育の本来の目的を見失うことなく、教育施策の推進に当たって行かなければならないと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 私の方から合併協議会に おける中学校給食の取り扱いについてお答えいたします。

寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会の方針によりますと、合併により必ずしもすべての施策が画一的に統一された上で新市が発足するというものではないと聞いております。

本市教育委員会としては、任意合併協議会の分科会の中で、中学校給食についてはミルク給食を実施しながら、多様な機会と手段を活用して、家庭や保護者への啓発・普及・指導を重ねることにより、学校給食法に掲げる学校給食の目標を達成できるものと考えているところであり、むしろ家庭における教育力、子育ての力を高めることこそが重要と考え、現行どおりとすることを申し述べてきたところであります。

現在、この12月13日の協議会に向けた調整方針の案が作成されていますが、本市教育委員会の申し出のとおり、現行どおりとする方針の案となっているようであり、本市教育委員会の考えに沿った調整方針の案がまとめられていると考えております。

任意合併協議会の分科会では、寒河江市の学校給食の方針について申し述べてきたところであり、寒河江市以外の他の学校に関して述べる立場にはございません。

合併により、学校によって学校給食の方式が異なることになるかというようなお尋ねでございますが、1市2町にはそれぞれ地域における状況や経過があることから、それを尊重することも必要なことと思われまます。中学校給食を含め、それらの地域のさまざまな経過や状況、各市町によって行われてきた施策の意義などを尊重することも大切なことであり、それは合併に当たり必ずしも画一的に統一されなくても、不均衡や不平等という観点とは異なるものと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 まず1問にお答えいただいたわけですが、どうもありがとうございます。

2問に移らせていただきたいと思いますけれども、市長はやはり検討委員会の結果、教育委員会の結果を尊重するというふうに言われましたけれども、私から見れば大変傍観者的な答弁だったなというふうにしかならないのでございます。教育委員会は行政機関からは独立した機関として存在するわけですから、独自の見解を持つことはそれは当然だというふうに思います。しかし、市長は4万市民の市政を預かる長として、やはり市民の声や現状の上に立った考え方があってしかるべきだというふうに思います。

現に、執行権というのは市長にあるわけですね。ですから、市長が住民の声に耳を傾けて、これは住民にとって必要なことだと判断すればそれはやれることではないかと思うんです。市長や町長が必要ない、やらないという考えであれば、当局としてもそれに従わざるを得ないのではないかと思います。それほど首長の考え方は市政の方向を左右するものだというふうに私は思います。

平成7年に教育委員会が出した「中学校給食は実施しない」とした結論が、8年後の今も侵すことのできない聖域であるかのように守られていること自体が非常に異常なことだと私は考えます。8年間の間に世の中の情勢も子供たちを取り巻く家庭環境や親たちの働く環境も大きく変化しています。そして、当時の教育委員の方々も今は全員入れかわっているわけです。ですから、平成3年3月20日付で教育委員会が出した寒河江市中学校給食についての報告書の中に出ている理由というのは、今はもう当てはまらないものがたくさんあるんですね。ですから、これはもう見直しをする必要があるのではないかと私は考えます。

まず、実施しない理由として主に述べられていたもの、それは家庭の責任であるということ。それから子供たちの食や健康に関することは家庭の責任であるということと、それから弁当を持たせることによって食を通して親と子のきずながつながつているのだというような考え方ですね。それから学校事業とのかかわりについて述べていました。給食をすると、さまざまな行事がそのために時間をとられてうまくいかないというようなこと。それから、もう一つが財政的な問題。その当時は財政的にもこれから醍醐小学校を建設しなければならないというようなこととか、中学校の大規模改造事業があるというようなこととか、さまざまなことが財政的には押し寄せているので、それができないというようなことで、主に三つの点が挙げられていたと思います。

ですけれども、これを今考えてみますと、親の責任、親子のきずなということなんですけれども、確かに弁当が子供たちにとってはさまざまな教育的な側面を持っているということは、私たちも否定はいたしません。しかし、きのうの松田伸一議員の質問の中でも指摘されておりましたけれども、今一番憂慮されているということは成長期にある中学生の食事の内容です。それが今大変貧しい食事の内容になっているということなんです。この教育委員会が示した親子のきずな論の中には、この弁当の中身のことで触れておりません。

私たちはすすめる会のお母さんたちとの話し合いの中でも、いろいろな意見を聞くことができました。その一つの中には女の子の場合は小さな弁当箱にほんの少ししか持っていかない。そして、おかずなんかもあれを詰めるな、これを詰めるなという制限をされる。音の出るものは入れるな、においの立つものは入れるな、そして汁気のあるものは入れるな、そういう制限を受ける。だから、お母さんたちはその弁当に何を詰めてやったらいいかということで毎日頭を悩ます。そして、この小さなお弁当箱の中に子供たちの1食分の栄養を満たすことはできない、そういうことを言っているんです。

親が何も弁当をつくるのが嫌だとか、家事放棄をしたいからとかいう理由で弁当がだめだと言っているわけではないわけです。給食の中には本当にさまざまな栄養のバランス、今中学生の中で不足しているカルシウム、あるいはミネラル、ビタミン、そういったものを、普通の食事ではとれないものを盛り込んでいる、それが給食なんです。

私たちこの前、10月20日に山形県のスポーツ保健課の給食を担当しているところの方とお話し合いをすることができたんですけれども、その中でも担当者の方は小学校・中学校9年間を通して子供たちのそういった健康づ

くりのこと、そして将来的にも自分たちの食事をどういうふうな食事にすれば健康を維持することができるかというようなことを学習させる、そういう場なんだということを言っておりました。

そして、私はこのスポーツ保健課から文部科学省のスポーツ・青少年局が出している学校給食における食事内容についてという指導書のようなものなんですけれども、各都道府県知事や教育委員会の委員長あてに出しているこういう資料をもらってきたんですけれども、この内容を見ますと、本当に給食では子供たちが不足しているたんぱく質やカルシウムやビタミン、ナトリウム、そういうものについても事細かく1食当たり、給食にはこれくらい必要だからこれくらいの量を盛り込むようにというような指導がちゃんと出ているんですね。そして、家庭の食だけでは補えないものを学校給食では補っていくんだと。さらに、家庭の教育力もそのことによって家庭をも指導していくんだというようなことを言っております。

そして、今、文部科学省では子供たちの食に関しては非常に重要にとらえておまして、今、栄養職員というのを各学校に配置をして子供たちの栄養についての教師としての指導をするような方向性を打ち出しております。それほど子供たちの将来、そして大人になってからの成人病の予防、そういったものに重点的に取り組んでいるのが、今の食に対する考え方なんです。ですから、給食をすることが家事負担の軽減になるとか、また母親たちの弁当づくりを助けているんじゃないというような議論には、もうそういう次元の問題ではないんです。

さらに、事務事業にかかわりがあるから、それができないというような内容については、私たちは西村山の教職員の組合の代表者の方とお話をする機会がありました。短時間でしたので、余り細かいところまでお話をする機会はなかったわけなんですけれども、それでもその中で教職員組合の中で給食に反対しているのではないと。組合の方針の中にも豊かな給食を進めるという活動方針があるんだというようなことを言っておりますし、また実際、給食がある学校で教鞭をとっている先生は、給食によって授業が妨害されるといいますか、時間がなくなってほかのものができなくなるというようなことはない。給食を食べながらちゃんと学校の授業はこなせるし、その他の授業なんかもできるというようなことを言っております。

そして、やっぱり子供の中には満足な弁当を持ってこれない生徒もいると。そういう子供たちのためにはやはり給食があった方がいいのだというようなことを言っておりました。ですから、教職員が反対しているからできないというようなものではないというふうに思います。

そして、4月からおかず給食を始めた西川町なんかでは給食のために10分間、昼間の時間を長くしたんですね。そういうことも幾らでもやり方によってはできるわけです。ですから、実施ができないというふうに言っていた二つの理由というものは破綻しているのではないかと私は考えます。

また、財政的な問題ですけれども、あの当時は醍醐小学校をつくらなければいけないとか、中学校の大規模改修があるからとか、そういう理由で財政的にも困難だからできないというようなことを言っておりましたけれども、今醍醐小学校もでき上がりましたし、中学校の大規模改修の残っているところは陵西中だけですね。ですからもう財政事情でできないというような理由はなくなっているわけですが、それでも教育委員会がこの弁当の方が教育的にいいんだということをずっと変えずに言っているということには、そう言わざるを得ないものが何かあるのではないかと私たちは思うんですね。市民の大方の見方は、財政的にやりたくないからやらないんでないかというようなことがあるわけなんですけれども、財政的な点について市長はどうですか、今、私が述べたようなことを申しあげれば、財政的にもできないことはないというふうに思うんですが、その点いかがお考えかお答えをいただきたいとします。

それから、多数の署名をどう受けとめるかという点について、やっぱり多数の、1万5,000名もの署名が集まったということは、やっぱり市民の声を無視することはできないというふうに思います。住民の声を無視し続けながら、これをやるということは民主的な施政とは決して言えないと思います。

市民の会では、この署名を集めている間に多くの市民の皆さんと対話をしたり、それから意見を聞かせてもらう機会に出会いました。中学校給食をぜひやってほしいと切実に願っている人たちの声というのは、毎日を精いっぱい生きて、子供たちにも健やかに育ててほしいと願っている人たちの声なんです。行き先々で言われること

は「給食だと栄養的にもバランスがとれていて温かいものを食べられるからいいよね」と、そういう声なんです。

私はある病院の看護婦をしているお母さんから話を聞くことができました。市長も御存じだと思いますけれども、病院の看護婦の勤務というのは3交替になっていますね。日勤といって朝8時30分から夕方5時までの勤務、また準夜勤という勤務は午後4時から翌日の午前1時まで、そして深夜勤は夜中の12時30分から翌朝の9時までといった勤めになっているそうです。

準夜勤の場合というのは午後4時30分から午前1時まで働くわけですがけれども、その勤めを終えて帰ってきたときには三、四時間ぐらいしか仮眠ができないと。そしてもう、すぐ朝の子供の弁当をつくって、そして御飯を食べさせて送ってやらなきゃいけないんだと。また、深夜勤のときは12時30分から勤めるわけですから、そういうときは翌日の弁当を準備して出かけるんだそうですけれども、もう一つの勤務、それが深夜入りという勤務があるのだそうですけれども、その勤務は朝の8時30分から午後5時まで1日勤めるわけですね。その日勤をして、さらに今度は深夜12時30分から翌朝の9時までの勤務が続くと。そういう勤務があるのだそうですけれども、いわば1日のうちに2日分の仕事をするというような勤務です。こうした勤務が1カ月のうちに8回も9回もあるんだそうです。看護婦の仕事というのは人の命を預かる大変な仕事です。ですから神経をすり減らして身も心もくたくたになって働いて、そして子育てにも必死になって頑張っているんです。

ですから、そういうお母さんがつくった弁当というものは、満身に栄養のバランスとか彩りとかを考えて入れるという内容にはならない、それは当然のことだというふうに思うんです。そういうお母さんに向かって、

大変悔しい思

いをした。そして、子供までが弁当のことでいじめに遭っていた。「給食があれば親も子どもこんなに苦労しなくて済んだのに」と、そのお母さんは言っていました。

この話は一例なんですけれども、こういう思いをしている人はほかにたくさんいるんです。そういった人たちは本当に子供たちにちゃんとした弁当をつくってあげたい、そう思っているけれどもできない、そういう方々なんです。ですから、給食を実施してほしいという市民の声は実生活の中から出ている。

ですから、教育委員会が幾ら弁当の方が教育的にいいんだと教育論で説得をしようとしても、そういう人たちは納得できないんです。そもそも議論がかみ合わないわけですから。ですから、市政を預かる側は自分たちの考えだけが、これが唯一正しいんだというようなことではなくて、反対意見であろうと真摯に耳を傾けるとともに、その実態を見る必要があるのではないかと私は思います。

給食をすすめる会のお母さんたちは、教育委員会の責任ある立場の人とお話し合いがしたいということで申し入れをしたんですけれども、それは受け入れてもらえませんでした。今度は市長、行政の長として市長がお母さんたちの生の声を聞く必要があるのではないかと思いますけれども、いかがですか。その点、お伺いをしたいと思います。

それから、合併協議会における中学校給食の取り扱いについてですけれども、先ほど教育委員長の答弁の中では、一つの行政区の中で学校によって給食がある学校、ない学校があってもいいというような御答弁でした。でも、そういうことになりましたと、同じ行政区の中であって子供たちが受ける教育の中身、これは給食も一つの教育ですからね、教育の中身に不平等不公平が生じるというのはこれは当然のことではないかと私は思います。

さらに、合併することによって行政の施策が低下をしたり不均衡が生じるということであれば、だれも合併なんかしたいと思わないはずですよ、そうじゃないでしょうか。新しい市になってさまざまないいことがあるということを前提に合併協議の話をしているわけですから、そういう点いかがなんでしょうか。それでもなお、寒河江市は寒河江市の方針で行くというお考えなのかどうか、その点お伺いをします。

以上で第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 るる申しあげられましたが、一つは財政的な面とアンケートの面だろうと思います。

今も申しあげましたように、学校給食というものは教育活動の一環として実施されているものでございまして、その実施や内容については教育委員会によって教育上の考えや方針により計画されて行われているものでございまして、私は先ほども申しあげましたように、教育委員会の考え方、方針というものを尊重しているところでございまして、第一義的には教育上どうあるのが望まれるかという面で論じられるものと考えておるところでございます。私はそれらの上に立って、教育行政施策に対するところの財政上からの課題について判断をすべきものと思っております。

それから、アンケートの問題でございますが、学校給食は本市教育委員会が所管する事項でございますし、教育委員会においてもそれらの保護者の意見や要望は十分承知した上で検討がなされてきていると思われまして、教育上での観点で行われるべきことを、単にアンケートで云々するというのも問題があるかと思えます。つけ加えれば、以前行われた検討委員会や教育委員会での結論の意義というものや、あるいは精神というものを理解することも必要かと思っております。アンケートや声を聞く機会につきましては、教育委員会の考え方や方針によるものと思えますので、私からの答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。以上でございます。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 合併にかかわって、市町によって違いがあってもいいのかというふうなお尋ねと理解させていただきました。先ほど教育委員長がお答え申しあげたとおりでございますが、あえて繰り返させていたきたいと思います。現在、12月13日の協議会に向けた調整方針の案が策定されているわけでありまして、本市教育委員会の申し出のとおり、「現行どおりとする」と方針の案となっているわけでありまして、寒河江市の教育委員会の考えに沿った調整方針の案がまとめられていると考えております。

合併によって、学校によって学校給食の方式が異なるということで1市2町にそれぞれ地域による状況や計画がございますことから、これらを尊重することも必要なことと思われま。中学校給食を含めて、これらの地域のさまざまな経過や状況、各市町によって行われてきた施策の意義などを尊重することが大切であって、これらは合併に当たり必ずしも画一的に統一されなくても、不均衡や不平等という観点とは違うのだというふうに考えております。

以上のようなことを委員長が申し述べておりますので、繰り返させていただいて御理解賜りたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第2問で、市長にお母さんたちとの話し合いをするべきではないかというようなことを御質問したわけですが、その答弁がございませんでした。3問で答えていただきたいと思います。

それから、今、教育委員長は合併における給食の調整も教育委員会の現行どおりということでもとめているというような話がありました。それぞれ今までやってきたいろいろな経過もあるわけだから、西川・朝日については現行どおりでもいいのであろうということだというふうに思いますけれども、寒河江市民は教育委員会の考えどおりではないということを御承知いただきたいと思います。教育委員会は現行どおりでいいというふうに考えておられると思いますけれども、市民の声というのはそうではないわけです。ですから、その点もやはり考えていただきたいというふうに思います。

今までの答弁をお聞きしますと、昨日の松田伸一議員の弁当の実態調査もやらなければならないんでないかということに対しては、やる気がないという御答弁でしたし、それから合併についても統一されるものではないというような見解だったわけです。寒河江市の周辺が次々と中学校給食を実施していくのに、寒河江市だけがいつまでも弁当で十分だといって給食を実施しないとすれば、寒河江市の中学生はかわいそうですよ。

1万5,000人も要望があるのです。それを無視するということになれば、市民の行政不信はさらに大きくなるというふうに思います。さまざまな家庭環境のもとで、それでも児童生徒の健全な成長を保証していくというのが行政の責任であるというふうに私は考えます。

今、中学校給食に対する取り組みが全国的でもさまざまな形、さまざまな手法でやられております。画一的に弁当でなければいけないとか、給食でなければいけないというような考え方ではなくて、弁当でも給食でも選択できるというそういう方式をとっているところが今たくさんあるんです。

私、インターネットで検索をしてみたんですけども、その中でも愛媛県の新居浜市の中学校給食、それから千葉県船橋市、それから福井県の武生市、そういうところではもう既に弁当と給食、両方どちらか選択できる。そして、メニューについてもその子供に合わせてAランチメニュー、Bランチメニューという二通りのメニューがあって、その中から選べるというふうに非常に今学校給食についても柔軟に、一つの考えに縛られることなく、さまざまな子供たちに合わせた、事情に合わせた給食が実施されているんです。教育委員会もぜひそういうところの先進地を視察するなどして勉強していただきたい、そう思います。

それから、寒河江市当局に対して申しあげたいんですけども、行政の中ではやらなければならないことがたくさんあるということはわかります。ですけども、一体何を優先して市政をやっていくのか、それが市長の政治姿勢にかかわる問題だというふうに私は思います。

きのうも最上川緑地公園の整備に関する質問がありました。当初予算が15億円だったんですけども、これが10億円に削減された。非常に努力をして削減されたということはわかりますけれども、それでもさらに今度は新たに進入路の工事なんかもしなければならぬというようなことですか、維持費にも相当なお金がかかるわけですね。相当な財政負担が予想されます。

私たちは、市民からいろいろな声を聞いているんですけども、この緑地公園に関してはかなりの批判があるんです。ですから、この緑地公園の整備を強引に進めるというやり方ではなくて、私たちはそういうやり方には反対です。まず優先されるべきは市民が長年要望し続けている中学校給食、それを実施することだというふうに思います。給食を実施して、そして21世紀の将来を担っている児童生徒が心身ともに健康に成長すること、そして自分たちの将来に対しても自分たちの体を自分たちで管理できる、そういう教育をしていくべきだというふうに思います。

これから、私たちは中学校給食をすすめる会の皆さんとともに、給食が実現されるまで運動を続けていくという決意を申しあげまして、第3問といたします。何か3問に対する御意見がありましたら、伺いたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 答弁漏れがあったというふうには言っておりますけれども、答弁漏れはございません。アンケートや声を聞く機会についてはとこう言っておりますから、はっきり申しあげております。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番、12番、13番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 通告に従って、順次質問をいたしますので、市長並びに教育委員長には誠意ある答弁をお願いをしておきたいと思います。

初めに、合併問題についてお尋ねをいたします。

さて、去る9月2日に開かれた第3回の任意合併協議会の中で、合併期日について特例法期限内までを目標にすることで合意をされました。その期日について、合意をした背景を推察するにはそう難しくはありません。どうせ合併するなら、それを活用した方がよいという言葉が端的にこれを示しております。つまり、協議会だよりの表現をかりれば、国の財政支援制度があるのであれば、この優遇措置を受けて期限内に合併をし、将来の新しいまちづくりに生かしていくべきではないかということで、委員の思いが一致しているからだと思います。ここで、合併特例債は市町村合併を促すあめとしての役割を十分発揮しているものと考えます。

しかし、西川・朝日の両町には町民への説明や理解を得る時間が必要、あるいは合併した場合・しない場合も検討中で、目標として17年3月と決めると議論は煮詰まらないのではないかと、合併期日をめぐる委員の発言内容にはそれぞれ地域事情があって、かなりの温度差が出ているものと思われる。住民の合併に対する意識も反対の方が多いいと言われ、今後住民の議論の中で紆余曲折が予想され、先行きは全く不透明であります。

ところで、前にも申しあげましたが、市民の間には、特例債を活用できないのでは自主財源に乏しく、しかも高齢化率の高い両町と合併することはメリットが少なく財政的にはますます大変になるのではないかとの見方があります。同僚議員の中にもそうした意見がありますが、それは第3回任意協議会における本議会を代表して出席されている佐竹委員の「合併特例債の恩恵を受けないのでは合併の意味がない。あくまでも17年3月まで合併すべきである」とした発言に集約されているのではないかと考えます。

しかし、両町のさまざまな事情によって合併期日が特例法でいう期限後にならざるを得ない場合も想定しなければなりません。そうした場合でも合併を進める考えがあるのかどうか、佐藤市長の率直な所見を伺いたいと思います。

次に、合併後の中長期の財政シミュレーションを市民に提示することについてお尋ねをいたします。

任意協議会の中で、財政計画について新市誕生から10年間の計画を策定する予定としておりますが、合併後の10年間は合併特例法によって地方交付税の額の算定特例で、合併前の合算額を下らないようになっております。また、その後5年間は段階的に縮減されるとされており、財政的に大きな問題となるのはむしろその後であります。そのことを住民に提示しなければ、行政としての説明責任を果たしていると言えないと思います。

合併にかかわる正確な財政シミュレーションを行い、その結果をすべて住民に公開し、市民の合併に対する判断材料の一つにすべきと考えます。交付税の算定特例や特例債の起債額といった、いわばボーナス分のみならず、算定特例失効後、つまり15年後の交付税減少分や、特例債の償還額という負の面も含めた最低20年分の試算について、合併しない場合の試算もあわせて行い比較をすべきであることを再度申しあげて、中長期の財政シミュレーションの提示を市民の前に明らかにする考えはないのかどうか伺いたいと思います。

続いて、合併問題にかかわる中学校給食の取り扱いについて教育委員長にお尋ねをいたします。

去る9月定例会の場で、またきょうも同じような内容の質問が佐藤議員からなされておりますが、そこで新たな疑問が出てまいりましたので、伺いたいと思います。

教育委員会は、中学校給食について合併によって必ずしも統一されるものではない。それは不均衡、不平等とは異なるというふうに申されました。私は、合併については統一してできるだけ同じような行政サービスが受けられるように備えることが、合併の問題を協議する協議会の中で検討すべきことが第一義的なものではないかというふうに思っております。それぞれの施策について、さまざま違う形であれば合併の必要性はないの

ではないかというふうに思います。

そして、合併の必要性については次のように述べております。日常生活圏の拡大に伴い、住民の行政ニーズも市町村の枠を越えた公平性の確保や云々、従来の行政区域の枠組みでは十分対応し切れない行政課題も発生しているとしておりますが、中学校給食などこその他の市町村でやっていることがなぜ寒河江でやれないのかという、まさに生活圏が拡大されることによって、行政ニーズが枠を越えて公平性の確保を求めることが起きているものというふうに思っております。そのことによって市民の要求が先ほどありましたとおり、要望が出されているというふうに思いますが、合併の必要性について、教育委員会はそのことを否定なさるのかどうか伺いたいと思います。

次に、政府の構造改革特区などにおける教育委員会制度の廃止や不必要論に対する市長の見解をお尋ねいたします。

埼玉県志木市は去る6月、政府の構造改革特区で教育委員会制度の廃止を提案しました。また、特区の担当大臣は教育委員会は必要でないとタウンミーティングで発言したと報じられています。

さて、この構造改革特区は、御承知のように地方自治体や民間企業の自発的な提案によって、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、その地域で構造改革を進めることがねらいとされております。そして、それが成功すれば全国的な規制改革へ波及することになり、そうした実験に取り組むことによって、地域間競争を通じて地域を活性化させるというものであります。この特区は政権党の政治的思惑を中心に、一方で地方自治体とNPOを含む住民の分権や自立要求の高揚という、政策制度要求も絡んで、この4月から具体化・展開されている小泉改革のもう一つの切り札と言われております。

ところで、志木市における教育委員会廃止の理由の一つは、事務局案を追認するだけの委員会であったり、責任の所在のあいまいさに対する不信があると言われます。住民参加の審議会で意見を聞きながら、教育長の責任で行う方が住民の声を生かせることができ、中立性については条例で定めるようであります。

教育委員会は行政から独立した行政委員会で、戦前への反省から教育の中立を掲げた教育基本法の理念に基づいています。地方教育行政法はすべての自治体に教育委員会の設置を義務づけ、首長が議会の同意を得て、地域住民らを委員に任命し、原則として5人の委員で構成、地域の学校運営に関することなど、すべてこの5人の合議で決められ、首長は直接介入できず、教育の政治的中立が保たれる仕組みになっております。

このように、時の政治に左右されることなく、住民の声を地域の教育に反映させようという理想を掲げて戦後始まった教育委員会制度が、今このように揺らぎ始めているのであります。こうした動きについて、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、下水道整備計画についてお尋ねいたします。

このことについては昨年12月定例会においても質問しておりますが、そのことを踏まえ1年を経過する中で検討を要するとした事柄について現況を確認する意味もありますし、改めて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

まず、報告書に示された平塩橋への汚水管の暫定添架の可能性と他の方策についてであります。私は下水道整備計画は報告書を受けて策定されているものだと思っております。つまり、平塩・中郷地区の整備については暫定添架が可能ということ为前提に整備計画が策定されているのではないかと思います。そのことについて市長の見解を求めたいと思っております。

次に、その添架が仮に不可能とした場合、代替えの方策はどのようなものをお考えおられるのか、検討されているのか伺いたいと思っております。

関係当局の誠意ある答弁をお願いして第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

合併の期限のことに答弁いたします。

御案内のように、寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会は、そもそもが西村山地区の首長の中で合併特例法の期限までの合併を検討することに合意し設立した協議会でございます。

また、合併の期日については寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会の第3回協議会において協議され、合併した場合の優遇措置を将来のまちづくりに生かしていく必要があるとして、合併特例法の優遇措置を受けられる期限内に合併することを目標とすることに合意しておるわけでございます。

このように、任意合併協議会の設立経緯や、任意合併協議会での議決状況からいたしまして合併の期日が期限後になることなど全く考える必要はなく、合併特例法の適用期限内の合併を目指して精いっぱい取り組むことが、私の務めであると考えております。

次に、シミュレーションの関係でございます。合併後の財政シミュレーションについては、合併協議会で協議されることではあります。寒河江の市長としての考えを申し上げます。

合併しようとする市町村は合併協議会を設置し、合併市町村の財政計画を含む市町村建設計画を作成する必要があります。その建設計画期間については法律の定めがありませんが、国の指導では新市町村が一体となるまでに要する期間、さらにそのための事業実施期間として最低5年間は要するものと考えられているところでございます。最近では計画期間を10年とする例が多いとされておりますが、それは合併特例法の改正により地方交付税の算定特例が5年から10年に延長されたことや、合併後10年間合併特例債が措置されるようになったことが要因とされております。

一方、市町村建設計画の期間が10年の場合には、年を経るごとに計画と実態との乖離が大きくなる可能性があり、5年ずつの前期計画と後期計画に分け、後期計画の具体的施策や財政計画について、当初から適正な時期での見直しを予定している事例もあるとしております。

これらを受けまして1市2町の任意合併協議会におきましては、合併後10力年の財政計画を含む合併した場合の新市の将来構想案を今年中に作成することとしております。

交付税の算定替えの特例終了以降までの財政シミュレーションを示すべきではないかという御質問でございますけれども、特に近年は社会情勢の変化や国の財政施策の変化が目まぐるしく、1年先のことさえもなかなか推測できない状況でございます。このような中で地方交付税の算定替えの特例終了以降まで、つまり15年先以降の長期の財政シミュレーションを行っても、その結果、実態が大きくかけ離れたものになるおそれがあるわけでございまして、このような長期のシミュレーションを実施する実益があるとは考えられないものでございます。

次に、教育委員会の特区制度の問題についての御質問に答弁いたします。

この質問は、本年4月から本格的にスタートしました国の構造改革特区制度の第三次提案に埼玉県志木市が、市町村長や教育委員会の廃止を織り込んだ地方自治開放特区を提案し話題となっていることを受けてのことと思います。

御案内のとおり教育委員会は、地方自治体に置かれているところの行政委員会で合議制の執行機関であります。人格が高潔で幅広い識見を有する5人の非常勤の教育委員をもって組織され、これら教育委員の合議により大所高所から基本方針を決定し、その決定を受けて教育行政の専門家としての教育長が事務局を指揮監督して執行する仕組みとなっております。

現在の教育委員会制度は、教育の中立性、安定性、継続性を確保するため、昭和31年に制度が改められ、その後、社会情勢に対応した改正が行われてきております。御案内かと思えます。国においては現在新しい時代に対応した教育改革を図るため、教育行政の地方分権化を進め、教育委員会の機能充実を図り、主体的な教育行政が

行われるようにするための取り扱いが進められておるようでございます。

本市においては教育委員に適任者をお願いしており、教育委員会制度がうまく機能されているものと思っております。今後とも地方自治体の基本的組織である現行の教育委員会制度については、地域に根差した教育行政が円滑に展開されるよう充実発展していくことが望ましいと考えております。

次に、平塩橋に対しての污水管の添架の問題でございます。

平成8年の3月に、全市の生活排水について計画的かつ効率的に整備していくために、平成7年6月に寒河江市生活排水整備検討委員会が設置され、整備方法などさまざまな点から検討された結果、報告書「寒河江市生活排水処理施設整備計画」として報告されたものでございます、平成8年3月。その中に平塩橋への暫定添架（既設橋への暫定添架可能）とあるわけでございます。暫定添架も可能ということでございますが、整備計画が検討された当時、平塩地区民の下水道に対する強い関心があったことや、平塩橋のかけかえについて話題となり、新しい橋ができるまでということと暫定添架も可能ではないかということから、概略ではありますが、重量計算を行い、このような表現になったものと思っております。

しかしながら、当地区の下水道整備は最上川を渡さなければならないということで橋の問題が当然あるわけございまして、昨年12月の一般質問で答弁申しあげましたように、平塩橋につきましては河川管理者との占用協議が必要であることや、幅員が狭く車両の交互交通が容易でないこと、構造上の課題があり、既設橋への添架については検討してまいりたいと申しあげたところでございまして、また、新しい橋をも視野に入れながら検討を進めているところでございます。

その一つが、現在、任意合併協議会で進めているところの建設計画でございますが、これは1市2町から出された事業を協議会で取りまとめ、新市の建設計画としてまとめられるものであります。本市としての協議会に提出する事業の一つに平塩橋をも考えておるところでございます。しかし、これは合併が実現した場合に実施される事業であります。これらを踏まえて現在のところ平塩地区・中郷地区の污水排水については将来的にも構造上でも、新しい橋に添架することが最も望ましい整備の方法でないかと思っております。

なお、平塩地区の排水処理につきましては、ことしの9月に寒河江市排水処理基本計画を見直し、醍醐地区とともに合併処理浄化槽に対する補助区域に加えたところであり、下水道が整備されるまでの間、合併浄化槽で対応することとしておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 合併問題についての中学校の給食の取り扱いについてお答えいたします。

さきの佐藤議員にお答えしたことを繰り返すこととなりますが、合併により必ずしもすべての施策が画一的に統一された上、新市が発足するというものではないということでございます。

協議会によりますと、合併に向けた任意協議会としてのそれらの事務事業の調整方針としては、現行どおりとするもの、合併時に統合するもの、合併後に統合するもの、新しく制度化し合併時に施行するもの、合併後新制度を策定するものなどを初め、大きく七つの分類により調整作業が進められてきているところです。

本市教育委員会としては、合併協議会の分科会において現行どおりとすることを申し述べてきたところであり、この12月13日の協議会に向けた調整方針の案が作成されているようでございます。

不均衡や不平等が生じてはならないということについてでございますが、教育上の課題においてもそれぞれの地域における状況や経過があることとございますし、それを尊重することも必要なことと思われま

す。中学校給食を含め地域のさまざまな経過や状況、施策を尊重することによって、合併に当たり必ずしも画一的に統一されなくても不均衡や不平等と評価すべきものではないと考えます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 最後の教育委員会からの答弁については、即興というようなこともあって、私の求めた内容とは若干違いますが、2問目ということでお聞きをしていきたいというふうに思います。

後先になって恐縮ですが、私が聞いた趣旨は市長もこの間、合併というふうなことで必要性についていろいろ申されてきております。それは先ほどのを繰り返すこととなりますけれども、日常生活圏の拡大に伴って住民の行政ニーズも市町村の枠を越えて公平性の確保や、あるいは従来の行政区の枠では十分に対応し切れないものになっているものが行政課題として発生しているというふうなことも言われています。

そこで、私はそうしたことが、例えば中学校給食などにも見られるのではないかというふうに思っているわけでありまして。例えば、保護者が山形市に勤めたり、あるいは朝日町に勤めたり、西川町に勤めたり、そういう中で何で寒河江だけが中学校給食ができないんだろうと、こういうふうな恐らく話が出ているというふうに思いますね。そうしたことよってのニーズといえますか、住民のニーズがそうした要望書とか、あるいは署名運動になって出てきているというふうに思われますけれども、それこそ、この間、市長が言われた合併の必要性を問われている中身ではないのかなとこういうふうに私は思っているわけでありまして。

そこで、必ずしも統一されるものではないということで、それは不平等や不均衡とは違うというようなことを申されました。

繰り返すようで恐縮であります。合併はそれぞれの行政サービスがあるわけでありましてけれども、できるだけ統一をするというふうなことが、一つは求められるのではないかなとこういうふうに思います。それは、言うまでもないことでありますけれども、それぞれの施策がそれぞれ違っておたら、合併をする意味なんてないのではないかなとこういうふうに思うんですね。そういうふうな努力もしないで、必ずしも統一されることではないというふうなものを強調されますと、これはいかがなものかなとこういうふうに言わざるを得ないわけでありまして、協議した結果、どうしても合わなかったということは結果的にはあるかも知りませんが、それはですね。しかし、そういうことをやるのが第一義的なものではないかなとこういうふうに思っているわけでありまして、そういうことで、その合併の必要性について云々としているところの見解について、教育委員会は否定なさるのでかというふうなことを聞いたのですが、再度その点について伺っておきたいというふうに思います。

それから、合併特例法の期限後になった場合にどうするのかというような問いを市長にしたわけでありまして、そうしたことは考えていないというような、ならないことは考えていないというようなことでありましたんですが、要するに先ほども言いましたが、期限後では合併のメリットはないんじゃないかというようなことをかなり市民の中にもあるんですね。私もメリットとして具体的にわかるのは、メリットという少し誤解を招くおそれがありますけれども、特例のあめの部分ですね、特例のあめの部分。

それから、もう一つは特別職なんかが減る、あるいは議員なんかも減るということで財政が削減できる。これはただし議員を減らせば、それだけ住民の声が行政に届きにくくなるというふうなデメリットの部分もあるわけでありまして、それだけは具体的に私はメリットとしてわかります。これはやっぱり合併しなければ、それはできないことだということも私はよくわかります。

ただ、ほかのいろいろ言われている合併してやりやすくなるもの、あるいは合併しなくてもできるもの。例えば、広域行政でそれは可能なものも含まれますけれども、そうしたことは非常に抽象的でわかりにくい点がいっぱいあるというふうに思います。

そこで、質問に移りたいというふうに思いますが、市長はこれまで、先ほど申しあげた点にもありますけれども、合併の必要性について広域的な観点からの必要性があるんだということをいろいろ言われてきました。それは日常生活圏の拡大と、市長言うとおりにそのとおりだというふうに思います。地方分権によって都市計画決定などの拡大をされておりますし、こうした生活圏の拡大や自治体権限の強化は、ますます広域行政の可能性

や必要性を大きくしていることは、これは肯定できるというふうに私も思います。しかし、そこからストレートに合併というふうなものを引き出すにはどうしても私は理解できないことがあります。

広域行政については一部事務組合ということで既に対応してきていますし、これまで自治体が合併をしないで広域行政をやってきたのは、つまり住民自治というものを重視をしてきたからではないのかなというふうに考えますが、日常生活圏の拡大と合併に結びつける市長は、肝心の住民自治というふうな視点が欠落をしているのではないかというふうに思えて私はならないわけであります。

従来の市や町の枠組みが交通網や通信網の発達ということで、つまり物理的な空間だけなのかというふうに言いたくなるわけでありますけれども、そこにはやっぱり主人公である住民がいるのだということ、やっぱり強く申しあげたいというふうに思います。日常生活圏の拡大というふうなことで広域性がいろいろと言われてますけれども、この合併については、河北あるいは大江町が加わってないわけでありますから、その合併の効果については、主張はいま一つ説得力に欠けるんじゃないでしょうか。市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、もう一つお尋ねをしますが、財政事情が厳しい中で行政サービスの維持・向上のためにあるいは行政の効率化、あるいは財政基盤の強化を図る必要があるというふうに言われております。実は、私はそうではないのじゃないかというふうに考えておりますが、財政の効率を実現するのは現在の地方財政の危機に対処するためではないかという、地方財政の危機というのは国ばかりでなく市の財政もというものを含みますが、そのためではないかというふうな率直な市民の疑問もあるわけでありますが、その点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つお聞きしておきたいというふうに思いますが、過疎債の関係はどういうふうになるのかお聞きをしたいというふうに思いますが、これは時限立法でありますから、いろいろな問題を含んでますが、この大合併のもとで過疎債がなくなるというふうなことが言われておって危惧もされておりますが、もちろんこれは寒河江が適用になっているわけではありませんけれども、こうした問題について合併と絡みますので、どういうふうになるか教えていただきたいと思えます。

それから、合併の関連でもう一つお聞きをしますが、9月定例会でもお聞きをしましたが、ちょうど時間切れになってしまったので、質問することができなかったわけですが、合併に対する懸念の中で「役所が遠くなって不便だ」ということに対して、市長は出張所の設置の協定項目があるので協議会で決定されるが、住民票の写しや印鑑証明書の交付といった窓口サービスを従来と変わらず提供することになって、何ら日常生活に不便を来さないという考えでいますと、こういうふうなことを申されました。

そして、さらに近い将来、情報機器の活用によって、いろいろな場所から申請や証明書が受けられることになると言われておって、そんなに地理的な距離は問題なくなるんじゃないかなと、こういうふうなことであったというふうに思います。

しかし、役所というのは窓口業務ではなくて、いろいろな住民サービスを行うキーステーションになっているというふうに思いますし、いわゆるその地域社会の核であるというふうに思うんですが、分権によって住民参加を保証するような大きな制度改革が必要と言われていたときに、いわゆる役所の顔が見えなくなってしまう、距離的に役所が離れるのに比例して人間関係も希薄になるんじゃないかというふうな心配がありますし、さらに顔が見えなくなると、官僚的な行政運営になるのではないかというふうな心配があります。そうした点について市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、自治体の合併を考える場合に、多くの有識者が指摘をしておりますが、やっぱり過去の合併について振り返る必要があるのではないかとこの前も申しあげましたが、朝日・西川の周辺部が廃れるのではないかというような心配があって、そういうふうな御指摘をいただいておりましたので、寒河江市の昭和の合併以降の各地域の人口の推移を見ながら、もちろん人口だけが発展のパロメーターでないという方もおられるというふうに思いますが、それを承知しながら、寒河江の周辺部といえます

か、そうしたところは寂れる一途にあるのではないかということをお願いしたのでありますが、市長はそうした中心部の一体化を図って周辺部をより活気づかせるために必要なんだということを言われました。

しかし、昭和の合併を考えてみますと、そうした合併後に置かれた支所、出張所は時間の経過とともに廃止をされたり、あるいは縮小されたり、この前の本市の白岩出張所の廃止の問題を見るまでもなく、これまでは一般的なケースだったというふうに思います。

やっぱりこうしたことをきちっと踏まえておく必要があるのではないかというふうに思いますが、その上で合併の議論をすべきなんではないかなというふうに思います。そうした点について、過去のいきさつはこういうふうにあったということでもありますから、これをどのように受けとめられて、合併というものに対して考えておられるのか。それでも周辺部は廃れる心配はないというふうに言い切れるのかどうか、承りたいというふうに思います。

それから、もう一つ合併に絡んでお尋ねしたいというふうに思いますが、市長は任意協議会の会長でありますから、この議員の任期についてであります。この前の合併だよりを見ますと、特例を使いたいというようなことだったというふうに記憶しておりますが、合併の目的の中に、行政の効率化ということがあります。その在任特例というふうなことでは、到底住民の理解は得られないんじゃないかなというふうに私は思うわけですが、そのことについてどういうふうに思われるか、市長に伺っておきたいというふうに思います。

これは、よく言われることではありますが、この特例のねらいの一つに身分を失う議員の反対を少なくするために、この特例を使うということがよくあるそうであります。そうした点も踏まえて、どのように協議会ではお話がなされたのか承りたいというふうに思います。

それから、財政シミュレーションについてであります。半分は私、市長の言うことがわからないことないわけではありますが、ただ現に、全国の自治体の中で今合併をめぐるって推進をされているところや、あるいは独自の自治体でやっていくというふうなところやいろいろあるわけではありますが、その中でいろいろな財政シミュレーションなんかを出して住民に提起をしております。20年後までの財政的なシミュレーションを出しているところはそう珍しくありません。そういうことで、住民が判断する自己決定、自己責任だというようなことであれば、ぜひそうしたことも研究なさせて、住民の前に提示する必要があるのではないかというふうに思います。そうでなければ自己決定、自己責任というようなことは果たせないんじゃないかということをお願いして、再度御見解を承りたいというふうに思います。

それから、教育委員会制度についてもお尋ねをしたところでもありますけれども、半分は正直言って私は胸をなでおろしたところでもあります。現行制度の中で充実発展するようにやっていきたいということでもありますから、ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに考えております。

それで、質問の一つのねらいの趣旨は、それはそれで私は達成したというふうに思っていますが、市長のお気持ちは十分わかったというふうに思っておりますけれども、ただ、理念どおりに今教育委員会が運営なされているのかというふうなこと、あるいは、いわゆる長である市長が教育委員会に対して介入はないのか、こういうふうな素朴な疑問を私は持っております。

例えば、先ほどの中学校給食の話を持ち出すまでもないことではありますが、市民の中には市長が中学校給食を実施すると、こういうふうには言えなるといふんじゃないかと。市長は絶対しないというふうな話をしたんねがやと、こういうふうな話があるんですね。

そういうことを言われると、そういうことがあるのかなというような、何回も言われますと私もそういうふうになってくるわけではありますが、そこで私もそうしたことがあるのかどうか、ずっと自問自答してきたわけがあります。最近では、もしかしたらそういうこともあるのかなと、こういうふうに思い始めております。

というのは、例えば、私たちがこうして一般質問を教育委員会に対して行いますと、前段に市長部局といいますが、答弁書を市長部局に上げてやるんだそうですね。事務方より聞きますと、そうであるというような話を聞

くわけではありますが、そこでいろいろチェックを受けて、私どもに答弁がされるのではないかなという懸念を持っております。

それから、もう一つは質問の趣旨を申しあげる際も言いました。今回の市長に対する質問に対して、今回私には教育委員会の方から、どういうふうな質問内容ですかというふうな聞き取りがあったわけであります。こうした点からすると、教育委員会の建前からすれば、これは実におかしな話じゃないでしょうかね、市長。

そこで、ずっとここしばらく注意して見ておったんですが、チェックであるかどうかは別にして、教育委員会の答弁が何人かの当局の課長初め皆さんが、教育委員長の答弁を次のページに移したように、同じくやっぱり次のページにみんな、みんなじゃないけれども、何人かが読み合わせをしているような形で、間違いがあるのかどうかチェックしているのかわかりませんが、やられているんですね。

したがって、そうしたところを見ると、あながち答弁書が事前に一般行政の当局に渡っていて、それがチェックを行われているなんて詮索することも間違っていないのではないかなとこういうふうに思っているわけですが、そうしたことについて、現行制度を守ってきちっと対処したいというような市長の考えであったわけでありますが、それに対する御見解も承りたいというふうに思います。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何ですか、この質問、第2問は。1問に通告したやつと大分違ってあって、新しく追加したようでございますけれども、こういうのは議長、差し支えないんですか、これ。こういうのに答弁する必要あるんですか。

佐竹敬一議長 通告に従った質問のみにしてください。

佐藤誠六市長 だとすると、通告したのみに答弁ということになりますと……、これは。

第1問につきましては、特例法の期限後とした場合の見解ということに答弁を求めているようでございますけれども、今、第2問で申しあげたようなことにつきましては、これとどの関係あるのですか、そこをお尋ねしたいところでございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 全部かかわりがあるでしょう。これ3問目でないべね。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 質問を議長、はっきり区分けしてください。

佐竹敬一議長 市長、1問の質問に関連あるのみについての答弁だけ願います。

佐藤誠六市長 議長がそう言うんでしたならば、あるだろうと思われるようなところを答弁させていただきますけれども。

一つは日常生活圏と社会経済圏と一体化しているということで、行政区の壁というものがかえって邪魔になってくるのじゃなからうかなと、こういうようなことから申しあげれば、行政区の壁とそういう日常生活圏を一体化にしようというようなことを考えておるわけでございます。

それから、それぞれの自治体が持っているというようなものを一体化することによって、さらにまた、新しい自治体というものがつくり上げられると、あるいはつくり上げていくところの努力ということが必要だろうとこう思っております。

それから、広域的になることがどうのこうのというようなことは、余り関係のないことでございますし、過疎債云々なども余り特別に関係が出てこないのかなというような気がするわけでございます。

それから、過去の合併を見ますと周辺の自治体が活性化しないというような話がございましたけれども、これも余り関係は出てこないだろうと思っております、ですから何を答弁すれば、どのように答弁するのか、わからないということで。

佐竹敬一議長 関係あるもののみで結構です。

佐藤誠六市長 それから、交付税のシミュレーションの関係でございますが、先ほど答弁したのと同じでございます、20年後の実態というようなものをと、これは非常にわかりにくい。ですから、10年後ぐらいで、10年後も難しいから、あるいは前期と後期と分けまして中長期的なシミュレーションというものを考えていくべきだろうとこのようなことを申しあげたところでございます。

それから、特区のことでございますが、これは私も新聞等を見まして、これはすごいことを特区として提出されたなど、こんなことを思ったところでございまして、こうなりますと自治体の破壊でございます、崩壊でございます。それが特区と言われるものかなと、特区になじむのかなというようなことを見たところでございまして、行政、自治体が市町村長も要らない、もちろん教育委員会も不必要になったというようなことになりましたならば、新たな自治体というものをここで立ち上げていかなくちゃならないというようなことは、これが現行法での特別構造改革の中で望んでおるところの規制緩和なり、あるいは経済的なメリットというようなものが、こういうことに当てはまるのかなというようなことをつくづく思ったところでございまして、ましてや現在はこういう法律がはっきりしておるわけでございます。

地教行法の中で教育委員会を置く、あるいは教育委員会の所掌業務という中に、学校給食に関することというようなことを所掌業務の中に入れておるといったことがはっきりしておる中でございますから、これらが特区というようなものの範疇に入ってくるのかなというようなことを疑問に思ったところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 教育委員会としては、中学校給食について、市内の子供たちの幸せを考えて合併協議会の分科会において現行どおりとすることを申し出てきたところであります。

合併問題についてお尋ねがありましたが、お答えする立場にありませんので答弁を差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 内藤議員に申しあげますけれども、通告質問事項に絞って、ひとつ質問の方をお願いします。

内藤 明議員 もちろん私は通告に従って2問目で新たな展開をしているわけですよ。市長は、こんなことを言っは大変失礼ですが、特区についての話も確かにしましたね。だけれども、2問目ではそんなところを聞いていないんですよ、全然。いわゆる教育委員会の現行制度を発展させていきたいと、こういうふうなことがあったわけですよ。それについて、こういうふうな実態があるのじゃないですかという心配をもとに聞いているにもかかわらず、全然答えてないじゃないですか。実態をこういうふうになっているんじゃないですかと、こういうことを心配して、そういうことをお尋ねしているんです。私は逆になぜ答えないのかなとこういうふうにいるんですね。

例えば、過疎債も関係ないなんて、ちらっと聞こえましたんで、過疎債の関係は合併特例との関係で、期限後は考えてないというふうに言ったもんですからね。どういうふうになるんですかということ聞いたんですよ、関係ないですか、これは。みんな関係あるでしょう。だから、私は2問、3問なんて準備しておった、事前に準備してどうのこうのなんて言いませんから、あるいは答弁として内容が準備されていないものがあるかもわかりませんが、関係ないなんていうふうに言われますと、大変困るんですね。そうしたことについて、きちっとやっぱり前段の話を聞いていただいて、御答弁をいただきたいというふうに思いますけれども。

こんなことを言って時間を費やしてもしょうがないですから3問目に入りますが、教育委員会には答える立場にないというふうなことがありました。中学校給食に絡んで、取り扱いに絡んで。

これもじゃ、例えば当局に聞くと、私の方に質問、通告がなっていないというふうになるのかどうかわかりませんが、要するに広域圏の拡大というか、そういうようなことで生活圏が拡大してきたということで、いろいろな住民ニーズが広域的に、あそこがやって、ここがやらないのはおかしいんじゃないかというような話が出てきていると。そういうふうなことが住民のニーズとして、合併が必要だと言われているときに、そのものを否定なさるんですかというふうな聞き方をしているんですが、これもし、私は教育委員会ということに通告していたわけですが、市長がもしお答えになれるとすれば、それはぜひお答えしていただきたいと思いますが。また教育委員会でも、別にそれは否定しないんだとか、否定していない。別にそういうふうに答えたって一向に構わないというふうに思うんですね。答える立場にないということは、私はどうなのかなというふうに思います。

じゃ、もう一つ具体的にお聞きしますが、そうした今出されたものが、中学校給食について任意協議会の方に出版されている問題が、例えばそのまま実施をされたとしますと、2年後3年後はどういうふうになるのかお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、肝心なことを忘れていました。さっき別なことばかり聞いて肝心なことを忘れていました。下水道計画の関係ですが、新たな橋をかけて、そこにかかけたいというようなことがありましたが、例えばそれも合併を前提としているわけですね。もし合併をしない場合はどういうふうなことをしようというふうに現在お考えになっているのか。

先走って申しわけないんですけども、合併しないことは考えてないというような答弁があるかどうかわかりませんが、当然もう1年も経過しているわけでありますから、そうした点についてもお答えを願いたいというふうに思います。

2問目、もう一回繰り返しますか。でも、また同じような見解を多分言われるんでしょうから、それはそれがしょうがないのかなというふうに思いますけれども、ただ最後に申しあげますが、きちっと趣旨をとらえていただいて、関係ないなんてやっぱり言わないで、ぜひ誠意を持ってお答えいただきますようお願いして終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 平塩橋と下水道の問題ですけれども、合併しない場合はどう添架するのかと、どういう橋に添架して処理するのかというようなことになろうかと思いますが、あそこを通っているところの下水道管等々から見ましたならば、平塩橋がルートとして最も妥当な線かなというような気がしておるわけでございまして、そういう中で先ほど申しあげましたような合併した場合のあの平塩橋というようなものを考えていきたいとこういうことございまして、それ以上のことは今の段階で何とも申しあげられません。以上です。（「教育委員会に対する介入というのはどうなのか」の声あり）

散 会 午後1時39分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会します。
どうも御苦労さまでございました。

平成15年12月11日(木曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	榎津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年12月第4回定例会

議事日程第4号

第4回定例会

平成15年12月11日(木)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

" 2 議第66号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について

" 3 議案説明

" 4 質疑

" 5 委員会付託

散 会

平成15年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成15年12月11日(木)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
14	中学校の施設整備について	グラウンドの芝生化、照明設備と 武道館の充実について 放送設備の改修と駐車場の舗装整備について	10番 荒 木 春 吉	教育委員長
15	市長の政治姿勢と各種 施策の現状及び課題について	(仮称)しらいわ特養建設について 市庁舎建設について チェリークア・パーク整備事業について	17番 川 越 孝 男	市 長
16	広域合併問題について	新市のまちづくりと、独自色について 大江町木ノ沢地区飛び地解消について	11番 柏 倉 信 一	市 長
17	教育行政について	中学校の部活動について		教育委員長

再 開

午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、12月9日に引き続き一般質問を行います。

荒木春吉議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番について、10番荒木春吉議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として通告してある事項について質問いたします。

14番、中学校施設整備のグラウンドの芝生化、夜間照明設置と武道館の新設及び拡張充実について伺います。これは鳥瞰図的の近未来の問題なので、以下愚見を述べます。

昨年にはサッカーワールドカップが韓国と日本で同時開催され、韓国が4位、我が国はベスト16に残る戦績を上げることができました。現在、西村山郡内のサッカースポーツ少年団は大江町、河北町の各町に一つずつと本市に一つの計3団体があり、これにNPOの団体を加えると、計4団体となります。中学においては河北、陵南の2校だけですが、それぞれ活発に運動しているようです。

さて、地球物理学によれば137億年前に宇宙は誕生し、地球は45.5ないし44.5億年前に生まれ、そして人の祖先である原人は700万年前に出現したそうです。この間、500グラムの脳が1,500グラムと進化しました。熱帯多雨林では四足歩行だったのが、そこからサバンナに出ることによって直立二足歩行になりました。視野を遠くまで伸ばすために直立歩行の行動パターンができ上がったものと思われまます。

森の緑はまなこによく、お腹に入れればもっとよく、寝っ転がれば、ますます気分もよくなり、我々のDNAにしっかりと組み込まれています。暖衣飽食や欠食、孤食等が切実な問題となっている現代人にとっては、原っぱを駆け回る運動は、はるか昔に返ったような気分させてくれます。引きこもりや不登校が学校と社会の問題となっている今こそ、外気浴をし、体を精いっぱい動かし、全身を汗まみれにさせることこそ求められている教育だと思います。

空調のきいた室内で電腦に向かっていたら、脈々と受け継がれてきた人間の何かが失われそうなのは当然と言えます。

以前、大谷教育長は、子供とは未来からの預かり物であると言いましたが、まさに至言であります。未来の大空翼、ハチマキ宇宙飛行士、桑田判事、そして、斉藤研修医等を教・感化し、一人前にするためにグラウンドの芝生化及び照明設置はぜひとも必要であります。

先日、竣工した醍醐小の体育館には、市長の「天行健」の偈があり、賢く、優しく、たくましくが同小の校是だそうです。この校訓を実践し体現するためにもの施策はぜひとも必要です。

今回の一般質問に当たり、私は解剖学者にして脳科学者の養老孟司の新書、ベストセラーの「バカの壁」から最新作の「いちばん大事なこと」までの4冊と、サル学者にして童話作家兼兵庫県人と自然の博物館名誉館長河合雅雄氏の「森に還ろう - 自然が子どもを強くする」を読みました。養老氏のキーワードは、個性は身体にあらわれると参勤交代、それに文武両道の三つです。人間の個性は心や性格にあらわれるのではなく、身体つまりボディーにあらわれるんだそうです。文武両道の文とは脳みそへの入力情報であり、そこから体現されるパワーこそが武なのだそうです。

中学生の姿勢を正し、発声力を鍛えるためにこそ、ぜひとも武道館の新設及び拡充を提言します。生徒の声にこそ、その生活力があらわれると思います。

そして、河合雅雄氏は博物館館長であり、5年前からボルネオジャングル体験スクールの校長でもあります。小6から高3の男女20名以上と現地マレーシアの中高生数名を加えて、原生林での自然体験をします。たった8日間のジャングル体験が若人を見る間にたくましくさせるのだそうです。子供たちに群れ遊びを復活させるためにも、変化した大人をもう一度見直して、子供たちに野生の力をよみがえらせたいと思います。

バリ島にてコレラにかかったのは日本人旅行者だけだそうです。余りにも抗除菌グッズに囲まれ過ぎてはいませんか。我々日本人の空間はよく学びよく遊べではなく、よく遊びよく学べであります。

は虫瞰図的かつ我田引水な質問です。側溝に土や砂等が流入しないように校舎内の駐車場の舗装化を望みます。

そして、全国紙に山形盆地の活断層の写真が掲載されていましたが、緊急避難の際に間歇式マイクやスピーカーであってはその機能は果たせません。全壊してから新装するよりもその前に補修するのの一方法かと思えます。これで第1問といたします。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 おはようございます。

中学校の施設整備についての御質問にお答えします。

学校グラウンドを芝生化することについては、学習活動に多様性と安全性をもたらすことができるという教育上の効果や、環境保全上の効果が期待されます。学校グラウンドの芝生化や植栽を進めていく場合、芝は植物であり、単なる物ではなく生き物としてとらえて、命を持った生き物を慈しみ、刈り込み、施肥、かん水、除草といった維持管理を単に学校のみで取り組むのではなく、実際に利用する子供たちと地域の方々が一緒になって、適時、適切に実施することが重要と考えます。

現在は、グラウンドを新設する場合、グラウンド表層に利用できる土が大変不足しており、むしろ芝生化にして畑の土を利用した方が経費的に有利な状況にあります。

したがって、来年度に計画している醍醐小学校は地域の方々の御協力が十分期待できますので、100メートル直線コース、200メートルトラックなどはクレイ仕上げとして、多目的な利用となる中央のフィールドやトラックの周囲の広い場所を緑の芝生にして整備する計画としていただいております。

しかしながら、御質問の既存のグラウンドを改修しての芝生化については、長期にわたりグラウンドを使用できなくなり、教育活動に支障を来すことや、経費の面などからも非常に厳しいものがあると考えております。

次に、グラウンドの照明設備の充実ということですが、学校の授業は十分明るいうちに終わりますので、部活動の練習のためにグラウンドの夜間使用は考えていないところであります。現在、一部には照明が設置してありますが、あくまでも部活動は明るいうちであり、後片づけや整理の時間帯で暗くなることがありますので、危険防止などのため部分的な照明が必要ということで設置しているものであります。

次に、武道館の充実についてであります。本市の武道館があるのは陵南中学校だけであり、他の学校にはないものであります。中学校の柔道と剣道の練習場として、おのおの1面を確保できるように、昭和60年建設当時の旧文部省の武道場基準いっぱいの広さで建築しているものであります。隣接して広い体育館もあり、学区内の小学校体育館や市民体育館なども部活動に利用できるよう配慮しておりますので、これ以上部活動のために武道館を広く増設する考えは持っていないところであります。

次に、放送設備の改修についてであります。昨年度に故障して応急的に修理、対応しているのは陵南中学校の放送設備であります。現在、建物内の配線については調査中ですが、機器については今年度中に交換する計画としていただいております。

次に、駐車場の舗装整備についてであります。中学校の南側または正面側の駐車場は舗装整備済みであります。中学校北側または裏側の舗装していない駐車場については、主に教職員の駐車場で碎石を敷いて凹凸を補修しながら利用しているところであります。舗装整備については計画をしていないところであります。できるだけ側溝に土砂が入らないよう留意していきたいと思っておりますので、現況で御理解をお願いしたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 荒木春吉議員。

荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

私が中学校の設備についてしゃべったところ、小学校の、今回新しくなった醍醐小学校のグラウンドを芝生化してみたいということでありましたので、希望が半分かなったのか、ちょっとわからないのですが、いいことだなあと考えています。

都会の小学校や中学校ですとグラウンドが狭いのですが芝生化できるということもあるんですが、幸いにも市内の中学校三つありますが、グラウンドが余りにも広過ぎて芝生化するという考えは、私もちょっと大変かなと思いました。いろいろな部活が混在していますので、サッカーするところだけ長方形にするというわけにはなかなかいかないだろうなと思います。でも、先日12月3日の山新の夕刊を見たら、今、天然芝というと、先ほど言いましたようにかなり経費がかかります。月100万円とか私言われたんですが、そんなにはかからないと思うんですが、今、新しい人工芝というのがあるんだそうです。維持費ゼロ。これはスライディングしてもやけどをしないというやつです。

だから、ぜひ醍醐小学校でしたのを受けて、いろんなデータをとって中学校にもできないものかと考えていたきたいなと思います。これは、醍醐小やったからって、すぐ、じゃあ中学校やれというわけにもいかないの、いろいろ考えて視野の片隅、頭の片隅に入れていただければ、私もありがたいなと思っています。

山新の記事を見たら、芝生にするともちろんけがもしないことはもちろんですが、みんな子供は外に出て遊んで、学校でも活発になるし、家に帰っても親御さんとも会話もできるということが書いてありました。一つの契機として、きっかけとしてそういうものをやっていただければ、私は大変ありがたいのではないかなと思います。

照明設備について、私しゃべりましたが、中学校の部活というのは多分時間的な制約があって、何時ごろまでということがあるのだと思います。でも大会なんかが近づくと、どうしても延長して部活をします。30分なり1時間なりしますと、春先、夏はいいんですが、秋口になるともう足元も見えない状態の中で、私の子供はサッカーをやっていますから、人間の頭ぐらいの大きさですから何とか見えるとは思いますが、陵南中のしか、私よくわかりませんので、ほかのことはちょっとわからないので言えないんですが、テニスのボールとか、野球のボールなんて、これはまるっきり見えないところで何か練習しているような、私、ことしの秋を見ていましたらそういう状況になっていましたので、そこら辺のことを、条例は条例、法律は法律とかといろいろあるとは思いますが、運用を弾力的に考えていただいてももらわないと生徒たちも大変なのかなと、私は思っています。そこら辺を、いままし緩やかにしてもらえればありがたいなと私は思っています。

あと、のやつ、放送の施設は調べてちゃんとやりますということなので、私は安心しました。後ろにいらっしゃる先輩議員も、山形活断層に関していろいろ発言していますので、それが成就するためにも、ちゃんとした校舎なりハードをつくるのはもちろん大切なんですが、肝心の放送が連絡ならなかったために逃げられなかったなんていうことでは話にならないので、そこら辺のことをしっかりと踏まえてやっていただきたいなと思います。

あと、駐車場ですが、先生のだからどうのこうのと言われましたけれども、今の人はどうしても衣服が汚れるのを嫌うみたいなので、ちょっとでも泥だらけだと駐車場ないみたいな目で見られるのですが、そこら辺のところは将来の課題としてお願いしたいなと思います。

私、珍しく原稿が前日にできましたので、一応第三者にちょっと見てもらいました。そしたらおまえの原稿はいいけれどって言って三つほど注意を受けました。先月、私は陵南中に息子が行っていますので、先生方としゃべりました。おまえのは言っていることは大言壮語で子供の視点がないと言われました。目線が高過ぎて足元が見えてないのではないかと言われましたので、そこら辺のことを考えて言いたいなと思っていたのですが、なかなか2問目ってなれていないものですから、ひとつ勘弁していただきたいなと思います。何かあればひとつよろしくお願いたします。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 何点かありましたが、中学校の部活の時間等についてお話がありました。

確かに、各学校とも申し合わせをして、通常は6時までというふうにしております。これはふだんの学習活動もありますし、そういった子供たちの身体の発達状況等も考えてそういうことと、それから暗くなっての下校ということにも心配ありますので、そういうふうなことをしておるわけであります。

ただ、御指摘のように大会前となりますと、それぞれの部で大会に向けたコンディショニングづくりがありますので、そこで打ち合わせをしたりあるいは整理と称して激しい運動の後を身体的にストレッチをしたり、あるいは体のならしというか、そういうのをしたりして遅くなって、30分ぐらいですか、延長するという事は各学校とも期限を切って認めて指導している状況でございます。

しかし、その辺のところは、校長初め学校で良識ある判断をしながら、子供たちの状況を見て、しかも連日ということにもなりませんので、インターバルをとりながら実施しているものというふうを考えておりますし、そのように私たちもお話をしているところであります。以上でございます。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について市民から寄せられた御意見を踏まえ、提言も含め質問いたしますので、市民にわかりやすい答弁を期待するものであります。

通告番号15、市長の政治姿勢と各種施策の現状及び課題についてお伺いいたします。

佐藤市長は、昭和60年1月20日の市長選挙で当選し、以来5期、現在19年目で間もなく20年目を迎えようとしています。この間、新第3次振興計画の策定と第4次振興計画を策定し、これに基づいて市行政のかじ取りを行ってきました。

第4次振興計画は、平成17年度を目標年度としたものであります。したがって、本来であれば第4次振興計画に基づく取り組みの総括を行い、その上で第5次振興計画の策定に市民総参加で取り組まなければならない時期になっていると思うのであります。

ところが、幸か不幸か合併の動きが浮上し、寒河江市、西川町、朝日町の任意合併協議会が設立され、協議の最中であります。その結果、残念ながら第4次振興計画策定時に取り組まれたアンケートの実施や、地域座談会などの市民総参加による取り組みで第4次振興計画期の取り組みを総括し、それを踏まえた第5次振興計画の策定がなくなろうとしています。

合併による新市構想策定にこそ、そういった取り組み、いわゆる住民参加のまちづくりが必要だと思っております。ところが、特例期限内の合併を目指すという現在の任意協議会の方針では、その可能性は低く、真に、住民総参加によるものでなく、一部代表者による法的要件をクリアするだけの形式的なものになりはしないかと危惧されているのであります。これでは、分権時代における自己決定、自己責任と幾ら力説しても、言葉だけで住民自身がそう受けとめられるような住民自治の魂の入ったものにはならず、時代の求めに逆行するものと言わなければなりません。

さきの全員協議会で、市長は第4次振興計画は平成16年度、平成17年度を残すが、ほぼ達成されたとの見解を示しました。

そこで、幾つかの点についてお伺いいたします。

まず、（仮称）しらいわ特別養護老人ホーム建設についてお伺いいたします。

3月に示された第2期介護保険事業計画の中で、平成17年度に入所定員50床にショートステイ10床とデイサービス20人分の施設を備えた特別養護老人ホームの新設が明らかになりました。当局の説明によると、設置者はいずみと同じ社会福祉法人悠々会で、場所は市老人福祉センターの西側で全室個室の特別養護老人ホームを平成17年度オープンを目指して、国・県の補助を受けるべく県のヒアリングを受けているとのことであります。

しかし、厳しい財政状況や申請が多いことから事業採択に当たっては、予断を許さない状況にあるとのことであります。

そして、今議会へ示された平成16年度から平成18年度の実施計画によると、（仮称）しらいわ特別養護老人ホーム建設資金償還補助金として、平成17年度から9年間毎年1,000万円ずつの合計9,000万円が計上されています。ところが、平面図や資金計画など具体的な計画内容については求めても教えてもらえないのであります。同じ悠々会が建設した特養いずみ建設のときは、法人悠々会の設立準備の段階から、メンバーを初めあらゆる情報は明らかにしていただき、協議を重ね、当初の予定も変更していただきました。また、いずみの建設段階では土地の取得方法や資金計画、施設見取り図などを所管の厚生常任委員会にはすべて明らかにしていただいたのであります。なぜ、このように変わったのか不思議でなりません。

当局は、はっきり決まったものでなく、これからも変更が出てくるから教えられないと言われます。しかし、私は当初の計画が完成するまで変更もなく進む方がまuledと思います。ヒアリングなどで変更が生じることは当然あり得ることであり、それが一般的だと考えます。

したがって、私は、その変更になった都度、その理由と結果を関係者や住民に知らせるのが行政の説明責任であり、担当者の職務であり、最終的には市長の責務であると思います。そして同時に、市長の姿勢がそこにあらわれと思うのであります。

私は、（仮称）しらいわ特別養護老人ホームについては、一日も早い実現を願うものであります。その上で、利用しやすく地域福祉の向上を目指す立場から、3点についてお伺いいたします。

一つは、いずみ建設時と同様に、計画内容を明らかにし、市民の理解を得るように努めるべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

二つには、支援基準の有無と、ある場合はその内容、さらに9,000万円を計上した根拠を伺いたいと思います。あわせて、資金計画を明らかにしていただきたいのであります。

三つには、在宅介護支援センターとのかかわりがどうなるのか、地域型施設として事業をやるとすれば、地域的に既存の施設と競合するのではないかと考えられますが、その調整はどのようになされているのかお伺いいたします。

次に、市庁舎建設について伺います。

第4次振興計画の中に市庁舎建設が盛り込まれています。その理由はOA機器の導入で庁舎が手狭になっているが、特殊な構造であることから現庁舎の増築ができないこと。吹き抜けのため利用面で非効率であること。建築基準法改正前の建物であり、耐震性の不安などから近い将来建てかえが必要となること。したがって、多額を要する建設資金は、長期にわたって負担する必要があることから、基金の積み立てを始めるべきとなったのであります。

そして、第4次振興計画がスタートした平成8年度に示された平成9年度から平成11年度の実施計画に、10年度以降、毎年1億円ずつ庁舎整備事業として基金積み立てが計上されたのであります。翌年の平成10年から平成12年度の実施計画から半減の5,000万円ずつが計上され、平成13年度から平成15年度の実施計画まで毎年5,000万円ずつの積み立てが計上されてきました。ところがこの間、基金は予算化されず、積み立てが全然されていないのであります。

さらに、平成14年度から平成16年度の実施計画からはその項目すら除かれたのであります。そのときの当局説明では、実施計画にのせても財政にゆとりがなく予算化ならないので除いたもので、合併とは関係ない。今後平成17年ごろから積み立てを考えたいというものでした。その後、国の地震調査委員会より市内を通過している山形盆地断層帯を震源とするマグニチュード7.8程度の地震が、今後30年以内に発生する可能性が、全国の活断層の中で高いグループに属していることが発表されました。市庁舎には行政機構の主要部分が入っており、災害時には対策本部が設置される、まさに市行政の中核であります。

そこで、4点についてお伺いいたします。

一つは、国の地震調査委員会が、平成14年5月8日に発表した山形盆地断層帯の評価を受けて、本格的な耐震調査をすべきと思うが、また、現在どういう調査をしているのか、その結果をも含めて示していただきたいと思ひます。

二つには、庁舎建設基金の積み立てがなされていないのは、財政的なゆとりがなかったためということでは済まされないのではないかとふうに思ひます。それとも合併を想定し、4万3,000人よりも6万人の大勢の力や、合併特例債を見込んでのことだったのかお伺いをいたします。

例えば、庁舎建設費を100億円と仮定した場合、合併しない場合は起債は認められるにしても、全額の100億円プラス利子を自主財源で充当しなければならないわけでありすが、合併特例債を使った場合95%の起債が認

められ、その70%の元利償還分が交付税で措置されることから、自主財源は33億 5,000万円プラス利子で済むこととなります。寒河江市から見れば大変うまいことだと思います。しかし、95億円の起債は借金には変わりはないわけではありますが。

そして、三つ目のお尋ねは、任意協議会として新市の事務所、当面は現在の寒河江市役所とし、将来的には今の寒河江市区域内で利用しやすいところを検討していくとなっているが、現在の市役所で狭くないというふうにお考えなのかお尋ねをいたします。

また、議員定数も在任特例とした場合、53名となるわけではありますが、現在の市役所でその議場の確保ができると考えておられるのか見解をお伺いいたします。

四つには、任意合併協議会は、平成17年3月31日の特例期限内の合併を目指しています。1市2町の住民の判断する期間を最大限保証することが必要であります。ところが佐藤市長の任期は平成17年1月19日で切れるわけではありますが、次期市長選には出馬する考えなのかお伺いをいたします。

次に、チェリークア・パーク整備事業について伺います。

この事業は、第4次振興計画の中で最重要事業の一つとして、この間、多額の資金を投入し進めてきました。平成5年5月5日号の市報ではチェリークア・パーク基本計画がまとまりましたとして、山形自動車道にただ1カ所設置が決まっている寒河江サービスエリア周辺に、総事業費245億円の予定で、国・県・市・民間が一体となった壮大なプロジェクトで、自動車道が酒田まで開通する平成10年代までの完成を目指していると報じられました。

さらに、平成10年6月20日号では表紙にチェリークア・パーク事業大きく前進、民活エリア分譲契約調印式が行われるとの見出しで、ホテル等12社におよそ10万5,200平方メートル、17億4,600万円で分譲、もうすぐ第4次振興計画に掲げる自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の重要な核の一つがよいよ姿をあらわすこととなりますと報じられました。

ところが中核施設を担う企業が倒産、撤退し、現在事業を展開している企業はホテル1社と飲食物販施設の1社の2社だけあります。加えて分譲した土地の大半、半分以上が市に返されたままで、かわって事業に参加する人が見つからない状況となっています。さらに、土地の分譲を受けた企業の動きも全く見えない状況となっています。今議会に報告された平成16年度から平成18年度の実施計画からもチェリークア・パーク事業が抜け落ちたままであります。

そこで伺います。チェリークア・パーク構想エリアには、第2パーキングを含む県事業の都市公園エリアと民活エリアで構成されていますが、今回の質問は、特に市が担っている民活エリアに関し2点について伺います。

一つは、結果的に今日の状況を招いたことは、社会や経済動向などに見通しの甘さがあったことは否定できないと思います。このことが市財政悪化要因の一つであることは紛れもない事実であります。したがって、この結果責任について、行政の最高責任者としてどう受けとめておられるのか見解を伺います。

二つには、整備に向けた現状はどうなっているのか。また具体的実現に向け、今後どのように進められる考えなのか伺います。

1市2町で任意の合併協議が進められている中で、実施計画にもっていないものが、新市建設計画の中にどのように位置づけられるのか心配されるのであります。これまでのような強引な手法では西川町や朝日町を含め、住民の理解は得られないのではないかと懸念の声もあるので、そういった点も含め市長の見解を伺いたいと思います。

重ねて、市民にわかりやすい誠意ある答弁を期待をいたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、（仮称）しらいわ特養の問題でございます。

介護保険制度はスタート以来4年目を迎え、制度についての理解が進むとともに、給付実績も伸びており、介護に係る家族の精神的、身体的な負担は軽減されてきているものと考えております。しかしながら高齢化率は今後ますます高くなり、これに伴い、介護を必要とする人の割合も高くなることは确实でございます。この増加する介護需要に対し適切に対応していくため、これまでの実績を踏まえ今後の需要を見込みながら、本年3月に第2期介護保険事業計画を策定したところでございます。

これまでの給付実績を見ますと、在宅サービスが大きく伸びておりますが、施設サービスに対する需要も多く、特別養護老人ホームへの入所待機者も少しずつ増加しておりますので、第2期計画では待機者の減少を図るため、新たな施設の整備を盛り込んでおります。

この施設整備事業につきましては、社会福祉法人悠々会が事業実施を計画し、市に対しましてその旨申し出があり、あわせて整備に対する助成措置についても要請があったわけでございます。市ではこれを受けて補助を検討してきたものでございます。

計画の内容について、早い時期に説明すべきではないかというような御質問もあったわけでございますが、この事業は国・県の補助事業であり、悠々会では県に事業計画を提出し、ヒアリングを受けたものの、補助採択が決定されない時点では、計画の実現性が确实でなく、また計画自体の修正も考えられるため、これらがはっきりした段階で説明したいと考えてきたところでございます。

特養いずみの建設当時は、国・県の財政事情も今ほど厳しくなく、容易に補助を受けることができたため、今回のような心配もなく確実に補助されることを前提に計画内容も説明できましたが、現在の状況は当時と大きく違っておりますのでございます。施設整備計画につきましては、実施計画の説明の際にも申しあげましたが、改めてその概要について申しあげたいと思います。

建設地は、老人福祉センターの西方に予定しておりまして、およそ1万平方メートルの敷地面積でございます。施設は入所定員が50名でユニットケア方式、全室個室型の新型特養でございます。ほかにショートステイ分が10床あり、20人分のデイサービス施設も設置する計画となっております。

総事業費は、およそ10億円でその財源としましては国・県の補助金、自己資金のほか医療事業団及び市中金融機関からの借入金等でありますが、市からの助成については、これら借入金に対する償還補助金として要請があったもので、さきの全員協議会において説明したとおりでございます。

建設用地につきましては、既に土地所有者から協力の同意を得ておりますが、用地取得関係につきましては、今後具体的に協議を行い、事務手続等についても指導していきたいと考えております。

それから介護センターとのかかわりでございますけれども、国の在宅介護支援センター運営事業等実施要綱において、支援センター事業の実施主体は市町村と定められておりまして、中学校区に1カ所の設置が標準となっておりますので、この新設ホームがその機能を持つことにはなりません。現在西部地区を担当している社会福祉協議会の在宅介護支援センターが、今後ともその役割を果たしていくことになるものでございます。

新設特養は、平成17年度内の開所を目指しておりまして、国・県の補助を受けるべくヒアリングを受けたところでありますが、県内で19法人、村山総合支庁管内では本市を含め五つの法人が計画しておりまして、この中から補助採択される施設が選定されることになるもので、極めて厳しい状況でございます。現在、県において補助採択の検討がなされているところでありまして、1月には決定されるものと思っておりますが、市といたしましては、計画どおり進められるように、採択に向け関係機関に働きかけているところでございます。

それから、市庁舎建設についての質問がございました。

御案内のように、この庁舎は昭和42年5月に竣工したものでございまして、現在36年が経過しております。その間、耐震調査ではありませんが、昭和59年以降、ほぼ毎年庁舎建築物定期調査というものを実施してきておるわけでございます。この調査では建築物を支えているはりの下がりぐあいや、床のたわみなどをチェックいたしまして、以前の調査結果と突き合わせながら安全性を確認しているところでございます。ことしも11月に調査を実施したところでありますが、総体的に見まして通常の状態では差し迫った危険箇所はないとの結果であったわけでございます。

本格的な耐震調査ということになりますと、本市の公用及び公共用施設の耐震化につきましては、非常時には地域住民の避難場所にもなり得る学校から取り組むことを基本としておりますので、市庁舎等につきましてはその後のことと考えておるわけでございます。

それから、積立金のことの御質問がございました。

平成17年度を目標年度として、平成7年に策定しました第4次寒河江市振興計画もあと2年余りとなりましたが、計画に掲げた多くの施策につきましては、おおむね実施できたのではないかと考えております。

ただ、振興計画は10年という長いスパンで策定しておりますので、施策によっては社会情勢の変化などによりまして、見直しや先送りせざるを得ないものが出てくるものもやむを得ないことであると考えております。

特に、経済情勢の変化に伴う税収や地方交付税の増減、それに国・県の補助等の動向にも大きく左右されることがあるわけでございます。このため、その時々々の財政状況に応じた計画とするために、毎年3カ年のローリング方式によりまして実施計画を策定しているものでございます。

当然、さきの全員協議会で示しましたところの平成16年度から平成18年度までの実施計画も、現在の経済情勢、財政状況を反映したものとしているものでございます。こうした中での具体的な事業選択となりますと、基本的には振興計画をもとに中長期的な展望に立ち、そして地域のバランスある発展を考慮したものの、その上で事業の効果が上がるもの、緊急度が高いものが基本となるわけでございます。

しかし、今は景気低迷による市税の落ち込みに加えまして、地方交付税が大幅に削減されてきており、非常に厳しい財政状況となってきました。

そうしたことから、どうしても駅前中心市街地整備事業や醍醐小学校改築事業などの継続事業を優先せざるを得ない状況となっております。

そこで、市庁舎の建設につきましては、かつて実施計画に基金積み立てをのせたことがありましたが、実際には預金利率の低さから、積み立てるよりも高利率の市債を償還した方がより効果的な財政運営ができるということで、実施しなかった経緯があるわけでございます。

このたびの実施計画には、市庁舎の建設についてはのせておりません。ただいま申しあげましたように、昨今の財政状況や、そして今、協議が進められているところの1市2町の任意合併協議会において、新市の事務所の位置についての意見も出されているというようなことから、計画にはのせなかったものでございます。なお、市庁舎建設に合併特例債を見込んでいいのかとの関連の話がありましたが、合併特例債は合併する市町村に特に認められた有利な起債でございます。どういうものを対象とするかは、最終的には法定協議会において決定するものでございます。現在の任意協議会での建設計画には上がってこないものと考えております。

それから、合併後ということになりますと狭隘でないかというような話でございしますが、確かに今の市庁舎で、合併市町の本庁の職員が事務をとるには狭いのではないかと考えております。しかし、任意協議会におきまして新市の組織機構が協議され、最終的には法定協議会において調整が図られるものと思っておりますが、スペースの問題につきましては、法定協議会の中で調整されるものと考えております。

また、議場についてでございますが、在任特例期間内における議会の開催につきましては、スムーズな議事運営ができる場所を確保した上での開催ということになるのかなど、このように考えております。

それから、私に対する、次期市長選挙への出馬意向云々というような話がございましたが、現在は白紙でございます。

それから、チェリークア・パーク整備事業についてでございますが、御案内のように高瀬山に温泉が湧出した昭和55年からの市民の悲願でございまして、寒河江サービスエリアと最上川ふるさと総合公園の立地によりまして、寒河江ハイウェイオアシスとして、国、道路公団、山形県と市及び民活エリア参画者が一体となって進めてきたところでございます。

民活エリアにつきましては、クア・パーク構想に賛同された民間の方々に対し、市が土地を分譲し、参画された方々がそれぞれの計画に基づき、宿泊、物販の事業を担うものでございます。

しかし、近年の社会経済情勢の悪化、特に金融機関の引き締めが非常に強い状況にあって、クア・パーク内の民間事業者にとっての事業展開は非常に厳しいのも現実でございます。このことは旅行形態の変化や国民の旅行に対する意識の変化に伴う観光事業の衰退、あるいは全国的傾向にある公設による温泉施設の建設、さらにはバブル崩壊以来、相次ぐリゾート施設の撤退等によることも大きな原因と思っております。

このような状況を踏まえながらも、最上川沿いのホテル、旅館の宿泊施設、いわゆる滞在型観光施設については、今後の宿泊に対するところの国民的ニーズを考えましても、その宿泊施設形態はともかく、そのエリアは確保して誘致をしていきたいと考えております。

一方、温泉を活用したクア施設については、今、申しあげましたように周辺市町村の公設施設等を考慮すると、必ずしもスパだけの施設にこだわらず、他の用途の施設が主であっても、集客機能を持った施設で、なお温泉施設を併設した事業計画をしていただける民間事業者をも含めまして、現在誘致に努めているところでございます。

このクア・パーク構想は、市民の悲願であるとともに寒河江市の発展を担う大きなプロジェクトでございますので、何としても成功させたいと考えておるところでございます。

それから、進め方についての御質問もあつたところでございますが、事業参画者がみずからの計画に基づいて事業を検討されてきた中におきまして、私は私の知り得た情報というものを逐一議会に報告し、加えて市報等を通じて市民に説明申しあげ、着実に一つ一つ順序を踏まえてルールにのっとり、議会の議決あるいは市民の共感を得ながら進めてきたものでございます。そういうことで事業の進め方には誤りはなく、適正に進めてきたところであると思っております。

それから、実施計画云々ということの質問でございます。クア・パーク内の民活エリアの事業主体はあくまでも民間事業者でございます。そのこと自体が、市の実施計画とは直接的にはかかわりがあるものではございません。実施計画は、市が直接事業主体となるものは当然であります。県、民間、団体等が事業主体であっても、公益の観点から市においてその事業に対して、補助または負担が必要と判断した場合は、実施計画にのせているのが実態でございます。

クア・パーク内の民間事業者の事業計画が実施計画にのっていないということは、今申しあげましたように、民間事業者の計画と実施計画は直接にはかかわりございませんが、実施計画期間内に民間事業者が事業展開し、かつその資金計画の中で、市に対して地域総合整備資金の借入れの要請があつた場合にのみ、市が内容を審査し貸し付けることが妥当だと判断したときには、実施計画にのせるものでございまして、民間事業者から借入れの要請もない時点で実施計画へ盛り込むということはあり得ないわけでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 2問目に入らせていただきたいと思います。

全体的に、今任意の合併協議会も動いている時期でありますけれども、本来でありますという、第4次振興計画が切れる、この第5次の振興計画を市民みなでつくっていく時期に、合併の問題がなければ、来年、再来年というのはそういうふうな時期だったというふうに思う。

これは、寒河江市の向こう10年間の計画をつくるためにも住民の知恵を結集しながらこうやってきた。ましてや、合併というのは、今までの延長とも違う、新たな組み合わせの中でやるわけありますから、その是非もあるいはその後の新しいまちをどうつくっていくかというの、住民の英知がやっぱりそこに結集された形の中でやられれば、一番いいことだというふうに思うのであります。

そういう意味では、第4次振興計画をつくったときなどは、3,000人の市民アンケートをとっているんです。地域座談会も8地区で9回、あとまちづくり各層座談会ということで、これは青年とか町会長、婦人を対象にしたもの、あるいは教育、文化、福祉、スポーツ部門の代表の人との話し合い、あるいは産業経済界との話し合い、こういうふうなこともやられてきたわけです。そして振興審議会でももちろん原案が諮問されて6回の審議会、三つの分科会あったわけありますけれども、延べ16回の分科会が開かれる。

こういうふうなことを積み上げてやられてきておったのですが、今回の合併に向けての、もちろん任意協議会をつくって、今度法定協議会の中でちゃんとしたものをつくるんだというふうに思うんですが、そういうふうな中で、住民のこういう、今までの既存の市の中の振興計画、10年間の先の方針をつくるにもこういう取り組みをしてきておったんですが、今回の合併の中で、やっぱりそういうふうなことを、必ずしもその同じというようなことではないんですけれども、そういうふうなことはどのように考えているのか、まずひとつはお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどのしらいわの特老の関係ですが、いずみつくるときには財政的にも、まだ今ほど大変ではなかったと、これは確かに今ほど大変でなかったと思います。したがって、計画も変更にならなかったというふうなこと市長からあったんですが、違うんです。最初などは船舶振興会の補助金でやると、笹川さんの方のやつでやると、それがだめになって、もうパブリはじけましたからそれがだめになり、今度競輪の方、自転車振興会の方のやつを当てにしている、それもまただめになる。

そして国・県の補助でやってきたんですが、その計画つくったとき全部その時点で出しています。こういうふうな計画、いや、それはだめだと、ならば次のやつを探すべということで、何としても早くいずみも特老施設を実現をさせてほしいという強い市民の願いがあったわけですから、議会も一日も早い実現をするためにというふうなことで努力をしながら、その都度、でも法人の中で申請の段階でこういうもので申請したらこういう問題が起きた、ならばこういうふうに変更しよう、その都度してきたんです。したがって、先ほど市長からは前回と違うというようなことありました、確かに違うのは、財政状況が違うのはそのとおり。

ところで、法人の方とも私も会いました。やっぱり法人も自分たちで自己資金だけで、あるいは法人の借り入れだけでやれるのではないんです。国・県の補助、市の補助を仰ぎながらやっていきたいんです。したがって住民の皆さんからも議会からも理解をいただかなければこういう事業というのはできないんです。全部、情報は積極的に、計画や何かをお示しをしたい、こういうふうに言っているんです。

したがって、行政の方でもやっぱりそういうことをやっていくのが今の行政のやるべきことだということを、私は質問をしているんです。したがって、ぜひこれからのこの事業を進める上での運用では、心してやっていただきたいということをおしあげておきます。

そして、これは議会やなんかもそうですし、土地の地権者なども、もちろん事業採択にならなければだめだという、その厳しい状況というの私も県の方の状況も聞いています。しかし、土地を提供する人だって、その都度的確に情報を落としてもらわないという、来年の作付の計画だって皆あるんです。したがって、常にこの辺の関係は、意思疎通を十分

にさせていただきながらよりスムーズに、そして先ほど申しあげましたように、やっぱり利用しやすい施設になる、地域全体の福祉の施策、力が向上するような形でお願いをしたいというふうに思います。

それから在宅介護支援センターは、今現在、社協でやっているわけでありますから、今度あそこに施設（仮称）らしいわ特老が出て、そこから今度ヘルパーが外へ出て行くというふうなことにもしなった場合、バッティングするなというふうなことがあったものですから、先ほどの市長の答弁を聞くというと、そういうことはない、あそのエリアは高松、白岩地区については社協が主に、あのエリアのすみ分けとしてなっているわけですけれども、そういうふうな形でいくのかなというふうに、先ほどの答弁で思ったんですが、その辺そういう理解でいいのかも含めてバッティングしないように十分配慮、事前の協議も十分やっていただきたいということであります。

それから、庁舎の関係でありますけれども、やっぱり財政状況というのはその時々であるわけですね。したがって、短期的なそういうものでない、将来、長期にわたって財政は苦しくとも必要なことはしなければならないということ、そういう配分などをもするために10年ごとのスパンの振興計画があるわけですね。そしてそれに基づいて3年ローリングの実施計画がなされるわけでありますけれども、先ほど1問目でも申しあげましたが、私も第4次振興計画をつくる際に振興審議会の委員ということで参画をしたんです。

そのとき先ほど申しあげたように、この庁舎というのは特殊な構造であるというふうなことから、手狭になってもわきに部屋を足したりなんかできない構造、そして今市長からもあったようにもう36年が過ぎています。もう近い将来この建物を建てかえる。そうしたときに、100億円近くかかる金だとすれば、その短期間に5年や3年でその金は出せるものではない。

したがって、早い段階から積み立てをしておく必要があるということで第4次振興計画の中に盛った、そしてそれを受けて実施計画でもしてきたんですが、余裕ないから積み立てできなかったというのはちょっと、本当の意味での振興計画の意味が薄れていくというふうな感じがしますので、この点は申しあげておきたいというふうに思います。したがって、合併するしないにかかわらず、この庁舎はこのままずっと使えるというものではないという、そういうふうなことからあります。

それから、この任意合併協議会の中で、先ほど市長からも答弁ありましたように、当面は合併した当時はこの庁舎でいくと、しかし将来的には、今の寒河江区域の中で利用しやすい場所を検討していくとなっているんですね。任意合併協議会の中で、佐藤市長が会長でまとめたところではそういうふうになっている。

そこでお尋ねしたいのですが、この利用しやすい場所を検討していくというのは、新たに別の場所に新設をするということなのか、新たに寒河江市内に利用しやすいものがあるものを借りていくということなのか、どういう意味なのか。この文章では新しい新設をしていく、場所は今後検討するとかという表現ではないんです。したがって、市民の方々からいろんな意味にとられているんですね。したがってこれはどういう意味なのか、改めて任意合併協議会でこういうまとめをされているわけでありますから、この点についてお伺いをしたいと思います。

それから、この任意合併協議会の前に、市長の任期が切れるというふうなことを申しあげたのですが、今は白紙だというふうなことで、往々にして2度も市長選挙しなくてもいいんでないかというふうなことが、早晚住民の中に起きてくるのではないかというふうなことが予測されます。そうした場合、寒河江市の市長は平成17年1月19日ですが、朝日町はもっと前です。そういうふうになると、平成17年3月31日というふうな期限がありながら、どんどん前倒しになってくるのではないかという心配があるんです。

そうすると、本当に住民が十分な時間をかけて検討できなくなって、期限が決まっているからというふうになりはしないかというふうなことで、やっぱり基本的には最大限住民の意思決定をするために、それぞれの自治体や団体や個々の住民の意思を決定するために最大限の保証をしていくというふうなことは、そういう考えは持つべきだというふうに思うんですが、この点についてももし市長の何かあればお聞かせをいただきたい。事前に前倒しになっていって、十分な検討期間が保証できなくなるようなことだけは避けてほしいということを申しあげておきたいと思います。

それから、チェリークア・パークの関係であります。現状、大変な状況になっていることが、原因も含めて市長から

1問目で答弁ありました。そのことは、原因、なぜ今日の状況になっているかというのは、私もそのように理解をします。しかし、私の1問目の質問は、そういう結果に至った、結果責任を問うたのであります。しかし、市長は手続をずっと議会とも説明をしながら議会の議決を得て進めてきました。この進め方が、私は違法だとか何かと言っているのではないんです。議会で可決すれば、賛成多数であって可決すればそれは手続的に問題ないんです。そのことを言っているのではない。

その都度、先ほど市長からあったように国民の旅行に対する意識の変化や、バブル経済がはじけた、リゾートに対するそれぞれの企業の取り組む意欲の減退、さまざま並べられましたけれど、そういうことを議会の中でも指摘をし、反対もありました。しかしそういう少数意見に耳をかさずにやってきた結果、先ほど市長が言ったようなさまざまなことは心配点として指摘をしてきたんです。そして結果、こういう状況になっている。この結果に対して、結果責任を市長はどのように考えていますかということ、私は1問目で尋ねたんですが、そのことについて、市長は答えたのを私が聞き漏らしたのかわかりませんが、改めてこの点について、結果責任についてどういうふうに御認識されているのかお伺いしたいと思います。

それから、チェリークア、今後もそのまま実現に向けて取り組んでいくというふうなことでありますけれども、あそこのチェリークア・パークの経済波及効果、これはどのようにつかんでおられるのか、私どもは平成5年に作られたクア・パークの基本計画の段階のものは議会にも示していただきました。確かにその後、事業を進める上で、計画そのものもだんだん変更になってきているわけでありますから、もちろんその経済効果の分析も変わってきているのは当然だというふうに思うのですが、どのように今の事業、進めた場合、どの程度の経済効果があるというふうに把握されているのかお聞かせをいただきたいと思う。

もし、今すぐは数字的なものが出ないとすれば、それが把握されているのだとすれば、後ほど結構ですから、その資料などを出していただきたいというふうに思いますが、そのことについても市長から見解をお聞かせをいただきたいと思えます。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの再質問があったわけですが、合併後の建設計画について市民の声とか何とかというようなことでございますけれども、これは今後、法定協議会におきまして、十分建設計画というのは議論なされるわけございまして、そういう協議会の委員の中には、また民間の方々の御意見も賜る機会があるわけでございますので、それらの中において寒河江市そしてまた2町の建設構想というものが出てくるというように思っております。

それから、しらいわの問題でございますけれども、建設計画につきましては、先ほども答弁申しあげましたように、当時のいずみというようなものと非常に異なっていることを申しあげたところでございますので、そういうことで御理解いただきたいものだと、このように思っております。

それから、施設整備計画につきましては、市が事業主体となるというものではございませんで、新しい、新型のホーム設置でございます、居室とか設備等に備えるべき規模とか配置の仕方などが、詳細な基準が決められておるわけございまして、その設置基準に合わせて入所者の利便やらあるいは介護の効率性というものを考慮しながら、建設経費というものを低く抑えて入所者の負担が少なくなるような専門的な見地から検討なされるものと、このように思っております。

それから、市の庁舎の問題でございますが、議員も述べられたように、時代によって、時代の趨勢を受けるということは非常にあるわけございまして、ですから振興計画も実施計画も一度決めたらそれが動かないというものではないわけございまして、時代の動きというものあるいは経済社会情勢あらゆる国・県等々の動きというものを離れては踏めないものでございます。そういうことを含めまして、先ほど答弁申しあげたような考え方に立っておるわけでございます。

それから、合併後の庁舎の位置についてというようなことがございましたが、新市の事務所の位置は当面は現在の寒河江市役所とし、将来的には今の寒河江市区域の中で利用しやすい場所を検討していくと、こういうことでございまして、これ以上のこともございませぬし、これ以下のこともございませぬ。こういうことで、今、任意協議会で決めておるということでございます。

それから、選挙に絡んだこともありますが、これは、現在の任意協議会におきましては、平成17年の3月という期限内に協議を進めているということでございます。

次に、クア・パークのことでございますが、こういう情勢の中にありまして、いろいろ整備するには時間もかかっておりますし、誘致の分譲を受けた方々も整備されないというのが、今の実態だろうと思っておりますが、現在はこういう中での中途経過といえますか、そういう状況の中にあるんだろうなとこのように思っております。それで、私といたしましては、それらの実現に向けて努力して、また民間の御協力もちょうだいしていくことを思っておるところでございます。

それから、クアの経済効果の御質問もございましたけれども、これは数字的には非常に出すということは難しい問題だろうと、このように思っております。しかしながら、御案内のようにサービスエリアあるいは民活エリアそしてまた最上川ふるさと総合公園というようなものを一緒にここに配置して、ハイウェイオアシスとしての一体の中で、これが存在するという目の見えなところの大きな効果と、社会経済的に及ぼしているところの効果というものは非常に大きいものがあるかとこのように思っております。

そういう中で、昨年は全国都市緑化フェアを、ことしは花咲かフェアというようなことをして、非常にリピーターもいらっしゃっておるわけございまして、ですからたくさん交流が行われてきただろうと、このように思っております。ですから寒河江のイメージと、あるいはもう高まってきたと、このように思っております。ですからこそ、公社で先ほど分譲したようなところの分譲地につきましても、大変な入所申し込みがあったというようなことは、やっぱり寒河江によるところのイメージというものが非常につながってきておる、高まりがそういう面につながってきておるのだろうとこのように思っております。

ですから、クア・パークだけでの数字的な効果というようなことは、非常にこれは厳しくて出せないものだろうと、このように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 3問目に入らせていただきたいと思います。

新市の基本構想、建設計画、これは法定協議会の中で協議されるものなんだというふうなことなんだけれども、何回も繰り返しますけれども、合併する前だって10年ごとの振興計画をつくる際も、先ほど申しあげた第4次振興計画のときにこういうことをやったというふうなことで、住民の英知が結集されるような形の中の構想というような、計画というのはやっぱりつくる必要がある。

1問目でも申しあげましたけれども、法定協議会、今度学識経験者から成る人も入る、そして法定協議会の中で通ればあとそれぞれの議会の議決を得ればいい。それは確かに法律的にはそうです。法律要件をただ満たすだけの形式的な民主主義、代表者でただちゃんちゃんちゃんとしていくという、そういうふうなことは分権時代、市長がよく言う自己決定、自己責任という、こういうふうなことからすれば、地方自治法も改正になる、もう市長は地方が、それぞれの自治体が主権なんだとまさしくそういう立場にいても住民の意思が反映されるようなことにしていかなないとだめなんでないか。

時間がないからといって、法律上しなければならぬ最低限の要件だけしていく。だから、今地方分権一括法が通って自治体がそれぞれ主権なんだと言いながら、合併の極めて重要な、今までの市、町の枠組み変えていくという、こういう大きいことをするとき住民の意思が集約されるような形でなくて、代表者たちで法的な要件だけを通すという、こういうふうなこととの、極めて単純に矛盾を感じるんです。

したがって、その辺について、市長は最大限配慮をするべきだというふうに思うし、そういう意味での見解はどうお持ちなのかなというふうなこと。もちろん法定協議会を通さないことには合併はできないわけですから、そんなことはだれしもがわかっていることであって、さらに住民の意思が反映されるような手法をとるべきでないか、そのために市長はどう考えているかというふうなことで問うているのであります。

それから、2問目でも申しあげたんですが、しらいわの特養の関係であります。十分地権者などに対しても、もちろん、今、その土地も私も法人が直接買うのだから、あるいは市などにも話あって一緒に相談をしながら開発公社あたりが委託を受けてするのだからということもわからないのですが、法人だけですっていうならやっぱり法人からきちっと地権者にもその都度状況を教えていただいて、田んぼだって作付の計画があるわけでありますから、ましてや、今度、今生産調整と言わないか、作付の割当などもそれぞれの地区ごとに協議に入っていくことになるわけでありますから、そうした場合に来年度はどうなるのかというような、その辺の関係などもありますので、十分情報の提供というか、意思疎通というやつをやってほしいということをお先ほど申しあげたんですが、その辺についてもそのようにしていただけるんだというふうには思いますが、ぜひ見解をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど申しあげましたように法人の側では、先ほど申しあげたようなことでありますので、それぞれの議会にとっても所管の委員会などで教えてほしいといった場合には、どうぞ積極的にやってくださいというようなことでありますので、当局の方でここでストップかかるようなことだけないように、市長からも十分御指導をいただきたいというふうに思います。市長からその点についての、当然そうしていただけるというふうに思うのですが、市長から見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市庁舎の関係も、今の寒河江市の庁舎ではやっぱり手狭だというふうに、私は思います。議会などについても、できれば場所を確保をしてやっていくというようなことのものでありましたけれども、また今後、将来のことについて、これも法定協議会の中で検討することであって、そのほかはどうもこうも言えないという、それ以上のことは言えないというふうなことでありますけれども、二通りも三通りにもこれ読み取れるんです。そういうふうなさまざまに読み取ってもらって結構ですというふうなことなのか、庁舎の問題、将来どうするかというのは極めて重要なことで、ただ、どういう意見があって、それではこういう表現になったんですかというふうに、逆にお尋ねをしたいと思います。

もし将来、当面はこの現寒河江市庁舎でありますけれども、将来は、今の寒河江市内に利用しやすい場所に新しいものを建てるというのであれば、そういうふうな場所の選定や何かは今後協議するというふうなことで、つくるといふふうな

ことに普通日本語的にはなるというふうに思うんですが、そうでなくて、中で利用しやすい場所を検討していくというのは、ある施設を借りるなどということも含むのか、あるいはもっと言えば、民間で施設つくったものを借りるなどということをも想定をしての表現なのか、どういうふうにするかを法定協議会でするのでありましようけれども、こういう文章表現にまとめたというには、幹事会の中でも十分な議論をされたであろうし、任意協議会の中でも7名の委員の皆さんは、そいつ聞かれても何だかわからないような決め方でないというふうに思うんです。

したがって、どういう説明があったのか、どういう理解をしたのか、そういう意味で任意協議会の会長である佐藤市長はそういう問いに対して、どういう見解をお持ちなんですかということをお尋ねをしているんです。これを再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、合併の時期と市長の任期の関係については、十分住民が検討できる期間を保証する形の中で対応していただきたいということだけ申しあげておきます。

それから、チェリークア・パークの現状に至った結果責任について、市長からはまだ、今後やるというのはわかるんです。しかし、計画してあれだけ進めてきて、現実にこういう状況になっている、私は1問では財政悪化の一因でもあるということを申しあげました。一因にもなっている、これは否定できない、申しあげました。そういうことについて、今後やるというのはわかります。

こういうことについて、行政の最高責任者としてどういう御認識をお持ちなんですか、民間の会社だっている団体だって通用しないというふうに市民の方は私に言うんです。そんなことはよそでは通用しませんよと、役所というのは市民の貴重な税金で仕事をやっっているながら、そういう結果責任をあいまいにしているというのはおかしいと、私自身議員としてもおかしいし、寒河江市の議会もおかしい、こういう指摘を、厳しい意見が市民の方々から私に寄せられている。これはやっぱり市長、私にどうこう答えるのでなくて、市民の皆さんを思い浮かべてこの結果責任について市長はどのような見解をお持ちなのか、改めてこの点についてお尋ねをして3問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤成六市長 合併につきましては、これまでも座談会を開いたり、あるいは便りを詳しく出しまして市民にわかるようにしておるわけでございますし、あるいはこれから任意協議会におきまして、建設計画もお示しするということになるわけでございますので、あらゆる機会におきまして、これらの進め方なりあるいは考え方なり、そしてまたそれに対する御意見なりを十分に私も吸い取っていきたく、このように思っております。

それから、しらいわの問題でございますけれども、これはこれまでも議会に説明できるものは説明申し上げてきたところでございますが、前回のようなところと違うんだというようなことは、1問、2問でも答弁したとおりでございますし、また地権者にいたしましても土地の御了解をちょうだいしておるわけでございますけれども、これからの進みぐあい等につきましても、これは地権者の方で事業者の方から十分説明をしてもらえらるうと思っておりますし、私の方、市といたしましても指導してまいりたいと、このように思っております。

それから、庁舎の場所についての御議論があるようでございますけれども、この合併だよりに書いてあります、これ、主な意見がどういふのだったか、これは1市2町で最も便利のよいところとすべきだ、あるいは将来を展望するならば西郡で最も便利のよいところとすべきだと、そういうこととか、交通機関、周辺の利便性から見ましても寒河江市が適当であると、ただ現在の庁舎に限らず、市内のもっと便利のよい場所を検討してもよいのではないかと、こういう御意見でございますし、ですから、それらを受けて任意協議会としましては、当面は現在の寒河江市役所とする。将来的には、今の寒河江市内の中でというような結論というようになったわけでございます。ですからそれ以上でもないし、それ以下でもないということを申し上げておるところでございます。

それからクア・パークに対しての結果責任云々ということがありましたけれども、これにつきましても1問、2問で述べたとおりでございます。以上です。

柏倉信一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号16番、17番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 本定例会最後の一般質問でございます。もう少しで終わりますので、肩を楽にして聞いていただきたいと思いを。

緑政会の一員として通告番号に従い、質問に入らせていただきます。

私は、今春に行われた統一地方選、県議選、私自身の選挙を通じ、街頭や個人演説会で広域合併を推進することを訴えてきました。本議場において合併問題についてさまざまな議論がなされておりますが、そもそも現在の市町村体制は昭和30年前後に昭和の大合併によってできたものであり、当時は地方財政の疲弊は今と同じであっても国の財政には余力があり、さらにその後高度成長があり、結果として毎年のように地方交付税が引き上がり、地方財政において都市から地方へという形で大きく税源が還流されてきました。

現在の国、地方の財政状況、今後の経済状況などを展望したとき、同じような展開は望むべくもないのは明らかであります。何より、私たちの周りを見渡してみても50年前との環境の変わりようはだれもが認めるところであり、当然のこととして見直さざるを得ないと考えます。

戦後50年、日本の地方行政体制は、中央集権的な色合いを強く残したシステムで運営された結果、国が地方行政をリードする形で社会資本整備も進み、どこの地域でも一通りの行政サービスが受けられるようになりました。しかし、国土の均衡ある発展をある程度実現した現在の行政システムは、制度疲労とも言うべき問題点が出てきています。補助金体質を長く続けてきたことによって、取り巻く環境や習慣などは異なっているにもかかわらず、全国どこに行っても同じようなまちができてつつあるのは、当然の結果であり、地方の独自色などできるはずがありません。自治体でできることは自治体が、最後に残ったものを国・県が行うのが理想であると考えます。

これからの時代はだれもが体験したことのない少子高齢化社会、情報化社会、国際化社会がなお一層進む中で、住民に身近なところで総合的な行政サービスを提供する基礎的自治体として、市町村の重要性が増してくるのは当然のことです。

こうしたことから、三位一体の改革は的を射たものと考えます。合併のメリット、デメリットの議論もありますが、合併のデメリットは努力によって解決できますが、合併のメリットは合併でしか得ることができない。こうした観点から広域合併を推進することを強く訴えて当選をさせていただきました。こうして議場にいられるということは、私の考えは支持をいただいたと思っております。

ただ、私の考え方の基本は、合併が目的ではなく、これまでできなかった行政の垣根を取り払うことによって、旧市町村がそれぞれ持っている人材・自然環境資源・農作物・文化・産業など連携活用し、これまでの固定観念から脱却したこれからの時代に即応できるまちづくりにあり、合併はそのための手段であり目的ではありません。そうした意味で、合併協議会において、まず議論すべきは新市のまちづくりではないかと考えます。合併協議会で建設計画が後になっているのは残念です。

そこで伺いますが、合併協議会の会長として、市長はどんなまちづくりを展望しておられるのか、また新市の独自色をどのように考えておられるのか伺います。

次に、合併に関連して大江町の飛び地問題について伺います。

このことについては、新聞、テレビなどマスコミの報道でたびたび話題になっているのは御案内のとおりであり、去る10月14日、大江町木ノ沢地区に特別委員会が設置され、飛び地解消の運動が地元の方々によって始まっております。

私は、議員に初めて立候補した際、木ノ沢地区を訪問しましたが、せっかく来ていただいたのに申しわけないのですが、私の家は大江町ですと何度も言われたことを記憶しています。なぜここのお宅が大江町なのか、それも固まって大江町で

はなく、ところどころ飛んで大江町であったり寒河江市であったり、何より不思議なのは一番大江町に近いところが寒河江市でした。1軒、1軒地図におろしていくとますますわけがわからなく、地元の方と一緒にでも歩かないと間違っばかりいそうでした。

こうした状況を考えれば、大江町木ノ沢地区の方々が広域合併に期待したのは当然のことと考えます。しかしながら現実には、御案内のとおり大江町は合併に消極的であり期待できない以上、飛び地解消の運動が起きるのは当然であります。

それにつけても、残念なのはテレビで報道された大江町の町長さんの発言であります。地域の住民の声に地方交付税の金額まで出して、簡単にはいかないとの発言はまことに残念であり、首長の言葉としては不適切と言わざるを得ません。このたびの事件は、当然大江町の問題ではありますが、希望しているのは寒河江市の住民になりたいとのことであります。当然無関心ではいられない問題であります。

そこで伺いますが、大江町の飛び地は我が寒河江市にどのくらいの面積があるのか、人口はどのくらいになるのか、こうした飛び地は我が寒河江市の中に大江町以外にも存在するのか、存在するならば同様のことを伺います。また、改めて大江町木ノ沢地区の飛び地解消について、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、教育行政について伺います。

昨年4月から完全学校週5日制が実施されました。この制度は平成11年度から平成13年度までの3年間で、地域で子供を育てる環境の整備を目指した全国子どもプラン（緊急3カ年戦略）のこれまでの実績を踏まえ、関係省庁や民間団体などの協力を得ながら、放課後や週末などにおける子供たちのさまざまな体験活動などの全国各地での継続的な展開と、地域の教育力の活性化を図ることを目的とした新子どもプランを策定し、実施されたのは御案内のとおりであります。最大の目的は子供たちにゆとりを確保する中で、学校、家庭、地域、社会が相互に連携しつつ、子供たちに生活体験、社会体験や自然体験などさまざまな活動を経験させ、みずから学び、みずから考える力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくむことであります。

逆に言うならば、この制度を成功させるには家庭や地域社会の受け入れ態勢が大変重要な役割を占めてくるのは当然であります。犯罪が過激にそして低年齢化する中で、自由な時間がふえることはもろ刃の剣になる可能性も秘めています。道徳教育の重要性が叫ばれるのは当然であります。

こうした環境の中で、中学校の部活動は大変重要であると私は考えます。スポーツを通しての道徳教育は自然に身につくものであり、また愛情弁当論と同じで子供と一緒にになって応援したり、活動をバックアップすることにより子供との一体感が生まれ、親子の会話も弾みます。

小中学校は義務教育の場であり、当然基礎的な知識や勉強を教えることが重要ですが、子供の個性を見出し、伸ばすことで将来生きる力の礎になる可能性が生まれることは大いに考えられます。

さて、中学校の部活動に対する私の考え方を申しあげましたが、小学校でスポ少や愛好会などさまざまな活動が展開されております。聞くとところによると30を超える団体、700名を超える団員が180名を超える指導員のもとスポーツに親しみ、これ以外にも未登録のジュニア育成団体や市外のクラブチームに所属している子供もいると聞いています。せっかく小学校で地域の指導者やボランティアの協力でこうしたスポーツを親しんでも、中学校にはそのスポーツができないケース、すなわちその部が存在しない場合が結構あると聞いております。まず、その実態はどうなっているのか、またこうしたケースにどのような対応を検討しておられるのか教育委員長に伺い、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、新しい市としてのまちづくりをどのようにしていくかというような展望についてのお尋ねでございます。

御案内のように、1市2町の任意合併協議会におきまして、今月中に新市将来構想案を取りまとめることにしております。12月24日、今月の24日に開催される第8回任意合併協議会の場において、それが協議される予定になっております。その任意合併協議会の会長である市長としての将来のまちづくりの展望についてでございますが、私の考えるところを申し上げたいと思っております。

1市2町は、それぞれが地方自治法に基づき、基本構想すなわち振興計画を定めておりますが、その基本理念として、寒河江市は「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江」、西川町は「物と心の調和した幸せの追求」、朝日町は「自然と人間が共生ししっかりした暮らしを築くエコミュージアムのまち」をそれぞれ掲げておるわけでございます。

西川町はその基本目標の一つに、自然と人間の共存を掲げております。本市といたしましてまちも花、緑、せせらぎで彩る都市づくりをキャッチフレーズに掲げ、その実績も上げておるわけでございまして、このように1市2町とも自然や環境をテーマにまちづくりを進めてきたと考えているところでございます。

1市2町は朝日連峰、月山、葉山をいただき、最上川と寒河江川の恵みを受けて発展してきたところでございまして、これまでと同様に自然を大切に、自然と共生し、自然を生かして活性化を図ることが合併後のまちづくりにおいても基本になるものと考えております。

大自然の美しさ美しい町並みの連携が図られ、美しさの中で豊かな生産活動が生まれ、心とむ生活環境の中で、充実した福祉施策のもと安全で安心な生活を送る、そのようなまちづくりを考えておるところでございます。

その中で新市の発展を考える上で、キーワードとなるものが第一に産業の振興であるとともに、観光そして交流であると考えております。

合併により、自然環境に恵まれた県中央部の中核都市が誕生することによって、地域の存在感やイメージアップが向上し、企業のさらなる進出を期待するものであります。このことによって若者の定着や観光誘客の拡大、流入人口の増加が図られ、商業やサービス業の振興に結びつき、より活力のあるまちへと発展されていくことを望んでおります。

観光については、これまでも一部連携を図りつつ進めてまいりましたが、各行政区域の中での取り組みという制限があり、月山、朝日連峰を代表する貴重な観光資源を十分に生かし切れなかったのではないかと考えております。合併した後はそのスケールメリットを生かし、高速道路と一体となった観光拠点施設を基地として、広大な月山、朝日連峰や最上川などの観光資源と既存のチェリーランドや月山銘水館、寒河江ダム、朝日自然観などの観光施設、加えて最上川の水辺プラザを結びつけた広域的な観光振興事業に積極的に取り組み、交流人口の拡大を図っていきたくと考えております。

そして、さくらんぼやリンゴなど、全国的知名度の高い特産品や慈恩寺、岩根沢、出羽三山などの歴史的な遺産、伝統文化を前面に打ち出し、新市、新しい市の住民の豊かな人情に触れることで、さらなる交流人口の拡大を図り、観光産業が他のあらゆる産業と有機的に結びつき、新しい市のすべての産業のより一層の振興が図られるという方向にもっていきたくと考えておるところでございます。

いずれにしても、広域的な視点に立って、新しい市のビジョン、未来像というものを描いていかなければならないわけでございますが、寒河江市といえばさくらんぼ、花、緑、せせらぎのイメージが定着したように、1市2町の住民が一丸となって、力を合わせて新しい市の礎とイメージというものをつくるために、合併後の生活において幸せを感じ、そして合併してよかったと思ひ、新市に誇りを持てるようなまちづくりを目指していきたくと思っております。

それから、同じく合併の問題での大江町の飛び地の問題でございますが、飛び地の面積と飛び地に居住する人口についてでございますが、大江町が寒河江市に持つところの飛び地は現在約85ヘクタール程度あり、そのうち大江町大字左沢字木ノ沢として課税している面積が約13ヘクタールあるということでございます。その木ノ沢地区には本年12月1日現在で

50世帯の 215人が居住しているという状況にあります。

次に、大江町以外にも飛び地があるのかという質問でございますが、かつて中山町や西川町との間で飛び地が存在していましたが、これまで土地改良事業などの際に極力解消に努めてきており、近隣の市町にも確認した結果、大江町関係以外では西川町に寒河江市の飛び地として 1,500平方メートル程度存在するようでございます。

その、大江町の木ノ沢地区の飛び地解消についてでございますが、法律的に飛び地を解消する手続としましては、地方自治法第7条に定めるところの市町村の境界変更の手続が必要であり、合併の手続と同様に寒河江市と大江町のそれぞれの議会の議決を経て、県知事に対し境界変更の申請をし、知事は県議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届けることになるわけでございます。

木ノ沢地区の飛び地の解消は、大江町がどのように対応するかであります。大江町木ノ沢地区の住民が寒河江市への編入を望み、大江町がその要望にこたえるのであれば、寒河江市としましてはそれを受け入れ、地区民の願望にこたえ、寒河江市の住民として生活していただけるよう手続を進めていきたいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 中学校の部活動についてお答えいたします。

現在、寒河江市では、感動と活力を生み出す力強いスポーツの推進に向けて、スポーツ少年団の育成や、学校における体育、スポーツの充実に力を入れているところです。また、近年のスポーツ愛好者の増加に伴い、これまで以上に多種類のスポーツに親しむ人がふえております。

これによりまして、少数ではありますが、スポ少で取り組んでいた種目が中学校部活動で行われていないために、自分の好きなスポーツを続けることが困難な状況になる場合が出てきます。その場合の具体的な手だてについて説明いたします。

市内の中学校には多種類の運動部活動がありますが、それ以外の種目に取り組む生徒は46名おります。種目は硬式野球、空手、体操、スキー、トランポリン、スピードスケートなどです。それらの生徒への対応として、ある中学校では総合運動部を設けております。学校の部活動にない種目に取り組む生徒は、この総合運動部に在籍しながら外部クラブチームなどで自分の好きなスポーツに取り組んでおります。総合運動部では、顧問教諭の指導のもと基礎体力を高めるトレーニング等、充実した活動が行われております。また、総合運動部を設けていない中学校においても、担当教員を配置し、生徒の大会参加や練習などを支援しているところです。

市教育委員会としまして、生徒が自分の個性を生かし、スポーツを通して自己実現ができるよう学校の体制づくりを奨励しているところです。そして、生徒一人一人がスポーツを愛する心を大切に、夢を持って自分の好きなスポーツに打ち込めるよう、学校体育、社会体育の両面から支援していきたいと考えております。以上です。

種目の中で硬式野球を軟式野球と読んでしまいましたが、硬式野球に直していただきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柏倉信一議員。

柏倉信一議員 市長並びに教育委員長から答弁をいただいたわけですが、大変丁寧にお答えいただきまして、また、私の意図するところを大筋御理解いただいたのではないかなというふうなことで御礼を申し上げます。

合併問題については、相手のあることでもあり、またいろいろハードルがあって何かと大変な問題ですが、ぜひ実現したいものだなというふう思うわけですが、新市のまちづくりについて伺いましたが、合併のメリットというふうなことになる、行革とか合併特例債とかその辺ばかりが何となく議論されているのかなと、歴史の中で蓄積された多くの財産を1市2町が出し合うことによって可能になる総合力の強化というのものも、非常に大切な部分だと思うし、私はその辺が最大のメリットかなというふうに思います。新たな時代に即応できるまちづくりというものを取り組んでいかなくてはいけないのではないかなというふうに思いますし、私自身も当然、できるだけ努力をしていかなくてはならないというふうに思っておるところです。

とりあえず、これまでのこの行政の垣根というか、住民感情というものをできるだけ早いうちに取り払わねばならないと考えますし、先ほど市長の答弁にもあったように、広域観光等々の経済効果をなお一層上げる意味でも、そしてまた合併後の一体感というものを構築する意味でも、道路行政というのは非常に重要になってくるのではないかなというふうには、私は思います。1市2町のアクセス道路、先般の平塩橋のかけかえなんかその一つだと思いますけれども、あるいは寒河江市の中での道路の渋滞の解消、具体的に言うならば内回りバイパスの早期完成とかあるいは東の玄関口、天童から入ってくる道路の解消とか、いわゆる骨格となる道路の整備というのは、合併をにらんだ場合非常に重要な部分ではないかなというふう思うんですが、市長の道路行政に対する見解を伺いたいなというふうに思います。

それから、飛び地問題はやっぱり実際に住んでいる人でないと、なかなか実感できないというか、わからない苦労がいっぱいあるようで、あるときは寒河江市と一緒にだったりあるいは大江町と一緒にだったり、保育所、小学校、中学校に入所、入学の手続をする際は寒河江市と大江町の両方に委託保育、委託入学の手続が必要だ、そういうふうな関係で柴橋保育所に入所している幼児よりも私立の幼稚園に入所している子供さんが多いと、消防団は寒河江市の辞令交付を受けて活動している。老人クラブ、子供会、子供育成会は、両区民合同で構成し運営している。かもしかクラブは金谷地区に入って活動することになっている。

郵便物の配達、寒河江郵便局の管内で郵便番号が「991-0801」というふうになっているんだけど左沢という住所で、いまだに「990-1101」の番号で来る郵便物が多い。大江町役場からの郵便物もいまだに訂正されていないものもあって、「990-1101」とこういうふうに記載されると左沢郵便局を経由するために、配達が1日おくれる。大江町、寒河江市の両隣の受験生の合格通知が、大江町の合格通知が1日おくれたので落第したのかなと思わせてがっかりした、笑えないような現実もあったようです。

木ノ沢の生活改善センターの管理運営は両区の役員が2年交代で担当する申し合わせで、センターの事業は極力共同でやっていくようにしている。税外負担要請はまちまちで、西村山障害児救援義援金は大江町へと、交通安全母の会費とか、交通遺児激励募金は寒河江地区に納付する、こういったこと以外にもテレビで報道された中では、回覧板を回すのに、すぐ近くに民家があるにもかかわらず、車で行かねばならないほど隣が遠かったりと、さまざまな弊害があるようです。

こういうように、実際木ノ沢地区の方々からすると、向こう三軒両隣なんてという言葉の意味は、なかなか理解できないのではないかなというふう思うわけです。やっぱり地域と住む人は一体でないと、いかに面倒で大変か。

市長は、当然こうした状況も御理解をいただいた中で、寒河江市に移ることになれば歓迎するよというふうなことだと思いますけれども、当然こういう状況を考えると、私もぜひ一日も早く寒河江市の市民になっていただきたいものだというふう思いますし、そしてまた、御案内のとおり、あの周辺に関しては宅造も進んでいる中で、ますますこういった環境の人たちはふえるのではないかなというふうに思われるわけで、先ほどの市長の答弁から察すると、当然、我が寒河江市の議会、あるいは大江町の議会の承認があってということのようでしたけれども、できるだけ機会をとらえていただい

て、県なり国なりに市長の方からも要望していただけるように、飛び地の解消について要望していただけるようお願いしたいものだというふうに思います。

それから、中学校の部活動について伺いました。総合運動部として活動を続けられるということでした。最近身近なところで、我が寒河江市の白田亜弓選手であるとか、あるいは中央高の加藤選手であるとか、全国レベル、世界レベルで通用するようなすばらしいアスリートが出てきました。子供たちから見れば当然いろんな意味で夢は与えてもらい、また励みにつながっているのではないかなというふうに思いますし、ぜひその方向づけで検討していただきたいというふうに思うのですが、1点だけ、確認を含めて質問させていただきたいんですが、こういう総合運動部に所属する子供さんというのは、冠大会はとにかくとして新人戦とか中体連とか、そういった大会に出場できるのかどうかを伺って第2問にさせていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤成六市長 お答えします。

新しい市のまちづくりを、展望を描くというようなことにおきましては、この新しい市の一体感が図れるものは何かというようなことを、やっぱり考えておかななくてはならないんだろうと思っておりますし、そしてまた、新しい市のイメージは何かをつくるというようなことにあるかと思っております。

それにおきましては、道路の果たす役割というのは大きいかと思っております。したがって、前にも述べましたように、いわゆる市と町をつなぐあるいは中心部と周辺部をつなぐところの道路というようなものを、そういうアクセスあるいは動脈というようなものをやっぱり、しっかりと築造していかなくてはならないだろうなというような気がするわけですので、今後1市2町の任意協議会なりあるいは法定協議会の中で、大いに議論してまいりたいとこのように思っております。

それから、大江町の飛び地の問題でございますが、やはり何百年前の壁というものが、今日なお残っておって、住民が不便な状況にあるというようなことは、これは不自然な形であり看過できないものだろうと、このように思っております。そういうことで、木ノ沢の住民の気持ちというものを考えれば、その気持ちにこたえてやりたいというようなことを考えておるわけでございますが、何せ法的な処理というようなことにならなければ解決できない問題でございますので、先ほど申しあげましたように議会の議決とかあるいは知事の承認というところまで持っていかなくてはならないわけですので、そういう手続ということにつきましては、私は応じてやりたいというような気持ちで、今考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 大会参加にかかわる御質問にお答え申し上げたいと思います。

私の方からは基本的なことをお答え申し上げて、具体的な姿は学校教育課長の方よりお答え申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

外部で活躍している生徒諸君については、学校からはできる限りの大会参加に向けた支援をいただいているところでございます。委員会といたしましては、スポーツを通して自分を高めようと、日々努力している生徒の大会参加を奨励して、その中で一人一人が個性を發揮してもらい、生き生きとした学校生活を送れるよう生徒諸君それから学校を支援してまいりたい、このように考えております。

以下、学校教育課長の方からお答え申し上げます。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

芳賀 章学校教育課長 それではお答えいたします。

各種大会等は、中学生の個性を発揮する大事な自己実現の場ととらえております。そこで、学校ではできる限りの大会参加の支援などを行っているわけです。

御質問にありました中体連などへの出場のことですが、中体連もしくは教育委員会が主催する大会については出場できません。例えばバドミントンをしている生徒は西村山には競技がございませんが、校長の承認のもと県の中体連及び新人大会に出場している状況でございます。なお、その場合でも学校が参加費用を支出し、担当の教諭が引率して指導、応援に当たっているところです。以上であります。

佐竹敬一議長 柏倉信一議員。

柏倉信一議員 私の意図するところは十分御理解をいただいたと思いますので、御提言申しあげたことが一日も早く現実のものとなるように期待しまして質問を終わります。ありがとうございました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第2、議第66号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議案第66号寒河江市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江みずき団地造成事業により、大字寒河江字石田及び大字寒河江字横道の地域について字の区域及び名称が変更されたことに伴い、都市計画税課税区域の名称について、所要の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第4、これより質疑に入ります。

議第66号に対する質疑はありませんか。高橋勝文議員。

高橋勝文議員 1点だけ質問します。

今回の改正で、みずき一丁目から三丁目までエリアになった中でありますけれども、平成16年度で都市計画税課税になるような面積、今の推定でどのくらいになるか、例えば、平成16年の1月1日現在、対象になってくると思いますので、平成16年度で都市計画税を課することのできる面積などわかればお答え願います。

佐竹敬一議長 税務課長。

宇野健雄税務課長 お答え申し上げます。

御案内のように、都市計画税の賦課期日は1月1日になるわけですが、私どもの方では分譲契約の詳しい経過については承知しておりませんが、お聞きしたところ1月1日現在で公社持ちから離れて民地になる分が1件か2件程度あるように聞いてございます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第66号

散 会

午後1時16分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成15年12月19日(金曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	椛津博	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第4回定例会

平成15年12月19日(金)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 3号 平成14年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 4号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 5号 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 6号 平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 7号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 8号 平成14年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 9号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第10号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第11号 平成14年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 議第61号 寒河江市一般廃棄物減量等推進審議会設置条例の一部改正について
- 〃 11 議第62号 寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 〃 12 議第63号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- 〃 13 議第64号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 14 議第65号 市道路線の認定について
- 〃 15 議第66号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 16 請願第4号 中学校給食の実施を求める請願
- 〃 17 陳情第1号 法務局職員の増員に関する陳情
- 〃 18 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 決算特別委員長報告
- 〃 19 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成15年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開

午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、12月1日及び9日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第1、認第3号から日程第17、陳情第1号まで、17案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第18、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名中6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第66号及び陳情第1号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第66号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号法務局職員の増員に関する陳情書を議題とし、担当職員による陳情文書を朗読の後、質疑、意見に入り、一たん休憩して意見交換を行い、会議を再開いたしました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「不況の時代ということで、民間企業はリストラを行っており、国も国家公務員の定数削減を年次計画で行っている。今の社会経済情勢も含めながら判断すると、陳情書は採択すべきでないと思う」との意見がありました。

委員より「事務量が基本的にふえている中で、国会でも請願が審議され、採択されてきた。それにもかかわらず解決されていない現況からすると、陳情書の願意は妥当であり、採択すべきだと思う」との意見がありました。

委員より「1968年以来、人員がふえず、むしろ減っている状況の中で、登記事務や作業量がふえている社会背景をもとに人員を確保してもらえないかという陳情で、聞き取りや調査を行い審議すべきと思う」との意見がありました。

陳情第1号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時35分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第61号、議第62号、請願第4号の3件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第61号寒河江市一般廃棄物減量等推進審議会設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号中学校給食の実施を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、紹介議員から補足説明を受けて審査に入りました。

主な意見について申し上げます。

委員より「食は人間の起点であり、親子としての当然の権利ととらえ、親が子のために食事をつくったり一緒に食べたりすることが今の時代、大切なことであり、その意味で願意妥当でない」との意見がありました。

また、委員より「前回の教育委員会のアンケート結果を見ても、子供たちの栄養バランスのために中学校給食は必要だとの回答が多く、今は当時に比べさらに飽食の時代になっており、子供たちの体のことを考えると、採択すべきである」との意見がありました。

委員より「食の基本は家庭です。朝、家族みんなで一緒に食事をとり、弁当をつくり、子供に持たせてやることで親子のきずながはぐくまれる。そして親も子も食事の大切さ、物の大切さを学び、さらに子供は家庭の味、母親の味というものを読んでいくのです。ですからこの請願には賛成できない」との意見がありました。

また、委員より「請願の趣旨はわかるが、この請願運動の前に、まず母親としてやるべきことがあるはず。今のお母さん方は、食事とは何かをもっと真剣に勉強すべき。学んで理解してからであればこの請願が生きてくるが、今の段階では甘えにすぎない。議員として寒河江の将来を考えたとき、今の状況でこの請願を認めるわけにはいかない」との意見がありました。

また、委員より「『食事は家庭から』というのはわかるが、それが厳しい世の中になってきており、家庭でも当然頑張るけれども、その不足分をフォローする意味で給食は必要だ。また中学校時代に給食を通して食を学ぶということは大切なことであり、ほかの中学校でも実施しているところがふえてきているという実情も考慮すべき。合併の問題もあり、この請願は採択すべき」との意見がありました。

また、委員より「確かに子供たちを取り巻く環境が大きくさま変わりしており、親と子のきずなというものが希薄になりつつあるように思う。このような時代、必ずしも親子のきずなをつくるのが弁当だとは言いきれないが、その一つの手段として重要であると思う。今真剣に子供のことを考えるべきときであり、人任せにははいけない。現時点ではこの請願に賛成できない」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第63号、議第64号、議第65号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第63号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「横道みずき団地線の延長距離には、平成16年度完成予定部分を含むのか」との問いがあり、当局より「含みます」との答弁がありました。

議第65号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。18番内藤決算特別委員長。

〔内藤 明決算特別委員長 登壇〕

内藤 明決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月16日午前9時30分から本議場において委員19名中18名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成14年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 身体障害者住宅整備資金貸付金元利収入の不納欠損額の実態について、1. 市税収納率の県内他市との比較について、1. パックドールの税収について、1. 仕事と家庭両立支援特別事業の状況について、1. 不在者投票の場所について、1. 介護予防等拠点整備事業の繰越内容について、1. 私学助成の該当者数について、1. 特別職の退職金について、1. 交際費の官官接待について、1. 基金積立金額、地方債額に照らしての決算の見解について、1. 最上川寒河江緑地の実施設計と詳細設計について、1. 紅花の丘の農道完成と活用について、1. 西村山視聴覚教育協議会について、1. 社会福祉協議会に委託している市独自の福祉政策について、1. 公債費の件数と利率について、1. 生け垣等緑化奨励事業での維持管理指導についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第4号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第5号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第6号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 国保税の歳入の増、収入未済額の増について、1. 失業や病気で支払えない方の救済制度について、1. 滞納者への保険証の交付状況についてなどの質疑に対し当局よりそれぞれ答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第7号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成14年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第8号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成14年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 判定ソフト改定の中身について、1. 痴呆症の方の判定ソフト導入について、1. 県内及び全国で介護保険料の減免をしている実態についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第9号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第10号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第11号平成14年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第11号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第19、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案どおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決いたしました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

佐竹敬一議長 討論に入ります。佐藤陽子議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成討論です」の声あり）高橋勝文君。（「反対討論です」の声あり）川越孝男議員。（「原案に対して賛成です」の声あり）柏倉議員。（「反対です」の声あり）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論の申し出がありましたので、これより順次発言を許します。

会議規則第52条の規定に基づき反対討論から行います。

12番高橋勝文議員。

〔12番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 私は、平成7年から議員に当選しまして、この間、9年目になりますけれども、さまざま議場でも学校給食に対して勉強をさせてもらいました。そして明治22年、山形県で学校給食が最初に開始されたということで、給食の原点が山形県にあると、そのようにも勉強させてもらいました。さらに国民健康保険の制度も、これも山形県が発祥の地だと、このようにも勉強させてもらいました。

学校給食の経過を見ますと、平成3年ころから寒河江市で話題になってきたということで、かれこれ十二、三年経過したと、このように資料等を見まして、思っておるところであります。

今回も請願が出されました。その中を見まして、さらに、議員生活の約9年間の中で考えた点を申し上げたいと、こう思っております。

私は、学校給食を論ずる際に、いろいろな視点があると思いますけれども、最低限、行政の財政面で私は学校給食を問うものではないと。学校は人間形成の場なんだと。それ以上に家庭は人間形成の場だと、このように思う一人であります。そういう一つの観点から、人間が生まれますと最初に何を親が与え、子供が何を要望するかということを考えてみますと、これは食であると、食べ物であると。栄養あるとかないとか、そういう問題ではないと。あくまでも人間として当然の行為なんだと、これをまず原点に私は学校給食を考えるべきであろうと、このように思う次第であります。

さまざま今日まで議論がなされた中で、ある方は「愛情弁当」などと表現された方もあったようであります。私は弁当は愛情とかそういうものでなくて、食べるための一つのものなんだと、食べる形態が一つのものなんだということで、中学校ぐらいの年齢になってくれば、自分で料理をつくったり、私はできる年齢になってくるであろうと、このように思います。親と子供と一緒に共同という一つの部分の中で弁当をつくったり、そして弁当以外に、夕食も朝食も食事をつくったりする、それが普通の家庭ではなからうかと、このように思う次第であります。

今、子供を見てみますと、何が足りないかといえますと、私は創造力、料理も私は創造でつくるものだと、こう思っています。よって、中学校ぐらいになればそういう料理をつくと。そしてお母さんもお父さんも料理をつくるんだと。このような家庭こそ、そういう家庭から私は次代を担う人間が生まれてくるであろうと、このように思う次第であります。

さまざまな立場の中で学校給食に対する要望等があると思いますけれども、今からの子供を、そして日本を担う子供を私たちが育てていくという一つの観点に立ったときに、自己の目覚めも私たちは理解する必要があるのではなからうかと、このように思っております。

そういう意味で、学校給食に対して請願が出ておりますけれども、学校給食については私は反対だと、このような立場で反対討論をさせていただきます。以上です。

佐竹敬一議長 16番佐藤陽子議員。

〔16番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 請願第4号中学校給食の実施を求める請願に対し、賛成の立場から討論いたします。

この請願は、「中学校給食をすすめる会」が、寒河江市でもぜひ中学校給食を実施してほしいと、寒河江市全域から集めた1万5,000余名の署名を添えて議会に提出したものです。

この請願を審査するに当たり、議員として考えなければならないことは、この請願が出された背景と実態を直視するこ

とだと思います。12年前にも同じ趣旨の請願が出されました。そのときは2度継続審査になりましたが、当時の文教委員会は、給食実施校の視察や学習を重ね、全会一致で採択をしています。

これまで中学校給食を実施しない理由として繰り返し言われてきたことは、子供の健康や食については家庭の責任であり、こういった時代だからこそ家庭の役割が大事であり、家庭の教育力を高めなければならないというものでした。

これらの議論はもっともな意見のように聞こえます。しかし、子供たちが安心して心を開き、身をゆだねることのできない家庭も少なくないという現実を直視する必要があると思います。その背景には、失業や倒産、家庭を顧みることのできないほどの労働強化、両親の離婚などがあり、個人の努力だけでは解決できない現実の中で、親も子も懸命に生きているのです。そんな家庭の子供がコンビニ弁当を持っていったとしても、だめな家族、だめな親と責めることは簡単ですが、問題の解決にはならないではありませんか。

文部科学省は、こうした社会現象の中で、子供たちの食生活の乱れが心身の健全な発達に悪影響を及ぼしていることを憂慮し、中学校においても給食を実施するよう促しています。また、子供たちが将来においても、食と健康についてみずから管理できる能力を身につけさせるために、栄養教諭を置くことと提起していることや、学校給食の内容についても、家庭の食事だけでは不足しがちなマグネシウムや亜鉛の摂取目標値を示すよう指導しています。

子供を持つ親たちが心から願っていることは、我が子が心身ともに健やかに育つことです。12月12日、中学校給食の実施を求める請願が文教厚生委員会で審査されました。この委員会には10名の市民が傍聴し、審査の内容を見守りました。傍聴した「すすめる会」の会員は、一様に審議内容と発言内容を厳しく批判しています。

請願に反対する意見の多くは、「家事は母親がしなければならない。どんなに忙しくても、どんなに生活が厳しくても、学校給食を望んだり、コンビニ弁当を持たせるなどは母親のすることではない」といった意見や「9割の母親は食の大切さを知らない。給食などを許したら、その不勉強な母親をだめにする。甘えを許してはならない」、「夜遅くまで働く母親が、コンビニで買って弁当に詰めると聞いたが、やる気を出せば、朝起きしてつくれるのではないか」など、男女共同参画社会の理念などへの無理解に大変驚くとともに、母親たちが勉強していないということに関して、中学校の母親委員会をしているある会員は「この間、市内各小学校の母親委員会では、それぞれ食に関する講演会を開催している。平成13年度には山口喜代美先生の『成長期における食生活の見直し』と題した講演会を、平成14年度には『生きる力と食育』と題して勉強会をしている。そういう事実を無視してああいふ発言をしているのだったら問題だ。9割の母親は食の大切さの認識が甘いとの発言は暴論だ」とこもごも述べています。

請願に対しては、このような反対の意見が次々と出され、多数で不採択となりました。委員会の結論は、母親たちの願意を認めないというものでした。しかし、女性も男性と同じ条件で働くことが求められ、男性も家事や子育てを分担することが当然の時代です。母親だけにその責任を負わせることは間違っていると思いますし、親子のきずなや努力だけでは補い切れない食のバランスや安全性を給食に求めることは当然のことと思います。何よりも圧倒的多数の父母が中学校給食の実施を求めているという事実は、幾ら21名の議会の中では否決しても、消すことはできません。住民多数の要求に謙虚に耳を傾け、当局に実現を働きかけることが議会の使命であることを踏まえれば、今回の請願不採択の態度は、後々まで市民の批判を受けることと考えます。

以上のような理由から、私はこの請願の願意は妥当なものであり、採択すべきという意見を述べ、同僚議員の良識ある判断を強く願って討論とするものです。

佐竹敬一議長 11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 反対討論を述べさせていただきます。

私ごとで恐縮ですが、つい最近、長女が結婚しました。娘が嫁ぐ前の我が家は、毎朝5時前に、一緒に寝ている妻の目覚ましで始まります。5時過ぎに下の娘が朝食をとり、弁当を持って6時の電車で山形の高校に出かけます。ほとんど同時刻に上の娘が朝食をとり、7時過ぎに弁当を持って職場に出かけました。私たち夫婦はその後2人で朝食をとり、妻は家事を済ませ、職場に出かけていきます。これがつい最近までの我が家の朝のライフスタイルでした。

上の娘が嫁ぎ、少し寂しくなった我が家ですが、長女は職場の帰りによく寄っていきます。一番の目的は、母親に料理の作り方を教わるためです。娘の旦那は、24時間稼働の職場で週ごとに勤務時間帯が変わるとのこと。新婚生活とはいえ、なかなか一緒にいられる時間帯が合わないようで、そんな中で、だれに教わるともなく娘が考えたのは、旦那に弁当を持たせることのようにでした。母親のつくった弁当とどこが違うのか、どう調理すれば、どのように並べればおいしそうに見えるのか、栄養のバランスはどうすればよいのか、真剣に取り組んでいます。愛情表現、夫婦のきずな、健康管理、そして我が家の味を毎朝5時に起きて必死でつくろうとしています。何も言ったわけではない、教えたわけではない、ではなぜそういう行動に出たのか。考えられるのはただ一つ。母の背中を見て自然に覚えたものでしょう。こうしてみると、最低でもまだ1年半、弁当をつくり続けなければならない我が女房に「長い間御苦労さん」と褒めてやらねばと思います。

私たち夫婦、欠点だらけで、決して模範となるような親とはいえないと思いますが、最低限のことだけは教えることができたのかなと思っています。長女も来年には母になります。このままいってくれば、手前みそで親ばかりかかもしませんが、何とか母親が務まるのではないのでしょうか。

つい1年半前まで、下の娘は中学生でした。弁当の時間は、友達と会話を楽しめる時間と言います。給食となれば、準備や後片づけなどで時間をとられ、友達との会話も少なくなるようです。娘に聞いてみました。「弁当はコンビニから買って持ってくる子がいるのか」と。「そんな友達は、家で特別なことでもあれば、1日、2日はあっても、まず、いないよ」と言っていました。安心しました。我が寒河江のお母さんたちの大半が、我が子のために頑張っておられる。

下の娘は中学からずっとソフトテニスをやっていますが、ほとんど食べ物もコンビニやファストフードなどは口にしません。スポーツ選手は持てる力を試合で最大限発揮するには、体づくりや技術を身につけることもさることながら、食生活も大切なことを知っているようです。こうして2人の娘を見ていると、改めて食の大切さを痛感します。

昨年からは学校完全5日制が実施されました。これまで以上に、限られた時間で同等の学力を身につけなくてはならない。子供たちも先生も大変です。こうした反面、自由な時間もふえます。一般質問でも申しあげましたが、ゆとりを与えることによって、この制度は一步間違えればもろ刃の剣になる可能性を秘めています。犯罪が過激に、そして低年齢化する傾向にあるのは御案内のとおり。ふえ続ける幼児虐待、登校拒否。あるお母さんは、登校拒否にかかった子供に弁当を毎日つくり、そんな母親の姿に感謝して、登校拒否を克服したという話も聞きました。やはり食は、あらゆる意味で生きることの原点です。

中学生は思春期真っただ中。IT産業などの急速な進展で、危険な誘惑の道しるべがあちこちに散在しています。父親が子供と接触する平均時間は1日27分、育てる親も時間的・精神的余裕がありません。いつ何どき子供が変わるかかわらない。こうした時代だからこそ、少しでも我が子とのスキンシップ、健康管理が大切なはず。お金を払えば何でも買える世の中です。どの食物に何が入っているのか、体にどんな影響を与えるのか、飽食の時代だからこそ、食の大切さを教えなければならないはず。季節のしゅんの食べ物は何か。自分の体に欠けている食物は何なのか。自分の年齢、体の状況に適した食物は何なのか。

私の信念として、道徳と衣食住の基本はやはり親が自分の背中を見せて教えるものと思います。世のお母さん、大変でしょう、御苦労さまです。しかし弁当をつくってください。お母さんがお腹を痛め、だれよりもかわいいあなたの子供には必要なんです。そして男どもよ、しっかりお母さんをサポートしなさい。逃げずにはいけない、女房任せばかりではいけない。（「そうだ」の声あり）いつかは親元を離れなければならない、だれよりもかわいいあなたの子供に、どんな環境になっても自分の足で立ち、自分で歩く、生きる力を教えるのは最大の親の務めだと思います。

1万5,000余名の署名を重く受けとめ、真剣に議論した中で、次代を担う大切な大切な子供たちの将来のために、市議会最大党派政策集団緑政会の総意として中学校給食には反対させていただきます。

佐竹敬一議長 次に、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 請願第4号中学校給食の実現を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

その理由は、一つは先ほど来討論の中でも出ていますように、多くの市民の強い要望があり、その要望にこたえる必要があるということが一つであります。

二つには、法律に基づき、国・県からも実施するよう指導されているということでもあります。

三つには、平成3年5月に出された同趣旨の請願が、同年12月議会で全会一致で採択されました。私も当時、1年生の議員としてその審議に参画をいたしてまいりました。先ほど佐藤議員からお話しありましたように、2回、6月、9月の定例会で継続審査になりました。私は1年生議員でありますから、先輩議員の皆さんも本当に勉強し合いながら、さまざまな角度から分析、検討をして、全会一致になったという経緯があります。

それを受けて、市の教育委員会は検討委員会を設置しました。市民の代表である議会が、中学校給食を実施すべきだという請願を採択し、議会の意思が決定されたわけでありますけれども、教育委員会はその実施方法について諮問したのではなくて、中学校給食の実施の是非も含めた諮問であったことから、教育委員会で実施したアンケート、生徒や児童、保護者などの多くの「実施をしていただきたい」というアンケート結果があるにもかかわらず、「現在のところ差し迫った必要性は見当たらない」との答申に基づき、市教育委員会は、寒河江市立中学校において完全給食は実施しないと結論づけたのであります。

しかし、この12年間、食事の重要性については、先ほど来、反対討論の中にもありました。極めて大切さが今力説され、これは社会問題にもなっているわけであります。県内でも、あるいは西村山地区内においても、おかず給食をも含めて中学校給食の実施校が拡大をしております。これは客観的に見て、その必要性がますます増大しているあらわれだと私は認識をいたします。（「そのとおりだ」の声あり）

四つには、今1市2町の任意合併協議会が設置され、協議中であります。その中で、中学校の給食については、現行のままと整理をされています。つまり朝日町と西川町はおかず給食、寒河江市はミルク給食のみの実施となっており、そのまま続けるということでもあります。そして市教育委員会は、これは差別や格差ではないというふうに言われています。それは確かにそれぞれの経過であって、しかし、合併した場合、一つの教育委員会になります。そうした場合に、教育的観点に立って中学校の学校給食は必要だということと必要でないということになってしまうわけであります。そうした場合に、教育委員会としての教育観点から見た場合、自己矛盾を抱え込むことは必至であります。これは明らかであります。

それから、五つ目には、行政はどういったサービスをすべきなのか。行政はどうあるべきかという観点であります。委員会審査では、先ほどの委員長報告にもありました。また、賛成・反対の討論の中にもあったわけでありますけれども、請願に反対された理由の中には「食事は人間の基本である。食事は人間にとって極めて大切なことであり、親子、家庭でそれらははぐまれるものである」ということがありました。また少年犯罪も含め、さまざまな現象が食事をおろそかにしている結果であるということも出されました。そしてまた「このことを今の母親の多くが認識をしていない、そういう勉強をしてこなかった結果である」ということも出されています。「給食にそれを求めるのは甘えである」といった意見などが出されました。

私は、食事の大切さは同感であります。家庭の中でそういうものがはぐまれるということも同感であります。しかし食事というのは365日、朝食、昼食、夕食があるわけであります。しかしそういう問題が、弁当を持参することですべての問題が克服されるというふうには思わないのであります。現在の母親の多くが食事についての認識が不足をしているとすれば、それをそのままにして指摘をするのではなくて、食生活改善運動やさまざまな活動を通じて、社会教育の分野で今のそういう認識が欠落しているお母さんやお父さんたちにも教育をすべきだというふうに、私は思うんです。

また、子供たちが母親になったときに、そういった指摘をされない父親・母親に育ててもらうためにも、学校給食を通じて食事についての教育・学習をすることが、給食を通じてさらに深められるものと思うのであります。

ちょっと話題を変えますが、老人福祉で見た場合、介護される人もする人も市民であります。もちろん介護は介護される人の立場に立って、なされなければならぬなどということは、これは当然のことです。そういう立場で在宅介護の充実を図りながら、長年住みなれた自宅で、家族にみとられて終わるのが理想であります。

しかし現実には、施設入所の希望はたくさんあります。そして行政でも特別養護老人ホームなどの施設建設がなされているのが実態であります。幾ら理想でこうあるべきだというふうなことだけでなく、今市民が置かれている状況の中で、さまざまな意見があると思うんです。置かれている状況もさまざまあると思うんです。そういう中で、老人福祉で言えば、今申しあげた自宅で見とられるのが一番理想であります。しかし施設を行政がつくっている、この現実であります。

このように行政サービスは市民の目線に立って、理想に向かって現実的な要求解決を図りながら市民生活の向上を実現することが基本であり、より重要だと思っております。

そのような立場からも、児童・生徒・保護者を初め市民の多くの方々の願いである中学校給食の実現を求める請願に、同僚議員の皆さんの御賛同をいただくことを重ねて期待を申しあげまして、討論を終わります。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

原案について採決いたします。

本件は、原案を採択するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

陳情第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は原案について採決いたします。

本件は、原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決しました。

発言の取り消し

佐竹敬一議長 この際、お諮りいたします。

16番佐藤陽子議員から、12月9日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したいとの旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、佐藤陽子議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

閉 会

午前10時41分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成15年第4回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

平成15年12月第4回定例会

寒河江市議会議長 佐竹敬一

会議録署名議員 石川忠義

同 上 佐藤暘子